

鹿児島県史料

薩摩藩法令史料集三

解題

『薩摩藩法令史料集三』は「歴代制度」卷之三十二より卷之四十五までを所収する。

本巻に含まれる内容は、(1) 規式・行事に関するもの(三十二〜四十)、(2) 諸手続に関するもの(四十一〜四十三)、(3) 屋敷地・養子・継目等の規定(四十四・四十五)である。

ここでは、(1) の内、服忌について、薩摩藩での服忌の受け止め方について述べるが、その前に服忌令および服忌について、林由紀子著『近世服忌令の研究』により概観しておこう。

林氏は近世服忌令について次の点を指摘する。

①幕府の服忌令は將軍綱吉の治世初期、貞享元年(一六八四)に初めて制定され、同三年の改正によって江戸時代の服忌日数の基本はできあがった。

②貞享三年以後も、綱吉期の元禄元年(一六八八)、同四年、同五年、同六年と追加や部分的改正が行われていたが、元文元年(一七三六)、將軍吉宗は追加部分の改正を行い、また施行細則・総則的規定を整理して、従来よりも徹底した服忌令の施行・運用ができるようにし、これにより江戸時代の服忌令は完成した。

③將軍綱吉による服忌令の制定は、天和の武家諸法度の改訂に対応しており、武威に頼る支配ではなく、家族親族秩序を整然とさせることによって幕藩制身分階層秩序の維持強化を図ったものである。

④貞享元年の服忌令制定の意義は、それまで区々であった武家の服忌を統一し、諸大名に一斉に手渡される形で公布されたことにより、武家社会における服忌が全国画一となったことである。

⑤元文の改正では、内容の改正と共に、服忌令の徹底を図るために「版行」させ、大目付・目付から配布したことが注目され、不審の点は前もって大目付などに問い合わせをすることを命じて服忌を徹底させた。

以上が成立と意義についての指摘であるが、薩摩藩ではどのように受け入れ、適用していたであろうか。

本巻所収服忌令に見るように、貞享元年令を始めとして、出された法令をその通り受け入れていることが分かる。しかし、実際の適用となると、複雑な人間関係があるだけに、法令がそのまま適用できない場合も生じる。そのため、疑問が生じた場合は川内仙徹へ問い合わせるよう指示していたのであるが、一人では対応できない事もあるとして、正徳三年（一七一三）には、「向後御側御用人服忌ノ儀ヲ諸人相尋候節、可致差図候、尤、御側ハ御側御用人、表ハ表御用人へ相尋可申候」（二二一六）と、御用人が問い合わせに対応することになったのである。

しかし、幕府版行の服忌令の遵守、疑点についての問い合わせなどが藩内で徹底していなかったことをつぎは示している。

服忌人ノ義ハ、古来ヨリ段々ニ、御代々ノ思召ヲ以、仰出度々相替候故、社人・神道者等ノ用候服忌令ハ、古キ書留ヲ不改用、又ハ中古ノ書留ヲ用、神道ノ依法、其家々之家伝ヲ申伝候故、一向無之神道者ニテモ、段々ノ伝ニテハ、取違候事モ有之事候、従公義被仰渡置候服忌令ハ、日本国一同ニ其法ヲ可相守旨、被仰渡置事候へハ、従公義被仰渡候趣ヲ守候へハ、少モ無調法ニ相成事無之候処ニ、諸所ノ社人等ニ尋候事モ有之由候、向後一切服忌ノ事ニ付、神前ノ勤、御参詣ノ御供、其外自分事ニ付テモ、紛敷不仕、公儀被仰渡候服忌令ノ趣ヲ堅ク相守可申候、神道者・社人等ハ、其家々ノ家伝ヲ以、神前ノ勤致事候へハ、武家ノ格式ニ可相替候、此趣諸役人へ可致通達候 享保三年八月（二一一三）

社人・神道者が家伝としている服忌による神前の勤めを排除するものではないが、家伝の服忌と幕府布達の武家の服

忌とは異なることを改めて指摘し、社人・神道者へ服忌について尋ねることを禁止し、武家の服忌を遵守するよう通達した。薩摩藩では郷士が社人などであるため、この通達は家伝と公儀の法との択一を迫るものになり、深刻な問題を含むのであった。

また、服喪期間中の行動については、「服ヲ請候モノ、六月七月トモ、慎仕来候ヘトモ、向後服ノ者、戸ヲ鎖引入相慎候付、不及（其儀）御城内並御役所へ勤無構相勤可申候、尤、神前方ノ儀ハ堅固ニ遠慮可仕候」（二一一七）と正徳三年（一七一三）に達しており、服喪期間中の神前の参詣を除き、通常の勤務が可能となった。

なお、服忌についての解説書である「服忌書」も存在したと考えられるが、「歴代制度」にはその存在は反映されていない。

服忌は下の穢れを上には及ぼさないために行われるのであるが、「忌御免」の制度があり、職務上必要な場合は、主君など上位者の命令により忌中でも出仕することができ、これは幕府のみならず諸藩でも適用されていた（林由希子『前著』）。まさに服忌は社会秩序のために作られた観念上のものであったのである。

薩摩藩でも「忌御免」の適用は同様に行われているが、武士階層によって差があるように思われる。城下上級士・城下下級士・郷士の服忌や藩主家族の死去に伴う慎み方について見ることにする。

上級士の例として鎌田正純家を取り上げる。

鎌田家の家格は一門・家名方・一所持に次ぐ一所持格である。正純は文政五年（一八二二）、八才で家督を継ぎ、同八年十才で元服する。天保三年詰衆、同九年当番頭、同十年奏者番兼務、同十三年小姓組番頭、奏者番兼務、弘化二年御用人、奏者番兼務、嘉永三年御側御用人、同四年大目付、公辺その他へは若年寄格、安政三年若年寄を勤め、嘉永四年からは表向きの書付などは家老として取り扱われることになっており（鹿兒島県史料『鎌田正純日記』一解題）、藩

政の中心で活躍する城下上級士の典型と見ることが出来る。

①祖父の死 天保九年（一八三八）十一月十一日には「今晚暮過前田杏齋殿御祖父様御頼被成入来ニ而候事」（鎌田正純日記）、以降『日記』と略し、出典を記さない）とあり、祖父正峰の不塩梅のために医者が呼ばれていたが、翌日には「九ツ過比御養生不相叶甚残念ニ候事」と記されるように死去し、十三日に葬礼がなされて南林寺に葬られた。

祖父の服忌は、忌三十日、服百五十日である。翌日から正純は出仕を止めているが、十二月二日には、「昨日、今日より致出勤可相勤旨御家老衆御差函之段、二階堂右八郎殿取次を以、但御用人申来候ニ付、今日四ツ前より致出勤御用人江罷出候届申候而相勤、八ツより帰家」とあり、十二月二日から通常の勤務に戻っている。祖父死から数えて服忌の期間は実日数十九日であり、正規の服忌期間が短縮されている。因みに、天保四年（一八三三）二月三日島津重豪逝去の際には、曾孫に当たる豊後守（斉彬）へは、忌二十日、二月三日より二月廿二日迄、服九十日、二月三日より五月三日迄、とされ、子溪山（斉宣）・孫大隅守（斉興）も正規の服忌期間が指示されていることから、大名は公布された服忌令の通り服喪したとみてよい。

②母の死 嘉永元年（一八四八）七月十八日、正純の母が死去する。『日記』には「今朝より尚又御か様御不塩梅極々御大切相成、七ツ過終ニ御養生不相叶被成御死去候而悲歎無限、余事不能墨筆候事」と、幼くして父と死別し、また母を亡くする深い悲しみが短い言葉に込められている。十九日、葬式を執行し、服忌欠勤中の小根占地頭としての職務は川上式部へ、支配下の件は頼娃織部へ依頼した。服忌中、役務を同僚へ依頼することは当然であり、天保六年には、「鎌田要人殿火消息中内拙者江相頼有之候処、忌中相晴候由、今日小番・御小姓与差引并組合帳取ニ来候ニ付相返し候也」と、正純も依頼をうけている。したがって、通常ならば忌御免の措置は必要でないであろう。

父母の服忌は忌五十日、服喪十三ヶ月と長期間であり、服忌でも最も重視される。しかし、八月七日には「今日より

忌御免ニ而致出勤候様將曹殿より島津主水取次ニ而昨日致承知候付、四ツ時早目出勤、八ツ後退出」とあり、定められた忌日数よりもはるかに短い十八日だけで公務に復帰する。

当時、薩摩藩では軍制改革が進行中であり、正純は御小姓与番頭・御流儀大砲掛・給地高取扱掛を受け持ち、また初めての出府を目前にして多忙であった。出府についても、軍役方惣頭取である海老原宗之丞から「忌中ニ而も不苦候付今夕彼宅へ参候ハ、旁致示談度との事候」(八月十二日)と招きがあり、海老原宅を尋ね、「緩々相咄仕廻方彼是都合相成候義共承り」と指導を受けている。なお、正純は九月二十八日鹿兒島を出立した。

③従姉妹の死 従姉妹の服忌は、忌三日、服七日である。『日記』には従姉妹死去の記事が二件ある。

天保五年(一八三四)十一月二十二日には、「今日も詰前ニ而候処桂宇右衛門様二女死去ニ付、いとこニ而三日忌中ニ而候間右之届申遣置候事」と、三日の忌であることを記すが、翌二十三日には、「今日迄は忌中ニ而不致出勤候也」とある。これについては「夜九ツより内死去有之候人ニ而候得は、其日より忌構請候段承候、為心得記者也」と、わざわざ注記し、定められた服忌を守っていることを記す。このため、当日予定されていた蒲生への稽古遠乗りにも参加していない。

同六年七月十八日には、「堀四郎左衛門殿二女死去之由申来候ニ付、未八才以下ニ而忌服は不相掛候へとも、いとこ故遠慮、一日は致出勤不致其段申遣候事、(中略)今日は遠慮故何方へも不出候也」とある。貞享元年令によると「七才未滿ノ小兒、自他共(に)無服、但遠慮」とあり、同五年令では「七才未滿ノ小兒モ、親類相果候節ハ、定式之服忌月日数相応ニ遠慮スヘシ」とある。元禄六年令は七才未滿の基本は同じであるが、説明が詳しくなり「父母ハ三日遠慮、其外ノ親類ハ同姓ニテモ異姓ニテモ一日遠慮、日数過テ承候ハ、追テ不及遠慮、但八才ヨリ定式ノ忌服可受之」とある。基本は七才未滿とするが、元禄六年(一六九三)の説明では「七才未滿」、「八才ヨリ定式ノ忌服」の記述があり、

説明通りならば七才以上八才未滿の期間が曖昧となる。『日記』では「未八才以下ニ而忌服は不相掛候へとも、いとこ故遠慮、一日は致出勤不致」とするのである。

弘化二年（一八四五）七月四日、「桂岩次郎殿姉死去之由申来候、右ニ付従弟之続キニ而候間、忌中之届同役方へ申遣候事」とあり、従兄弟の正規の忌日数三日間を欠勤し、七日から出勤する。

従兄弟・従姉妹という軽い関係の忌でも、この時期の正純は厳密に服忌令を守っている。一日遠慮と言う短い慎みであることと共に、天保五年の役務は詰衆のみであり、六年正月に定火消しの役が加わるにしても常に多忙と言うことはなかったことが服忌を守らせる理由であろう。

④産穢 出産による血の忌の規定は、父七日、母三十五日、である。正純の子供は、鼎（てい）・豊・雪・久・富の五人の娘と嫡男仙千代の六人である。

長女鼎は天保十一年（一八四〇）五月十八日誕生する。『日記』には「昨夜女子出生之由、親子共ニ無難ニ而候也」とあり、正純宿直中の出産であった。十九日には、「今日は産穢出勤不致昨日届申置候」と産穢による慎みをしているが、翌日には「昨日石見殿より永江伊右衛門取次を以、今日より穢被成御免候ニ付可致出勤旨承知ニ付、四ツ前より出勤いたし取次之御用人江届申候而、八ツより北郷作左衛門殿宅へ同席中参候様被相誘、差越」と、穢御免により一日の慎みで通常の勤務に戻っている。

次女豊は天保十三年七月十四日に誕生する。「今晚より産穢ニ而盆祭并ニ墓参等も得不致候」と、盆祭り、墓参りを遠慮する。産穢による欠勤届も同役月番へ届けるが、十五日には産穢の御免の通達があり、十六日より出勤することは長女誕生時と同じである。

三女雪は弘化元年（一八四四）三月七日に誕生する（『日記』には六日付で「今晚九ツ比女子出生」とある）。七日よ

り同役へ産穢の届けを出し、七日より欠勤する。十三日には「今日迄昨日同断ニ而出勤不致候事」とあるように欠勤が続き、十四日に「今日より産穢明候付出勤之賦候へとも、鼎ちと不快有之候付宜相頼候旨月番へ申遣候事」と、産穢明けであるが、長女の病気のために引き続き欠勤する。規定通りの七日の慎みである。

四女久は弘化三年二月二十二日に誕生する。二十三日より届けを出し欠勤するが、二十五日には「拙者事産穢ニ而候得共御用差支候間、明日より出勤可致旨、豊後殿より島津藤十郎取次を以申来候事」と、穢御免により二十六日から出勤することとなる。しかし正純は二十六日以降眼病の届けを出して休み続け、眼病が快癒し出勤したのは三月十一日であった。

末女富は嘉永五年（一八五二）十一月二十六日誕生する。二十七日『日記』には「昨夜中末女子致出生候付、産穢ニ而出勤不致」とあり、二十九日より穢御免となり出勤しており、二日間の慎みである。しかし、二十七日には「今朝吟味日ニ付、早朝用達を以同役川上矢五太夫殿江届申遣候」とあり、慎み初日には大目付としての吟味予定があったことが分かる。すなわち、穢御免の理由として挙げられる「公務差支」が生じる状況にあったのであるが、二日間欠勤している。

嫡子仙千代は安政二年（一八五五）四月二十一日に誕生する。翌二十二日には用達を通じ産穢の届けをし欠勤した。二十三日に穢御免の達があり二十四日より出勤しており、二日間の慎みである。

以上のように、産穢による慎みは、規定通りの日数となるのは少なく、多くは穢御免により短縮されることが通常であるが、正純の例でみると、最低一日は産穢の慎みが行われていることが分かる。

⑤藩主家族の死去 将軍家や藩主家族の死去の服忌が家臣に掛かることはないが、擬制的家族体制をとる近世社会では一定の慎みが求められることは当然である。

重豪の死去 天保四年（一八三三）二月二十日夜、重豪死去の報は鹿児島に伝えられた。家老以下登城し、翌日の発喪を決定した。二十二日には一門以下の月次御礼の面々・移地頭・地頭代・抑・郷士の弔意の表し方を指示し、先例に従い、「御直士之儀は日数三十日月代仕間敷、殺生并鳴物是又日数三十日、普請作事は日数十五日、漁獵并諸商売且又家職ニ付音高き儀も日数七日相止候、足輕・御口之者・一身者日数三十日月代仕間敷、又者并町人・百姓等不及其儀、高輪并白金御附之面々は日数五十日月代仕間敷申渡、諸郷・琉球・諸嶋江も相達日より相慎」（鹿児島県史料『旧記雑録追録七』二六八九）と藩内の慎を決定公布した。

同日の『日記』には三十日の慎につき「今日より月代不仕候」とあり、三月二十二日には「今日迄御慎三十日ニ相成候ニ付、月代仕候事」と一応の慎みは終わった。

斉宣の死去 斉宣死去の報に接し、天保十二年（一八四一）十一月十九日、一門以下与力まで家老へ謁して弔意を表した。また、殺生・鳴物禁止五十日、普請作事中止三十日、漁獵・諸商売・家職による高音禁止七日、又者・町人百姓を除く直士・足輕一身者までの月代禁止五十日、髭剃り禁止七日、などの慎が公布された。重豪死去の時よりも身近であるため、漁獵・諸商売・家職による高音以外の慎の度合いは重くなっている。

將軍・島津家子女の死去 天保五年五月二十六日、重豪子左近が死去し、二十日間の月代・殺生・遊興がましきことが停止となり、普請も三日の停止となった。天保十一年六月二十日には斉彬の子邦姫死去が伝えられ、不時の御機嫌伺（弔意を表す）がなされ、「今日御停止ニ而候」とあるのみであるが、同七月十九日の斉彬子澄姫の死去の報に際しては、殺生・鳴物停止が命ぜられていることから、「御停止」の内容は同様であったと考えてよい。また、同年六月二十日には公儀女子暉姫死去が伝えられ、普請は二十四日まで五日間、鳴物は二十九日まで十日間の停止が命ぜられている。弘化二年（一八四五）二月十日、重豪娘壽姫の死去では、「（殺生・鳴物カ）日数五日御停止、普請は不苦候事」と達せ

られた。

さらに安政元年（一八五四）八月十四日、斉彬子虎寿丸の死去の報では、虎寿丸が夭折であることもあり、弔意を表するのみで済んでいる。

以上のように、将軍家、島津家の子女を含めて、死去に際しては家臣は先例に従い慎みが達せられた。子女の場合は成人男子の場合が最も慎みの度合いが大きく、また先の藩主子女の死が世嗣の子女の死よりも慎みが大きい。

城下下級士の例として児玉善七家を取り上げる。

児玉善七家は小姓与児玉十兵衛弟善七が文政三年（一八二〇）別立を許され創立した家である。別立に際しては、以前より取納借りしていた鹿児島・犬迫村の十七石の土地を谷山十蔵より永代買い取り、それを持高とした。以後、持高を増やして鹿児島・中村、高山郷野崎村の高を合わせて二十六石二斗五升が最高の持高であった。家格は小姓与であるが、嘉永四年、屋久島奉行に就任することにより、役相当の家格として一代新番入りを果たす。

児玉家は近世後期に別立する城下土が上昇する典型であるが、その上昇の理由としては、善七が副収入の多いとされる勘定方関係の地方役を歴任し、さらに子市左衛門（天保五年、五兵衛と改名、本文では五兵衛で統一する）が御家老座書役に就役したことであった。

因みに善七の就役を示すと、つぎの通りである。

文政四年：伊集院表締方横目、同五年：高城詰地方検者、菱刈与下代、同七年：鹿児島郡吉田表地方検者、同八年：向田出物蔵役人、同九年：伊集院表締方横目、同十年：加治木出物蔵役人、同十一年：浜市出物蔵役人、同十二年：浜市出物蔵役人、天保元年：福山表締方横目、同二年：向田出物蔵役人

五兵衛の屋久島奉行就役前の役は、つぎの通りである。

文政四年…表方代官所免帳方書役助、同五年…帖佐与代官所免帳方書役助、同十一年…御家老座年中記清書掛書役、同座御帳掛書役助、天保三年…御家老座書役助、同五年…同座書役（拙稿「薩摩藩城下士の生活と意識」〔西南地域の史的展開 近世篇〕思文閣出版）

⑥父の死 天保五年（一八三四）五月十一日、児玉善七は病死し、十二日死去の届けが出された。五月十四日、遺言にある通りに嫡男五兵衛の継目の願いが手続きにしたがい形通り出され、七月六日、御用人より継目許可の申し渡しを受けた。父の服忌の規定は忌五十日、服十三ヶ月であるから、継目の申し渡しは忌み明けに行われたことになる。しかし五兵衛の公務復帰はそれよりも早く、「私事忌中にて御座候処、御用差支、忌被成御免、明日より出勤可仕旨、依御差図被仰渡趣奉畏候」（「児玉家の日記」〔東京大学史料編纂所蔵〕。以下、児玉家については同史料）と、六月四日より出勤の指図を受けている。

関連して養父の死についても見ておく。五兵衛の親類である小番児玉四郎兵衛は、文政十年（一八二七）六月病死したが直子がなく、養嗣子を求めたがなかなか決定せず、跡職延の願いも三度に及んでいた。四郎兵衛家は持高二十石余、居屋敷一ヶ所を所持し、家格は中級士の小番である。この家の跡職がなかなか決定しない理由は何ら記されていないが、小番の軍役を勤めるには持高が少ないことも一つの理由であろうか。兎も角、児玉善七の二男郷助を継目養子として内定し、その許可願いを出したのは同十二年八月であった。規定では継目養子は嫡子同様の服忌であり、郷助はそれに該当することから、藩は忌みが明けた後に跡職の届けをするよう指示している。この指示は、文化六年（一八〇九）に出されたつぎの通達によっている。

継目養子成等ノ趣申出、忌服申渡置候者、勤方ニ付、忌御免被仰付候へハ、其届申出来候へトモ、已来五十日忌相満、其届可申出旨、向々へ可申渡事（二二一五）

それまでは、忌御免が仰せ付けられれば、継目跡式の届も可能であったのであるが、以後は忌明け後の届となったのである。

また、服忌は死亡した時から始まるのではなく、服忌を受ける人が決定してから始まるのであり、遠国で死去の場合、年月を経て聞いた時には、聞きつけた日より服忌が始まるという「聞忌」と同じであった。なお、跡職の届の指示の但書に「八才以下ニて候へ、五拾日致遠慮、届け申出候様可申渡候」とあり、八才以下の小児には忌は掛からないが同日数の遠慮を指示している。これは、元禄六年の服忌令にある「七歳未満ノ小児方へモ服忌可受、父母死去ノ時ハ五十日遠慮、其外ノ親類ハ一日遠慮」を適用したものであるが、薩摩藩では八才以下（未満）を小児として扱っていることは鎌田正純のところでも見たとおりである。

⑦子の死 五兵衛は九人の子供がいるが、内二人を亡くしている。

嫡男猪太郎は、天保五年（一八三四）八月二十八日死去した。誕生から二ヶ月余のことである。服忌令では七才未満の小児は無服であるが、父母は三日の遠慮、其外の親類は一日の遠慮であるので、忌が掛からないことは明らかであるが、遠慮三日の遠慮がなされたかは、「児玉家の日記」が申渡や願書・届出のみで構成されているという史料の特質から不明である。

三女なみは弘化元年（一八四四）二月八日死去した。天保六年誕生であるから正規の忌（忌十日、服三十日）が掛かる。二月十三日には忌御免により同日より出勤するようとの指図があったが、同僚が病氣届を出してくれたので、同日まで欠勤した。死去より五日の欠勤であり、正規の半分の忌である。

⑧祖母死 天保九年（一八三八）、母方の祖母が死去し、五月五日には忌御免により六日より出勤の指図があった。忌欠勤の実数日は不明である。

⑨叔母の死 弘化三年（一八四六）七月四日に父の異兄妹が死去した。服忌を御用人座へ問い合わせ、忌五日、服十五日が掛かるとの回答を得たが、七月五日には忌御免となり、六日から出勤するようにとの指示があった。服忌令では、父方の伯父などの服忌は、忌二十日、服九十日、母方は忌十日、服三十日であるが、「父母種カハリノ兄弟姉妹ハ、半減ノ服忌可受之」（二二二九）ともある。用人座の先の回答は、母方の異父兄弟の場合に妥当する。

⑩伯父の死 嘉永六年（一八五三）二月五日に父の異父兄弟伊集院甚右衛門が死去し、出張先より帰宅した五兵衛は六日にそれを知った。出張終了の届および関係する諸役所への忌中届は別人が代わって行った。服忌についてはつぎのようにある。

伊集院甚右衛門様御事、五兵衛祖父之統、五日忌相掛候付、先五日被致病死候日より九日迄五日之忌相受候、纒計之日数故、屋久島方御吟味候上、忌御免被成不相成様被取計候間、東次郎左衛門殿より二月七日入来承届候、右五日之忌にて服十五日にて候事

父の異父兄弟とすることにより、叔母の死と同様の服忌とされている。実質三日ほどの忌・欠勤であること、屋久島奉行所としても多忙の時期でないことが勘案され忌御免の処置はとられなかったことが分かる。

⑪産穢 児玉五兵衛は九人の子福者であるから産穢についての記事は多い。誕生順に記すとつぎの通りである。

嫡女為（ため） 文政十二年（一八二九）七月朔日誕生、二日穢御免の指図、三日出勤。

二女直（なお） 天保二年（一八三一）八月十六日誕生（実際は十五日であるが、十六日と届）、十六日穢御免の指図、十七日出勤。

嫡男猪太郎 天保五年六月十五日誕生、十六日穢御免の指図、十七日出勤。

三女なみ 天保六年八月九日誕生、十日穢御免の指図、十一日出勤。

四女右（ミキ） 天保八年十一月四日誕生、同日穢御免の指図、五日出勤。

二男善之助 天保十三年正月十三日誕生（実際には十二日）、同日穢御免の指図、十四日出勤。

三男直太郎 弘化二年（一八四五）四月十二日誕生（実際は十三日であるが、日柄がよいので十二日と届）、十三日穢御免の指図、十四日出勤。

四男千二郎 嘉永二年（一八四九）正月十三日誕生、同日穢御免の指図、十四日出勤。

男女の別・名共に不明 嘉永四年十月誕生、十月十九日穢御免の指図、二十日出勤。

文政十二年より嘉永四年までには、先に示したように五兵衛の就役も変化し、常に穢御免を受けねばならないほど多忙というわけでもないにもかかわらず、常に「御用差支」を理由に実質一日程の慎みであることは共通し、また、穢御免の申達、請書ともに定式化している。上級士の鎌田の場合のように、穢による慎み期間にばらつきがある（多くは一日・二日の慎みが多いが）のと大きく異なるのであり、このような一日程度の慎みによる穢御免が、城下下級士にあつては慣例として定着していたことを窺わせる。

最後に郷士の慎みについて触れよう。

伊作郷士宇都良之助は、安政六年（一八五九）六月二十五日より万延元年（一八六〇）十月十六日までの短い期間ながら日記を残している。

宇都家は近世後期に急速に持高を増加させ、明和期には実質一〇〇石以上を所有する郷土地主であり、所役としては、幕末に地頭横目・横目、組頭を務める上級郷士である。日記は安政三年より学んでいた造士館学寮を退寮するところから記される。

日記には服忌に関する記事は出てこないが、安政六年九月十二日、玉里邸で死去する島津斉興についての記事が、九

月二十日につきのようにある。

四ツ過より魚取ニ差越、七ツ過より禁段(断)触有之、鳴物・山野の殺生三十日、月代三十日

この禁止令が何時発令されたかは確認できないが、伊作郷には二十日に郷触が伝達され、先々代藩主の死と慎みの内容を知ることになる。慎みは、斉宣死去の場合と同様、鳴物・殺生・月代三十日の禁止である。しかし、十月五日付の日記には、入来浜へ鮒取りに行き、十八匹採ったこと、助二郎は永吉川で三十四くらい採ったことを記している。三十日の殺生禁止令を承知してから半分程過ぎたところである点は注目される。魚は殺生外とも言えるが、慎みの不足は明らかである。

この一例で全体を判断することはできないにしても、郷士における慎みの緊張度は緩やかであったと見ることができ、るのではなからうか。

以上見てきたように、城下上級士・同下級士・郷士の服忌、慎みのあり方は、城下上級士↓同下級士↓郷士と緩くなる傾向を見ることができ。今後、各階層の服忌・慎みの具体例を積み重ねることにより、薩摩藩における武士の意識が明確になると考えている。

なお、ここでは触れられなかったが、(2)諸手続に関するもの(四十一〜四十三)、(3)屋敷地・養子・継目等の規定(四十四・四十五)は、実務をとる役人にとっては必携の内容であったろう。特に(3)は、屋敷・高持格式・養子成・跡職継目などにより城下士と郷士との格差が、実質・意識の両面で形成され、定着する過程を見ることができ、貴重な史料である。先出の拙稿に若干触れているので参照願いたい。

(安藤 保)

例 言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「島津家歴代制度」七十一巻本（目録・巻之一〜七十）を底本とし、そのうち「巻之三十二〜四十五」を『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集三』として刊行するものである。

一本書の目次は、「歴代制度目録」および各巻頭目録をもとに、巻・項目の索引として作成した。

一文書の掲載順は、原則として底本に従った。

各文書の文首には通し番号を付し、関連する複数の文書から構成されたものについては、小番号を付して分けて収めた。

一収載した文書を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

- ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。校合史料と異なる箇所は傍線もしくはくで示した。
- イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称および略記号は以下の通りである。

略記号

（異本） ⑥1 「歴代制度」六十一巻本（東京大学史料編纂所所蔵 目録・巻一〜六十）

（諸写本） ⑧ 都城島津家本「列朝制度」（都城市教育委員会所蔵）

（原本史料） 旧記雑録（旧記雑録・統編島津氏世録正統系図 ともに東京大学史料編纂所所蔵）

（刊本史料） 旧記雑録前編（『鹿児島県史料 旧記雑録前編』一〜二）

旧記雑録後編(『鹿児島県史料 旧記雑録後編』一〜六)

旧記雑録追録(『鹿児島県史料 旧記雑録追録』一〜八)

令条記(近世法制史料叢書? 『御當家令條』)

御触書寛保集成(『御觸書寛保集成』)

御触書宝曆集成(『御觸書寶曆集成』)

御触書天明集成(『御觸書天明集成』)

御触書天保集成(『御觸書天保集成』上・下)

「薩陽落穂集」(『新薩藩叢書四』)

一 刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は原則として常用漢字を用いた。ただし、人名や地名については原文の表記を重んじた。

イ 「歴代制度」は謄写本であるため、適切な位置で字配り・行替えを行い、体裁を整えた。

平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、原則として底本の体裁に従い、闕字は一字分あけとした。

文書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、適宜改行・字配りを行い、体裁を整えた。

ウ 仮名は、底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、()で囲み原注と区別し、文意の通じな

い箇所や文字は、(ママ)・(○○カ)などとした。

カ ルビは、底本にあるもののみを付した。

キ 朱書は、(朱書)と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。

ク 付箋・貼紙は、右肩に（付箋）などと注を付し「」で囲んだ。

ケ 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲み（摩滅）・（破損）と傍注を付した。

また、判読不能な文字については■で示した。

コ 「薩摩藩法令史料集三」では、底本で使用された用字の表記を次のように統一した。

嶋津↓島津

一 卷末に、収載順に文書・記事等の目録を掲げた。卷末目録に示した文書・記事などの題名は、当初よりあった原題は原則としてそのまま採ったが、ないものはそれぞれの種類や内容をふまえて題名を付けた。なお、参考として校訂に使用した刊本などの出典を示した。

鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集三 目次

歴代制度卷之三十二(二二一一～二二七〇号)

服忌令(二二一一～二二二九号)	一
御願文(二二三〇～二二三九号)	二三
法事葬式(二二四〇～二二四七号)	二八
墓石制(二二四八～二二四九号)	三三
料理定(二二五〇～二二五五号)	三五
諸節旬品定(二二五六～二二六三号)	四三
礼物定(二二六四～二二六六号)	四六
祝物定(二二六七～二二六八号)	四九
家作定(二二六九～二二七〇号)	五一
歴代制度卷之三十三(二二七一～二二六一号)	
衣服定(二二七一～二二八三号)	五二
御官服(二二八四号)	六〇

御式服	(二一八五～二一八七号)	六一
式服	(二一八八～二二二八号)	六二
公義式服	(二二二九号)	七六
御紋	(二二三〇～二二四七号)	七七
諸御印	(二二四八～二二五八号)	八二
御乗物	(二二五九～二二六一号)	八九

歴代制度卷之三十四(二二六二～二三三五号)

江戸詰御人数	(二二六二～二二七二号)	九一
御中途御式	(二二七三～二二七五号)	九五
御着城	(二二七六～二二八七号)	九七
御光越	(二二八八～二二九四号)	一〇二
御光籠	(二二九五～二二九八号)	一〇五
御宮参	(二二九九号)	一〇六
御通筋	(二三〇〇～二三一八号)	一〇七
御首途	(二三一九～二三二三号)	一一三
御発駕	(二三二四～二三三三号)	一一七
御出府御届	(二三三四号)	一二一

御参勤御礼(二三三五号)……………一二二

歴代制度卷之三十五(二三三六～二四三八号)

供定(二三三六～二三三七号)……………一二三

御家老以下諸御役人自他国旅先御定(二三三八～二四三八号)……………一三四

歴代制度卷之三十六(二四三九～二四八五号)

年中御式(二四三九～二四四六号)……………一七六

公儀年中御式(二四四七号)……………一八二

魔府年中行事(二四四八号)……………一八四

御用日(二四四九～二四五六号)……………一八六

御寄合日(二四五七～二四五六号)……………一八八

年頭御規式(二四五九～二四六九号)……………一八九

八朔御規式(二四七〇～二四七八号)……………一九五

諸節句御規式(二四七九～二四八五号)……………二〇二

歴代制度卷之三十七(二四八六～二七二四号)

御礼事(二四八六～二五六五号)……………二〇七

謁振	(二五六六～二五七七号)	二二八
御酒其外頂戴并進上之事	(二五七八～二五八九号)	二三二
登殿口	(二五九〇～二五九五号)	二三六
御城内御飾	(二五九六～二六〇二号)	二三八
御座御飾	(二六〇三号)	二四〇
御城内御殿廻	(二六〇四～二六三一号)	二四二
諸所御門	(二六三二～二六五三号)	二四八
下馬下乘	(二六五四～二六八二号)	二五七
乘輿御免	(二六八三～二六八五号)	二六四
江戸駕籠	(二六八六～二六八七号)	二六六
杖御免	(二六八八号)	二六六
御免御用屋敷	(二六八九～二七一〇号)	二六七
三都御屋敷	(二七一～二七二四号)	二七〇
歴代制度卷之三十八(二七二五～二七七六号)		
御直参・御代参	(二七二五～二七四五号)	二七四
稻荷流鑄馬	(二七四六～二七四八号)	二八二
御家督初テ御下国ニ付、五社御参詣之御次第	(二七四九～二七五〇号)	二八三

諏訪社頭殿 (二七五一～二七六〇号)	二八六
福昌寺茅負 (二七六一～二七六二号)	二九二
吉野御関狩 (二七六三～二七六九号)	二九三
吉野御馬追 (二七七〇～二七七六号)	二九七
歴代制度卷之三十九 (二七七七～二八三五号)	
犬追物 (二七七七～二七八三号)	三〇二
御膳進上 (二七八四～二七九三号)	三〇九
御料理頂戴並御盃同 (二七九四～二八〇八号)	三一七
御料理頂戴 (二八〇九～二八一二号)	三二三
御膳進上 (二八一三～二八一四号)	三二六
御祝御能 (二八一五～二八一六号)	三二八
土踊町踊 (二八一七～二八二二号)	三三〇
椀飯御飾 (二八二三～二八二八号)	三三四
嘉祥玄豕 (二八二九～二八三三号)	三三七
四首頭 (二八三四号)	三四〇
御吉書御式 (二八三五号)	三四一

歴代制度卷之四十(二八三六〜二九七〇号)

奥表出入(二八三六〜二八五五号)	三四三
造士館(二八五六〜二八七八号)	三五三
演武館(二八七九〜二八八六号)	三六三
宗門改(二八八七〜二九三四号)	三六五
公義御尋者(二九三五〜二九三七号)	三八五
御国元上使(二九三八〜二九五九号)	三八七
上御屋鋪上使(二九六〇号)	三九八
公義廻浦(二九六一〜二九六三号)	三九九
他国使者(二九六四〜二九七〇号)	四〇一

歴代制度卷之四十一(二九七一〜三〇七〇号)

諸願向(二九七一〜三〇〇八号)	四〇七
申渡席(三〇〇九〜三〇七〇号)	四一九

歴代制度卷之四十二(三〇七一〜三二八〇号)

御礼廻(三〇七一〜三〇八二号)	四三七
御届向(三〇八三〜三〇九八号)	四四〇

縁与 (三〇九九〜三一〇号) 四四七

訴訟向 (三一〇一〜三一五号) 四五一

角入 (三一六〜三一三三号) 四五一

御暇事 (三一二四〜三一六二号) 四五五

他所御暇 (三一六三〜三一六六号) 四六五

永御暇 (三一六七号) 四六六

他国居住 (三一六八〜三一六九号) 四六七

披露事 (三一七〇〜三一八〇号) 四六七

歴代制度卷之四十三 (三一八一〜三二七七号)

認振 (三一八一〜三二三七号) 四七一

御書向 (三二三八号) 四八八

書礼向 (三二三九〜三二四五号) 四八九

式対 (三二四六〜三二七三号) 四九四

送迎 (三二七四〜三二七七号) 五〇六

歴代制度卷之四十四 (三二七八〜三三二九号)

屋敷定 (三二七八〜三二九六号) 五一〇

借地屋鋪 (三二九七〜三二九八号) 五二〇

高持御格式 (三二九九〜三三二四号) 五二一

切明屋鋪 (三三二五〜三三二九号) 五四〇

歴代制度卷之四十五 (三三三〇〜三四二七号)

養子成 (三三三三〇〜三三三六五号) 五四四

跡式継目 (三三六六〜三四〇五号) 五五九

与帳前書 (三四〇六〜三四〇八号) 五七一

諸願書案 (三四〇九〜三四二七号) 五七四

文書目録 五八七

島津家歴代制度卷之三十二 享保

- 服忌令
- 御願文
- 法事葬式
- 墓石制
- 料理定
- 諸節句品定
- 礼物定
- 祝物定
- 家作定
- 服忌令

二二一

(御触書寛保集成 九五〇号)

一父母

忌五十日

服十三ヶ月不数閏月ナシ 閏月をモトメテ

一養父母

忌三十日

服百五十日

遺跡相続或分地配当ノ養子ハ実父母ノ如シ、同姓ニテ

モ異姓ニテモ、養方ノ親類不殘実ノコトシ、(クカ)相互ニ服

忌可請之、受実ノ方ノ父母ハ五十日・十三ヶ月ノ服忌可

受之、伯叔父姑ハ半減ノ服忌可請之、兄弟姉妹ハ相互

ニ半減ノ服忌可請之、此外実ノ方ノ親類相互ニ服忌無

之、遺跡相続セス、或分地配当セサル養子ハ、同姓ニ

テモ異姓ニテモ養母ハ定式之通、服忌可請之、養兄

弟姉妹ハ相互ニ半減ノ服忌可請之、此外養方ノ▽親類

相互ニ服忌無之、△実ノ方ノ親類ハ定式ノ通、相互ニ

服忌可請之、受

一嫡母

忌十日

服三十日

父存生ノ内ニテモ又父死去ノ後ニテモ、他へ嫁セスシシテ

テ死去ノ時ハ妻ノ子不可請服忌、父離別スルニラヒテ

ハ妻ノ子不可請服忌、ナシ受

▽一継父

忌十日

服三十日

但、初より同居せされハ無忌服、△

一 繼母 忌十日 服三十日

父死去ノ後、他へ嫁シテ死去ノ時ハ不可請服忌、受

一 離別ノ母 忌三十日 服百五十日

一 夫 忌三十日 服十三月

一 妻 忌二十日 服九十日

一 嫡子 忌二十日 服九十日

女子ハ最初ニ生レテモ末子ニ準ス、准

一 末子 忌十日 服三十日

一 養子 忌十日 服三十日

家督ト相定ル時ハ嫡子ニ同シ、其外ノ養子ハ定式ノ服

忌可請之、受実方ノ父母ハ嫡子ニ準スヘシ、准

一 夫之父母 忌三十日 服百五十日

一 祖父母 忌三十日 服百五十日

母方 忌二十日 服九十日

一 曾祖父母 忌二十日 服九十日

母方ニハ服忌無之、

▽ 一 高祖父母 忌十日 服三十日

母方ニハ服忌無之、△

一 伯叔父姑 忌二十日 服九十日

母方 忌十日 服三十日

一 兄弟姉妹 忌二十日 服九十日

別腹タリト云トモ服忌ニ差別なし無差別、

一 異父兄弟姉妹 忌十日 服三十日

一 嫡孫 忌十日 服三十日

女子ハ最初ニ生レテモ末孫ニ準ス、父死去ノ後、祖父

ノ家督タル時ハ、祖父母タリト云トモ実父ノ母ノコト

ク服忌可請之、受祖父母ノ方ヨリモ嫡子ニ準スヘシ、曾

孫玄孫タリトイフトモ同例ノ外ニ親類ハ定式之通、相

互ニ服忌無別儀、

一 末孫 忌三日 服七日

娘方ノ孫 忌三日 服七日

一 曾孫玄孫 忌三日 服七日

娘方ニハ曾孫玄孫トモニ服忌無之、

一 從弟兄弟姉妹 忌三日 服七日

父ノ姉妹ノ子並母方モ服忌同前、

一 甥姪 忌三日 服七日

姉妹ノ子トモ、服忌同前、

一 七歳未満ノ小兒ハ無服、

但、子死去ノ時ハ遠慮三日、其外同姓ノ親類ハ遠慮一日、当歳タリトイフトモ同前、死去ノ日数過候ハ、追テ不及遠慮、

一 聞忌ノ事

遠慮ニおいてハ之於遠国死去、年月ヲ經テ告来トイフトモ、父母ハ聞付候日ヨリ忌五十日・服十三月、外ノ親類ハ聞付ル日ヨリ、服忌残ル日数可受之、忌之日数過テ告来ハ一日遠慮、服明候トモ同前、

一 重ル服忌ノ事

父ノ服イマタ不明内母ノ服忌有之ハ、母ノ死去ノ日ヨリ五十日・十三月ノ服忌可請之、不及二年服ノ重モ服忌ノ内輕キ服忌有之、其日数終ハ追テ不及服忌、若日数アラハ其残ル服忌ノ日数可請之、輕キ服忌ノ内重キ服忌有之ハ、聞付候日ヨリ重キ服忌可請之、

一 穢ノ事

一 産穢 父三日 母三十五日

遠国ヨリ告来ル内、七日過候ハ、不及穢、

一 血荒 父七日 母十日

一流産 父五日 母十日
(今集記五五八号、徳川実紀貞享三年四月廿二日条には父五日とあり)

一 死穢 一日

一 踏合 行水次第

二 服忌令追加 (御触書寛保集成 九五二号)

一 服忌令追加

一 死去ノ後、母他へ嫁シテ死去ノ時ハ定式ノ服忌可請之、
一 養父死去以後、後家何方ハ罷在候トモ他へ嫁セス候ハ、家督相統候ハ、養母ノ服忌可請之、
一 養父死去ノ後、養母他へ嫁シテ死去ノ時ハ養子無服忌、
一 養方ノ母達テ死去、一度モ対面無之候ハ、嫡母ニ準シ其親類不残服忌無之、
一 嫡母死去以後、妻ノ腹ニ出生候子、継母養育候ハ、継母ノ服忌可請之、
一 父ト縁切候母ハ縦他ニ嫁セス、死去以後一所ニ罷在候トモ離別ノ母ノ服忌可請之、
一 離別ノ母之親類ハ不残半減之服忌可受之、
一 離別ノ祖母ハ半減ノ服忌可請之、
一 継父母ノ親類ハ服忌無之、

一 継父母ノ親類ハ服忌無之、

一 父母ト種替クリノ伯叔父姑ハ半減ノ服忌可請之、
 一 異父兄弟姉妹ノ親類ハ相互ニ半減ノ服忌可請之、
 一 母方ノ親類、父不通候トモ服忌無別儀、養母ノ親類モ
 同前タリ、
 一 嫡子相果候以後、二男ニテモ末子ニテモ家督ト定ル時
 ハ其服忌嫡子ニ準スヘシ、次男ニテモ家督ニ定トル時
 ハ末子ニ準ス、
 一 養絶ノ子モ服忌無差別、嫡子タリトイフトモ末子ニ可
 準ニノ、外之親類同姓タルニヲヒテハ定式ノ服忌可請之、
 一 家財請ノ恩深キ養子ハ分地配当ト同前タルヘシ、
 一 他家ノ遺跡相統ノ養子又ハ実父ノ分地ヲモ受候ハ、
養方実方之養子ノ親類兩様トモニ輕重ナク定式之通、服忌可請之、
 一 他家ノ養子タル者、実方ノ嫡母ニテモ継母ニテモ養育
 セラレ候ハ、養母半減ノ服忌可請之、
 但、養育無之候ハ、服忌無之、
 一 女子婚儀以前ヨリ養ハレ、或入婢ヲ取、家督相統ノ時
 ハ、養子方ノ親類不殘実ノ如ク相互ニ服忌可請之、婚
 儀ニ付養娘ニ罷成候分ハ実方ノ親類不殘相互ニ定式ノ
 服忌可請之、
 一 養方之親類ハ養父母ハ定式之服忌可受

之、△伯叔父姑兄弟姉妹ハ半減シ服忌可請之、此外養
 方ノ親類服忌無之、養父母伯叔父姑兄弟姉妹ノ方より半
 減ノ服忌也、
 一 婚儀不相調死去候ハ、前方祝儀取替カシ候トモ相互ニ服
 忌無之、
 一 七歳未滿ノ小兒モ親類相果候節ハ定式ノ服忌ノ年月日
 數相応ニ遠慮スヘシ、
 一 父ノ▽妾腹服忌無之、△
 一 但、父△妻ニ準スル時ハ継母ノ服忌可請之、
 一 妻ハ服忌無之、
 但、子出生ニ於テハ遠慮三日、
 一 養子タル者、養方ノ親類他家へ養ルワルモノニハ服忌無
 之、
 一 同姓ニテモ異姓ニテモ一人へ兩様ノ統ナシキ有之者、重キ
 方ノ服忌可請之、
 一 縁類ノ名氏ヲ授ケ候計ニテ分地配当無之候ハ、本姓
 ノ方ノ親類定式ノ通、服忌可請之、
 一 父母妻子兄弟並家来ニ服忌有之候トモ、其身ニ服忌不
 懸ル候ハ、行水次第穢無之、

一 居屋敷ノ内ニ死人有之候ハ、一日ノ穢也、

但、不知候ハ、当日モ穢無之、

一家主方ハ死人有之候トモ別棟ニ候ハ、借宅ノ者ニハ穢

無之、借宅之者方ニ死人有之候トモ別棟ニ候ハ、家主

穢無之、

但、同棟ニテ候ハ、借宅ノ者トモニ一日ノ穢也、

一 忌中ノ家或死人ノ席或喧嘩ニ自害或ハ死人ノ者ノ宅ハ

参候ハ、踏合ノ穢也、

一 形体有之生レ候分ハ可為生流、形体無之分ハ幾月ニテ

モ可為血荒、

一半減ノ日数ハ、三十日ノ忌ハ十五日也、余ハ是ニ準ス、

但、三日ノ忌ハ二日ナリ、七日ノ服ハ四日ナリ、

二二一三

享保三年仰渡

一 服忌人ノ儀ハ、古来ヨリ段々ニ御代々ノ思召ヲ以、仰

出度々相替候故、社人・神道者等ノ用候服忌令ハ古キ

書留ヲ不改用、又ハ中古ノ書留ヲ用、神道ノ依法、其

家々ノ家伝ヲ申伝候故一向無之、神道者ニテモ段々ノ

伝ニテハ取違候事モ有之事候、從 公義被 仰渡置候

服忌令ハ日本国一同ニ其法ヲ可相守旨被 仰渡置事候

ハ、從 公義被 仰渡候趣ヲ守候ハ少モ無調法ニ

相成事無之候処ニ、諸所ノ社人等ニ尋候事モ有之由候、

向後一切服忌ノ事ニ付、神前ノ勤 御参詣ノ御供其外

自分事ニ付テモ紛敷不仕、 公義被 仰渡候服忌令ノ

趣ヲ堅ク相守可申候、神道者・社人等ハ其家々ノ家伝

ヲ以神前ノ勤致事候ハ、武家ノ格式ニ可相替候、此

趣諸役人ハ可致通達候、

右之通被 仰出候間、例之通不洩様可致通達候、以上、

享保三年戊八月

(島津久兼) 本

二二一四(の1)

一 從弟其外三日ノ忌掛リノ人、養子ナトヘ参、半減ノ忌

ヲ受候人ハ二日ノ忌相請候様ニ可仕候、只今マテハ三

日ノ半減ニハ一日ノ遠慮ニテ相濟候様ニ覚来候ヘトモ、

已来右之通可相心得、尤、何ソ入組難決忌服ノ儀ハ、

当分ノ通月番御用人ハ相付可得差図候、此旨屹ト被仰

渡儀ニテハ無之候ヘトモ寄々致通達候様、主馬殿ヨリ

種子島^(時方)十郎太夫口達御取次ヲ以被仰渡候間、此段致通
達候、

安永四未十二月十日

御目付

(二一四の2)

(朱書)

一本文ノ趣、去々未十二月十日致通達置候へ共、此節御
取返シ相成候段、種子島十郎太夫御取次ヲ以被仰渡、
致承知候間、此段致通達候、

安永六年酉十月十二日

御目付

二一五

一繼目養子成等ノ趣申出、忌服申渡置候者、勅方ニ付忌
御免被仰付候へハ其届申出来候へトモ、已来五十日忌
相満、其届可申出旨、向々へ可申渡事、
別紙之通、^(島津久泰)將監殿ヨリ御達覚書ヲ以被仰渡候間、致通
達候、以上、

文化六年巳五月十九日

取次

島津小平太

二一六

一服忌之事、從 公義御書付ヲ以被仰渡置候付、其趣ハ

可仕事候へトモ、御書付マテニテハ落着難致者モ有之
候付、川内仙^(アツ)徴へ相尋候様ニト被 仰出置候、然トモ

一人ニテハ難達儀モ可有之候間、向後御側御用人服忌
ノ儀ヲ諸人相尋候節可致差図候、尤、御側ハ御側御用
人、表ハ表御用人へ相尋可申候、

正徳三年巳閏五月廿一日

二一七

写

一服ヲ請候モノ、六月七月トモ慎仕来候へトモ、向後服
ノ者戸ヲ鎖引入相慎候付、不及御城内並御役所へ勤無
構相勤可申候、尤、神前方ノ儀ハ堅固ニ遠慮可仕候、
服忌ニテモ七月廿七日ヨリハ諏訪へ致参詣候ノ由候へ
トモ、服ニテ神前ノ参詣無用ニ候、此旨支配中へ可被
申渡者也、

正徳三年巳閏五月三日

御家老座印

二一八

一繼目養子成等ノ願申出、忌服申渡置候者、勅方ニ付忌

御免被仰付候へハ其届申出来候へトモ、已来五十日忌相満候ハ、届可申出旨、向々へ可申渡置事、

別紙ノ通、将監殿ヨリ口達覚書ヲ以被仰渡候付、致通達候、以上、

文化六年巳五月十九日

取次 島津小平太

(二二一五号文書に同じ)

二二一九

寛政

一堤大納言代長卿御逝去、 齊宣公御外城(威カ)ノ御祖父御統

故へ、御忌服ノ儀、御留守居西郷八郎次ヲ以、丸毛金(和)次郎殿(表左筆)へ御尋有之、丸毛殿被仰候ハ、譬ハ私ニテ申候

半、御旗本ノ娘、是ハ等輩ニテ妻ニハ可相成、妻(妾カ)ニハ

不相成御格ニテ候、若妾ニ召置候テ子致出生、其妾死去ノ節、其子母ニテ候故へ定式ノ服忌ハ可有之、其妾

ノ親類へハ忌服不相掛訳ト御格迎候故ニテ候、且又百姓ノ娘旁ニ召置候テモ、是又百姓武家ノ妾ニ不相成御

格ノ故、出生ノ子忌服同前ニテ候、然ハ御実母様元来堤家ノ御娘ニテ候処、公家方ノ御娘 将軍様御守殿等

へハ妾又ハ御奉公ノ名目可相成、其外ハ何様ノ大名ニ

テモ妻ニハ可相成、妾又ハ奉公ト申候テハ不相成御格ニテ候、御実母様御本妻ニテ無之ニ付テハ内々ノ御取

組ノ咎候故へ、御母儀ノ御忌服ハ格別、其御統キノ御方ハ何人へモ御忌服無之候由被仰候由、御使番松崎

善助其節江戸詰合ニテ、西郷氏ヨリ被承候由、丸毛殿ハ御老中方書役ノ由、

一吉井伊兵衛殿御用人座書役ニテ江戸詰ノ節、御用人篠崎藏(仲奉)太左衛門殿出府有之、被申候ハ、先達テ於御国元

鎌田典膳殿兄弟死去、行別レ忌服無之由ニテ吟味(相)太決候儀有之候、甚難心得存候へトモ、自分ニモ平人・御

用人・小松家其外曆々ノ衆吟味ノ上ハ否哉難申、衆議ニ任セ置候、此節此表へモ右様ノ儀有之、能序ニ候間、

申上候テ林家へ札置度トノ事ニテ、詰ノ御家老島津左中殿へ被申上候上、林家へ三ヶ条御尋ニ相成候、一ヶ

条ハ行別レ(之)忌服ノ事、二ヶ条ハ重ル忌服ノ事、三ヶ条ハ服忌ハ重キ方ヲ可取事、此三ヶ条ノ事ヲ御尋越有

之候処ニ、行別レノ儀ハ何程行別テモ可為半減事、重ル服ハ喩ハ親ノ忌服中ニ又兄弟伯叔等ノ忌服有之候テ

モ、親ノ忌服中ニ候ヘハ別段受ルニ不及、重キ方ヲ可
 取トハ喻ハ兄弟ノ者伯叔ノ養子ニ成候ヘハ、元来兄弟
 ニテモ從弟ノ続キニ成候ヘトモ、元ノ兄弟ノ方ニテ忌
 服受候様ノ事ノ由申来候ニ付、其通左中殿御差図ニテ
 御用人座服忌令朱書入相成候由、伊兵衛殿咄ニテ候、

御当家令条記卷第三十六

二二二〇 (令条記卷三十六 五五五号)

服忌令

一 父母 忌五十日 服十三^ケ月
 一 養父母 忌二十日 服百五十日
 但、受財宝如実父母、
 一 祖父^祖 忌三十日 服百五十日
 母方 二十日 ^服九十日
 一 曾祖父母 忌二十日 服九十日
 母方 十日 ^服三十日
 一 伯父^伯 忌二十日 服九十日
 母方 十日 ^服三十日
 一 兄弟姉妹 忌二十日 服九十日

胤替 十日

一 継父母 忌十日 服三十日

一 從弟 忌七日 服七日

血忌

一 産 父七日 母三十五日

懷妊五ヶ月目ニ帶^ケシテヨリ参宮セス、依之^先 参宮シ

テ帶ヲスルナリ、

生子ハ三十一日過^{サシ}テ参宮、母ハ三十五日過^{サシ}テ参宮スヘ

シ、

一 生流 父三日 母十日

一 血荒 父七日 母十日

一 地忌 一日

一 踏合 行水次第

追加

一 妻 忌十四日 服九十日

一 子 忌十四日 服九十日

一 孫 忌七日 服三十日

一 甥姪 忌五日 服七日

二二二 (令条記卷三十六 五五六号)

服忌令

林道春考之、

- 一 父母 服一ヶ年三ヶ月 忌五十日
- 一 養父母 同五十日 同三十日
- 一 繼父母 同三十日 同十日
- 一 夫 同一年三ヶ月 同三十日
- 一 妻 同九十日 同二十日
- 一 舅 同九十日 同二十日
- 一 祖父母 同百五十日 同三十日
- 一 曾祖父母 同三十日 同三十日
- 一 伯父母 同九十日 同二十日
- 一 兄弟姉妹 同九十日 同二十日
- 一 嫡孫 同三十日 同十日
- 一 末孫 同七日 同三日
- 但、娘ノ孫ハ忌ナシ、
無忌
- 一 從弟 同七日 同三日
- 一 甥姪 同七日 同三日
- 一 父替兄弟 同三十日 同二十日
- 一 踏合 行水次第

一血 忌一日

一合火 同一日

一月水 同三日

一懐胎

五ヶ月ニテ帶ス、帶シテ後參宮ヲ忌、其前ハ不苦、

一産 二十一日

一生子

母ハ三十五日、父ハ二十一日ニテ參宮ス、

一血流流 父七日 母十日

一産流性 父三日 母十日

一赤痢 行水次第

一疫病 足立次第

以上、

二二二

(令条記卷三十六 五五七号)

服忌令

- 一 父母 忌五十日 服十三月
- 一 離別之母 同三十日 同百五十日
- 一 嫡母 同三十日 同九十日

父存生ノ内ニテモ、父死去ノ後ニテモ、他へ不嫁シテ

死去ノ節ハ妾ノ子可受服忌、又父存生ノ内ニ離別、其

後△本妻死去ノ時ハ妾ノ子可受服忌、

一 継父 忌十日 服三十日

一 継母 忌十日 服三十日

父死去ノ後、他へ嫁シテ死去ノ時ハ不可受服忌、

一 養父母 忌二十日 服百五十日

遺跡相続ノ時ハ実父母ノ如シ、此時本姓ノカタ不残半

減ノ可受服忌、

養父死去ノ後、養母他へ嫁シテ死去ノ時ハ養子不受服

忌、此後実母死去ノ節ハ本親ヘカヘリ、実母ノ服忌可

受之、

一 夫 忌三十日 服十三ヶ月

一 妻 忌十四日 服九十日

一 嫡子 忌十四日 服九十日

女子ハ最初ニ生レ、テモ末子ニ準ス、

一 末子 忌七日 服三十日

一 養子 忌三日 服五日

家督相続ノ時ハ実子ニ同シ、

一 夫ノ父母 忌二十日 服九十日

一 祖父父母 忌三十日 服百五十日

一 曾祖父母 忌二十日 服九十日

一 高祖父母 忌十日 服三十日

一 伯叔父 忌二十日 服九十日

一 姑 忌二十日 服三十日

一 兄弟姉妹 忌二十日 服九十日

一 別腹タリト云フトモ服忌ニ差別ナシ、

一 異父同 忌十日 服三十日

一 嫡孫 忌七日 服三十日

一 但、娘方 忌三日 服七日

一 末孫 忌三日 服七日

一 嫡孫承祖 嫡子ト同シ

一 祖父母モ実父母ニ準ス、

一 從、兄弟 忌五日 服七日

父ノ姉妹ノ子並母方 忌三日 服五日

一甥姪 忌五日 服七日

姉妹ノ子 同三日 同五日

一聞忌ノ事

遠国ニ於テ死去ノ儀、年月ヲ經テ告来ル時ハ、父母ハ

聞付ル日ヨリ忌五十日、服ハ十三月、其内閏月ヲカソ

ヘス、縦ハ今年ノ二月死スレハ来年ノ二月中ノ忌服也、

外ノ親類ハ忌ノ内ニ告来ル者其殘ノ日數可忌、服忌ノ

日數過テ告来ル時ハ無服ニシテ半減ノ忌ヲ可減、

一重ル服ノ事

父ノ服未明ウチ又母ノ服有之ハ、二年服ヲ不可受、

父ノ服二三月過テ後、母ノ服有之者、母ノ死ノ月ヨ

リ十三月可受服、重キ服ノ内、輕キ親類ノ服有之者不

及改服、縦ハ五十日ノ重キ服ノ日數四十日過テ廿日ノ

重キ服有之節ハ、▽重キ服の日數過テ後右の輕き服を

着す、廿日の日數ハ△重キ服ノ内ヨリ數フヘシ、輕服

ノ内ニ重キ服有之ハ從其聞付ル日數ヲ改、其日數可

忌之、

一七歳未滿ノ小兒、自他共無服、

但、遠慮、

▽父母七日△

外ノ親類ハ不殘三日、母方並聞忌不及遠慮、

穢之事

一產汚 父七日 母三十五日

一流産 同三日 同七日

一血荒 行水次第

一死穢 行水次第

一踏合 同断

貞享元子三月朔日

二二三

(令条記卷三十六 五五八号)

服忌令

一父母 忌五十日 服十三ヶ月

一養父母 同三十日 同百五十日

遺跡相統或分地配當ノ養子ハ実父母ノ如シ、同姓ニテ

モ異姓ニテモ養方ノ親類不殘実ノ如ク、相互ニ服忌可

請之、実方ノ父母ハ五十日・十三月ノ服忌可受之、

但、伯叔父姑ハ半減ノ服忌可受之、此外実方ノ親類相互ニ服忌無之、遺跡相統セス或ハ分地配当セサル養子ハ、同姓ニテモ異姓ニテモ養父母ハ定式之通、服忌可請之、養兄弟姉妹ハ相互ニ半減ノ服忌可受之、此外養子方ノ親類ハ定式ノ通、相互ニ服忌可受之、

一 嫡母 忌十日 服三十日

父存生ノ内ニテモ父死去ノ後ニテモ他へ不嫁シテ死去ノ時ハ妾ノ子可受服忌、父離別スルニ於テハ妾ノ子不及受服忌也、

一 繼父 忌十日 服三十日

一 繼母 忌十日 服三十日

一 離別ノ母 忌三十日 服百五十日

一 夫 忌三十日 同断

一 妻 忌三十日 同断

一 嫡子 忌二十日 同断

女子ハ最初ニ生レテモ末子ニ準ス、

一 末子 忌十日 同断

一 養子 忌十日 同断

家督ト相定ル時ハ嫡子ニ同シ、其外ノ養子ハ定式之通、服忌可受之、実方ノ父母ハ可準末子、

一 夫ノ父母 忌三十日 服百五十日

一 祖父母 忌三十日 同断

一 母方 廿日ニ 服九十日

一 曾祖父母 忌廿日 同断

一 高祖父母 忌十日 服三十日

母方 服忌無之、

一 伯叔父姑 忌二十日 同九十日

母方 忌二十日 同九十日

一 兄弟姉妹 忌二十日 同九十日

別腹▽たりと言とも服忌に△無差別、

一 異父同 忌十日 同断

一 嫡孫 忌十日 同断

女子ハ最初ニ生レテモ末子ニ準ス、

父死去ノ後、祖父ノ家督タル時ハ、祖父、タリト云フ

トモ実父母ノ如ク服忌可受之、祖父母ノ方ヨリモ嫡子ニ準スヘシ、曾孫タリト云フトモ同例ナリ、外ノ親

一 嫡子 忌二十日 同断

一 末子 忌十日 同断

一 養子 忌十日 同断

類ハ定式之通、相互ニ服忌無別儀、

一末子孫 忌三日 服七日

娘方の孫 忌三日ニ 服七日、
忌三日 同断服七日

一曾孫玄孫 同断服七日

▽娘方にハ曾孫玄孫共に服忌無之、△

一従父姉妹兄弟兄弟姉妹 同三日 同七日

父ノ姉妹ノ子並母方ノ服忌同前、

▽一甥姪 忌三日 服七日

姉妹ノ子も服忌同前、△

一七歳未満ノ小児ハ無服

但、子死去ノ時ハ遠慮三日、其外同姓ノ親類ハ遠慮

一日、当歳タリト云トモ同前、死去ノ日数過候ハ、

追テ不及遠慮、

一聞忌之事

遠国ニ於テ死去ナシノ儀、年月ヲ経テ告来ト云トモ、父母

ハ聞付ル日ヨリ▽忌五十日・服十三日、外之親類ハ聞

付る日より△服忌残ル日数可忌之、忌ノ日数過テ告来

一重ル服之事

▽一養父死去之後、養母他へ嫁して死去之時ハ養子無服
忌、△

父ノ服忌未タ不明内、母ノ服忌有之ハ、母の死去ノ日

ヨリ五十日・十三日ノ服忌可受之、不及二年ノ服也、
ナシ

重キ服忌ノ内輕キ服忌有之、其日数終ハ追テ不及服忌、

若日数アマラハ其残ル服忌ノ日数可受之、輕キ服忌ノ

内重キ服忌有之者、聞付ル日ヨリ重キ服忌可受之、

穢ノ事

一産穢 父七日 母三十五日

遠国ヨリ告来ル内、七日過候ハ、不及汚候、
ナシ

一流産 父七日 母十日
母十日

一死汚穢 父五日 同断母十日

一踏合 行水次第

一踏合 行水次第

追加

一父死去ノ後、母他へ嫁シテ死去ノ時ハ定式ノ服忌可受

之、

一離別ノ母ノ親類ハ不残半減ノ服忌可受之、

▽一養父死去之後、養母他へ嫁して死去之時ハ養子無服

一 養父母ノ親類ハ服忌ナシ、無服忌

一 父ノ妾、服忌無之、

但、父妻ニ準スルトキハ繼母ノ服忌可受之、

一 妾ハ服忌無之、

但、子於出生ハ遠慮三日、出生において

一 離別ノ祖母ハ半減ノ服忌受ヘシ、可受之

一 嫡子相果候以後、次男ニテモ末子ニテモ家督ト定ル時

ハ、其服忌嫡子ニ準スヘシ、準

一 次男ニテモ家督ト不定時ハ末子ニ準ヘシ、定ざる

一 養娘タリト云トモ、幼少ヨリ養育セラレ、或ハ入聲ヲ

取、家督相統之時ハ、養父母ノ服忌モ実父母ト同斷、前

一 義絶ノ子モ無服忌差別、雖為嫡子可準末子、外ノ親類

於為同姓ハ定式之通、服忌受ヘシ、同姓たるにおいて

一 同姓ニテモ異姓ニテモ一人ノ兩様ノ続有之者、ヲモキ

方ノ服忌受ヘシ、可受之

一 養方タルモノ、養方ノ親類他家へ養ハル、モノニハ無

服忌、忌無之

一 半減ノ日數、三十日ノ忌ハ十五日ナリ、余ハ是ニ準ス、準

但、三日ノ忌ハ二日ナリ、七日ノ忌ハ四日也、

以上、

貞享三年丙寅四月廿三日

(二二二一號文書に同じ)

二二二四

(令案記卷三十六 五五九号)

覚

一 死穢之事

居屋敷ノ内死人有之節、一日汚ナリ、穢

但、不承知時ハ当日モ穢ナシ、無之

一 踏合之事

忌中ノモノ定式喧嘩或ハ自△害或病死ノモノ宅威ハ

所へ参ル事也、候

一 父子一所ニ罷在、父忌ニナリ、子へ忌不懸時、父忌ニ

成、当日計踏合ノ間、行水次第可罷出、翌日ヨリハ

所ニ罷在テモ無構候条、此訳可相心得旨候、候

已上△、

寅五月

二二二五

(令条記卷三十六 五六〇号)

▽服忌之儀付覚△

一 高殿院殿(家綱室)ノ終 御対面無之、其上御養子御契約ノ儀モ

無之上ハ、御養母ノ道理無御座候ノ間、御嫡母ニ御極

可相成候、然ハ桂昌院殿ノ方重ク候、乍爾尋常ノ御

実母トハ違^申候間、御統ノ方半減ノ服忌御定可被遊候、

右、随分遂吟味、其上京都ヘモ申遣^之、禁中方ノ例

ヲモ承合申上事候間、此通御究可被遊候、以上、^巳

卯二月九日 (貞享四年) 日光御門主より

今度從 日光御門主^{如斯}此書付被仰上候間、下々モ此旨

可相守候、^{巳上}

二二二六

(令条記卷三十六 五六一号)

服忌令追加

一 父死去ノ後、母他ヘ嫁シテ死去ノ時ハ定式ノ服忌受^{可受之}ヘ

シ、^{ナシ}

一 養父死去以後ニ後家何方ニ罷在候トモ、他ヘ不嫁候^{嫁せず}ヘ

ハ、家督相続ノモノ養母ノ服忌可受之、

一 養父死去ノ後、養母他ヘ嫁シテ死去ノ時ハ養子服忌ナ^{無服忌}

シ、

一 養方ノ母先達^て死去、一度モ無対面候ハ、嫡母ニ准^准

シ、其親類不残服忌無之、^{対面無之}

一 嫡母死去以後、妾腹ニ出生ノ子、継母養育ハ^候、継母

ノ服忌受ヘシ、^{可受之}

一 父ト縁キレタル母ハ、仮他^{たとひ}不嫁、又死去以後一所ニ

罷在候トモ、離別ノ母ノ服忌可受之、^{嫁せず}

一 離別ノ母ノ親類ハ不残半減ノ服忌受ヘシ、^父

一 離別ノ祖母ハ半減シ服忌受ヘシ、^{可受之}

一 継父母ノ親類ハ服忌ナシ、^{無之}

一 父母ト種カハリノ伯叔父姑ハ半減ノ服忌可受之、^替

一 異父母兄弟姉妹ノ親類ハ相互ニ半減ノ服忌可受之、^{ナシ}

一 母方ノ親類、父不通候トモ服忌無別儀、養母ノ親類^可

同前也、^事

一 嫡子相果候以後、次男ニテモ家督ト定ル時ハ、其服忌

嫡子ニ准^准スヘシ、次男ニテモ家督ト不定時ハ、末子ニ

準^準スヘシ、^{定まる}

一 養絶ノ子モ服忌無差別、雖為嫡子可準末子、外ノ親類

於為同姓ハ定式ノ服忌受ヘシ、^{差別なし} 嫡子たりといふとも末子に可准之

一家財受候恩深キ養子ハ、分地配当ト同前タルヘシ、

一他家ノ遺跡相統ノ養子、又実父ノ分地ヲ受候モノ、

養方実方ノ親類兩様トモニ無輕重定式之通、可受之、

一他家ノ養子タルモノ、実方ノ嫡子ニテモ継母ニテモ養育セラレ候ハ、養母半減ノ服忌受ヘシ、

但、養育無之候者服忌無之、

一養子婚儀以前ヨリ養ナハレ、或ハ智入ヲトリ、家督相統ノ時ハ、養方ノ親類不残実ノ如ク相互ニ服忌可受之、婚儀ニ付養分ニナリ候分ハ、実方ノ親類不残相互ニ定式之服忌可受之、養方ノ親類ハ▽養父母ハ定式之服忌可受之、伯叔父姑兄姉妹ハ半減之服忌可受之、

此外△養方ノ親類服忌無之、養父母伯叔父姑兄姉妹ノ方ヨリハ半減ノ服忌ナリ、

一婚礼不相調死去候者、前方祝儀取カハシ候トモ相互ニ服忌受ヘシ、

一七歳未満ノ小児モ親類相果候節ハ定式之服忌月日數相応ニ遠慮スヘシ、

一父ノ妾、服忌可呵之、

但、父妻ニ準スル時ハ継母之服忌可受之、

一妾者服忌無之、

但、子於出生ハ遠慮三日、

一為養子者、養方ノ親類他家へ被養者ニハ服忌無之、

一同姓ニテモ異姓ニテモ一人ハ兩様ノ続有之者、重キ方ノ服忌可受之、

一縁類ノ名字ヲ授候計ニテ分地無配当候ハ、本姓ノ方ノ親類定式之通、服忌受ヘシ、

一父母妻子兄弟並家来ニ服忌有之トモ、其身ニ服忌不懸候者、行水次第汚無之、

一居屋敷之内死人有之ハ一日汚也、

但、不知時ハ当日モ穢ナシ、

一家主方ニ死人有之トモ、別棟ナラハ借宅ノ者ニハ穢ナシ、

(令条記、但書は後にあり)

但、同棟ナラハ家主・借宅人トモニ一日ノ穢ナリ、

借宅ノ者方ニ死人在之候トモ、別棟ニ候ハ、家主ノ穢無之、

一忌中ノ家或ハ死人ノ席或喧嘩、自害或ハ病死ノ者ニハ穢ナリ、

へ参候ハ、踏合ノ穢ナリ、

一 形体有之生レ候分ハ、可為生流生流タルヘシ、形体無之分ハ幾月

ニテモ血荒タルヘシ、可為血荒

一半減ノ日数ハ三十日ノ忌ハ十五日ナリ、余ハ是ニ準ス、准

但、三日之忌者二日、七日ノ忌ハ四日也、

以上、巳

口上之覚

一 最前相渡候追加ノ書付被致無用、此追加之趣可被用候、

服忌本紙書ハ最前之通、少モ相違無之候間、左様可被心得候、以上、

貞享五年五月十日

(二二二二号文書に同じ)

二二二七

(令条記卷三十六 五六二号)

一 居屋敷之内死人有之候ハ、下略、

一家主方ニ死人在之候トモ、下略、

一 忌中ノ家或ク死人ノ席、下略、

只今マテ服忌令追加ノ内ニ有之由、右ノ分三ヶ条可相候

除之候、

一 死穢 一日△

家ノ内死人有之候時ハ、座敷ニテモ長屋ニテモ同席ノ敷居

内ニ居合候ハ、一日ノ汚受ヘシ、穢可受之敷居ヲ隔候ヘハ汚

無之候、長屋ノ内同敷居ノ内ニ居住ノモノモ不存候ヘ

ハ当日モ汚無之、二階ノ上ニテモ入口敷居ノ外ニ有之

候ヘハ汚無之、家主死去ニテモ死穢之儀無差別、差別無之屋敷

ノ内家ナキ地ニ死人在之時ハ、其体有之所ノ地計当日

汚候、家ノ内ハ不及申、其場ノ外ハ穢ナシ、死後其席

ヘ参候者ハ縦死骸在之候トモ踏合ノ汚ナリ、

付、一日ノ穢ハ当夜ノ九時ヨリ明ル夜ノ九時マテ也、

当日暮及暮ニ及ハ夜ニ入候トモ九時ヨリ前ニテ候ヘハ

一日ノ分ニ罷成候、

一 踏合 行水次第

右之通、服忌令死穢ノ处、此度可書改候、所

右ハ、元禄四年未九月六日於土屋相模守殿宅諸留主居守

ノモノヘ被相渡之、

二二二八

(令条記卷三十六 五六三号)

服忌令追加

一子無之死去ノモノ、名跡相統ノ為メ親類縁者ノ内又ハ他人ニテモ新規ニ知行被下候者、家督相統ノ節父ノ如ク服忌可受之、死去候者ノ妻ハ養母同前タルヘシ、死人七歳未満ナラハ服忌無之、遠慮スヘシ、死去候者ノ親類ハ不残相互ニ定式ノ服忌受ヘシ、実方ノ親類ハ、父母ハ定式之服忌可受之、伯叔父姑兄弟姉妹ハ父母定式ノ服忌受ヘシ、伯叔父姑兄弟姉妹ハ半減ノ服忌可受之、外ノ親類ハ相互ニ服忌無之、

一養子願書差出シ、年寄トモ請取之、其以後死去候者、家督不被 仰付内ニテモ死去ノ日ヨリ定式之通、五日・十三月服忌可受之、

一改葬 遠慮一日 子ハ不残遠慮、

但、不承者、追テ不及遠慮、忌懸リ候親類、改葬ノ場へ罷出ル者ハ遠慮スヘシ、不罷出ル者ハ不及遠慮、忌不懸親類縁ハ他人並家来ハ其場へ罷出ルトモ不及遠慮、乍然改葬ノ主ニ罷成候者、他人家来ニテモ一日遠慮スヘシ、

付、掘起シ候日ヨリ葬リ候日マテ幾日有之候トモ遠慮スヘシ、

慮無之、葬候日計一日ノ遠慮也、
右ハ、元禄五申九月十三日被 仰出之、

二二二九 (令条記卷三十六 五六四号)
服忌令

一父母 忌五十日 服三十日 不数閏月
一養父母 同三十日 同百五十日

遺跡相統或分地配当ノ節子ハ実父母ノ如シ、同姓ニテモ異姓ニテモ養方ノ親類実ノ如ク相互ニ服忌可受、
▽実方ノ親類ハ、父母ハ定式ノ服忌可受之、△祖父母伯叔父姑者半減之服忌可受之、兄弟姉妹ハ相互ニ半減ノ服忌可受、其外ノ親類、服忌無之、

遺跡相統セス或分地配当セサル養子ハ、同姓ニテモ異姓ニテモ養父母ハ定式之服忌可受之、養方ノ兄弟姉妹ハ相互ニ半減シ服忌可受之、此外ノ親類服忌無之、
実方ノ親類ハ定式ノ通、相互ニ服忌可受之、

一嫡母 忌十日 服三十日

対面無之候ハ服忌不可受之、致通路候ハ、対面無之トモ服忌可受之、父死去ノ後他へ嫁シ、或父離別スルニ

対面無之候ハ、不可受服忌

於ヒテハ、妻ノ子服忌不可受之、
不可受服忌

但、嫡母ノ親類ハ服忌無之、

一 繼父母 忌十日 服三十日

始ヨリ同居セサレハ服忌無之、
無服忌

父死去ノ後繼母他へ嫁シ、或く父離別スルニ於テハ、
不可受服忌、

但、繼父母ノ親類ニハ服忌無之、

一 離別ノ母 忌五十日 服十三月

閏月ヲ数ヘス、

一 夫 忌三十日 服十三月
同九十日

▽ 閏月をかそへす△

一 妻 忌廿日 同廿日 服九十日

一 嫡子 忌廿日 服九十日

家督ト定サル時ハ末子ノ服忌可受之、女子ハ最初ニ生
レテモ末子ニ準ス、
准

一 末子 忌十日 服三十日

養子ニ遣ハシテモ服忌差別ナシ、家督ト定ル時ハ嫡
子ノ服忌可受之、
無差別

一 養子 忌十日 服三十日

家督ト定ル時ハ嫡子ノ服忌可受之、

一 夫之父母 忌三十日 同百五十日

一 祖父母 忌三十日 同百五十日

母方 廿日ニ 服九十日

離別セラレ候祖母モ服忌別儀ナシ、
無別儀

一 曾祖父母 忌廿日 同九十日

母方 服忌無之、遠慮一日、

一 伯叔父母 忌廿日 同九十日

母方 忌十日ニ 服三十日

父母種カハリノ兄弟姉妹ハ半減ノ服忌可受之、
替
(令条記、以下一条は前一条の前にあり)

一 高祖父母 忌十日 同三十日

母方 無服忌、遠慮一日、
にハ服忌無之、但

一 兄弟姉妹 忌廿日 同九十日

別腹タリト云トモ服忌差別ナシ、
無差別

一 異父兄弟姉妹 忌十日 服三十日

一 嫡孫 忌十日 服三十日

嫡孫承祖タル時ハ嫡子ノ服忌可受之、祖父母死去ノ時
モ嫡孫ノ方ヘモ五十日・十三月ノ服可受ヘシ、此外ノ
忌同受之

親類服忌無差別、曾祖支孫タリト云トモ同例也、
疎

一末孫 忌三日 服七日

女子ハ最初ニ生レテモ末孫ニ準ス、娘方ノ孫服忌同前、

一曾孫玄孫 忌三日 服七日

娘方ニハ曾孫玄孫トモニ服忌無之、

一従父兄弟姉妹 忌三日 服七日

父ノ姉妹ノ子並母方モ服忌同前、

一甥姪 忌三日 服七日

姉妹ノ子モ服忌同前、

異父兄弟姉妹ノ子モ半減ノ服忌受ヘシ、
可受之

一七歳未満ノ小兒ハ服忌無之、
無服忌

父母ハ三日遠慮、其外ノ親類ハ同姓ニテモ異姓ニテモ

一日遠慮、日數過テ承候ハ、追テ不及遠慮、

但、八歳ヨリ定式ノ服忌可受之、
服忌

附、七歳未満ノ小兒、方ヘモ服忌可受、父母死去ノ
無之

時ハ五十日遠慮、其外ノ親類ハ一日遠慮、父母ハ年

月ヲ經テ承候トモ聞付ル日ヨリ遠慮スヘシ、
五十日

一聞忌之事

遠国ニ於テ死去候儀、年月ヲ經テ告来ト云トモ、父

母ハ聞付ル日ヨリ忌五十日・服十三日、外ノ親類ハ聞

付ル日ヨリ服忌残ル日數可受之、忌ノ日數過テ告来ハ
一日遠慮、服明キ候トモ同前、

一重ル服忌ノ事

父ノ服忌未タ不明内、母ノ服忌有之者、母ノ死去ノ日

ヨリ五十日・十三月ノ服忌可受之、重キ服忌ノ内輕キ

服忌有之、日數終ラハ追テ不及受服忌、日數余ラハ残

ル服忌ノ日數可受之、

穢之事

一產汚穢 父七日 母三十五日
無之

遠国ヨリ告来リ、七日過候ハ、穢ナシ、七日ノ内承候

ハ、残ル日數ノ穢タルヘシ、血荒・流産同断、尤、妾

ノ産穢ノ時モ同例也、

一血荒 夫七日 婦十日

一流産 夫五日 婦十日

形体有之者流産タルヘシ、形体無之者血荒タルヘシ、
可為血荒

一死穢 一日

家ノ内ニテ人死候時、一間ニ居合候ノ死穢可受之、

敷居ヲ隔ツレハ穢無之、一間ニ居會候トモ不存候ヘ

ハ穢無之、二階にて、揚リ口敷居之外に有之候エ

ハ穢無之候、△家ナキ所ニ死人有之トキハ其骸有之地
計穢候、家主死去ニテモ死穢ノ儀差別無之、死後其所
へ参候モノハ骸有之、テモ踏合ノ穢也、

一踏合 行水次第

一改葬 遠慮一日

子ハ不残遠慮、

但、不承候ハ、追テ遠慮ニ及ハス、忌カ、リ候親類、

改葬ノ場へ出ルモノハ遠慮スヘシ、忌不懸親類ハ其

場へ出ルトモ不及遠慮、葬ノ主ニ成候ハ、他人

ニテモ一日遠慮スヘシ、

付、堀起シ候日ヨリ葬ル日マテ日数在之候ハ、子

ハ不残、堀起シ候日ト葬リ候日ト二日之遠慮ナリ、

他人ニテモ改葬ノ主ニ成候モノハ同断、

但、堀起シ候翌日ヨリ葬候前日マテハ幾日ニテモ不

及遠慮候、

改葬ノ儀、遠所ニテ申付、日限存知候ハ、其日遠慮

スヘシ、日限不存、相済候後承候ハ、追テ不及遠

慮候、

追加

一養父死去以後、養母同居セスト云トモ他へ嫁セス候へ
ハ服忌可受之、他へ嫁スルニ於テハ服忌無之、

一養父ノ妻ヤシナハレサル已前ニ死去候ハ、嫡母ニ準

シ、其親類服忌無之、

一妾腹ノ子、嫡母死去以後ニ後妻ト致通路候者、対面無

之トモ継母ノ服忌可受之、養育ヲ受候ハ、養母定式ノ

服忌受ヘシ、

一義絶ノ嫡子ノ服忌ハ末子ニ準スヘシ、此外ノ親類義絶

タリト云トモ服忌別儀ナシ、

一家財受候恩深キ養子ハ分地配当同前タルヘシ、

一遺跡相統ノ養子、又実父ノ分地ヲモ受候ハ、養方実

方ノ親類兩様トモニ軽重ナク相互ニ定式之通、服忌受

ヘシ、

一養子タルモノ、実方ノ嫡母ニテモ継母ニテモ養育ヲ受

候ハ、遺跡相統ノ養子ハ嫡母継母定式ノ服忌可受之、

遺跡相統ヲセサル養子ハ嫡母継母定式ノ服忌可受之、

一女子婚義以前ヨリ養ナハレ、或ハ入婢ヲトリ、家督相

統ノトキハ、養方ノ親類実ノ如ク相互ニ服忌可受之、

婚儀ニ付養娘ニ成候分ハ養母ハ定式ノ服忌可受之、

養方ノ兄弟姉妹ハ相互ニ半減ノ服忌可受之、此外ノ親

類ハ服忌無之、養方ノ親類ハ服忌無之、実方ノ親類ハ

定式ノ通、相互ニ服忌可受之、

一 婚儀未タ不相濟内ニテモ祝儀取カハシ候ヘハ、夫婦相

互ニ定式ノ忌ノ日数可遠慮、

但、服無之、

一 父ノ妾、服忌無之、

但、父妻ニ準スルトキハ繼母ノ服忌可受之、養子タ

ルモノ養父ノ妾モ同例也、

一 妾ハ服忌無之、

但、子出生ニ於テハ三日遠慮、血荒・流産有之計ニ

テハ妾死去之時遠慮無之、

一 遺跡相続セス或分地配当セサル養子、養方ノ兄弟姉妹

他家ヘヤシナハル、モノニハ相互ニ服忌無之、

一同姓ニテモ異姓ニテモ一人ヘ両様ツ、キ有之者、重

キ方ノ服忌可受之、

一 名字ヲ統候計ニテハ相互ニ服忌無之、本姓方ノ親類定

式ノ服忌可受之、

一 父計ノ養子ニ候ハ、母ヘハ服忌無之、母計ノ養子ニ候

ハ、父ヘハ服忌無之、父計ノ養子ハ父方ノ親類ノ服忌

計可受之、母計ノ養子ハ母方ノ親類ノ服忌計可受之、

但、養子ノ妻死去ノ時、養子致同居候ハ、三十日遠

慮スヘシ、養子ノ夫モ同例ナリ、

父計ノ養子モ母計ノ養子モ、養兄弟姉妹ニハ服忌無差

別、

付、子分ニ致シ候マテニテハ相互ニ服忌無之、

一 子無之死去ノモノ、名跡相続ノタメ新規ニ家督相続ノ

時者、養父ノ如ク服忌可受之、死去候モノノ妻ハ養母

ニ準スヘシ、死去ノモノノ七歳未滿ニ候ハ、服忌無之、

五十日遠慮スヘシ、死去ノモノノ親類ハ相互ニ定式ノ

服忌可受之、実方ノ親類ハ、父母ハ定式ノ服忌可受之、祖

父母伯叔父姑ハ半減ノ服忌可受之、兄弟姉妹ハ相互ニ

半減ノ服忌可受之、此外親類服忌ナシ、

一 養子願書差出候、老中請取ノ其後死去候者、家督不

定内ニテモ養父母計五十日・十三月ノ服忌可受之、

一 半減ノ日数、三十日ハ十五日ナリ、余ハ準之、

但、七日ハ四日ナリ、三日ハ二日ナリ、

一日ト有之ハ当夜ノ九時ヨリ明ル夜ク九ク時マテナリ、
九ツ前ニテ候ハハタ緋タ九ツ半時過ニテモ一日ノ積也、

元禄六年十二月廿一日

令条記三十六終

御願文

二二三〇

一 諏訪・稲荷・福ヶ迫諏訪社へ 片舞御神楽、寺社奉行
ヨリ諸奉行へ不残 圓徳院様 太守様御不快被遊御座候ニ付、右
之通御祈禱寺社奉行受込被仰付、御札守ノ儀ハ明日江
戸へ被差上候、隅州様ヨリノ御使伊地知嘉右衛門便ニ
被差越候、

右之通被承置候様可致通達候、

宝曆四年戊六月廿七日

(鎌田政昌)
典膳

一 右同断

御下屋敷御側方・表方・御勝手方支配筆者・小役人

二二三二

一 太守様来年御厄年ニ付、御一門ヲ初郷士マテ御格式ヲ

以先例之通御立願差上候儀ハ勿論、右外ニモ身分ノ

不依高下、神社・仏閣ノ修覆・造替・神具・仏具等ニ

至マテ寄進致度志ノ輩ハ願主ノ可任心旨被 仰出候段

申来候間、右志ノ面々ハ寺社奉行所へ何分早々申出候

様被仰渡、

天明四辰十二月三日

(島津久起)
近江

二二三三

一 太守様来年御厄年ニ付、御一門方ヨリ末々マテ諸社へ

御願文差上候様被仰渡、

天明四年辰十二月

二二三三

一 御晴厄ニ付御願成就御神事大追物、来ル廿八日張行有

之候ニ付、御礼後、大目付以上相付管候間、此旨致通

達候、

但、服穢ノ人ハ不相成候、

天明六年午十一月

(島津久金) 伊賀

二二三四

一御札守一通ツ、

(継豊副室) 妙心院様
(継豊副室) 嶺松院様

右ハ、淨岸院様御不例被遊御座候段御到来有之候ニ付、
(継豊副室、竹姫)

御祈禱被仰付管候間、明日伺御機嫌ノ御使被差立候故、

御札守右便ヨリ江戸へ被差越管候、

一御一門相中 大身分相中 御女中相中

御家老・若御年寄相中 大御目付相中
(同格)

無役ノ一所持以下寄合並相中
(迄)

寺社奉行ヨリ月次御礼罷出候御役人相中

諸土相中 詰合ノ琉球人相中

右同断ニ付御祈禱被仰付、御札守是又明日便ニ江戸へ

被差上管候、

右之通被仰付候間、先例之通致首尾、御札守差上候様

ニ寺社奉行へ可申渡候、

明和九辰十二月廿日

(小松博春) 帶刀

二二三五

(重家) 太守様御厄年ニ付左之通

天明五年巳十二月

一御厄年ニ付御願文左之通

一諏訪大明神へ御初穂銀五匁ツ、

一稻荷大明神へ右同断

一神明宮へ一七日御灯明料銀七分ツ、

一春日大明神へ右同断

一福ヶ迫諏訪大明神へ御初穂金百疋ツ、
(百疋)

島津若狭殿 島津兵庫殿 島津備前殿

島津玄蕃殿 島津左衛門殿 島津又八郎殿

島津図書殿 島津筑後殿 澄光院殿

玉仙院殿 心鏡院殿 御家老

一諏訪大明神へ御初穂銀三匁ツ、

一稻荷大明神へ右同断

一福ヶ迫諏訪大明神へ銀式両ツ、△
(金力)

若御年寄 大御目付

一諏訪大明神へ御初穂銀三匁ツ、

一稻荷大明神へ右同断

一 福ヶ迫諏訪大明神へ銀二匁⑨(金二兩カ)

大番頭 寺社奉行 御勘定奉行 組頭 御番頭

無役ノ一所持 一所持格 寄合

一 諏訪大明神へ御初穂料銀二匁ツ、

一 稲荷大明神へ右同断

一 祇園社へ一七日ツ、御灯明料銀七分ツ、

御側御用人 御用人 町奉行 御側役 同格 寄合並

一 諏訪大明神へ御初穂料銀一匁ツ、

一 稲荷大明神へ右同断

一 春日大明神へ一七日ツ、御灯明料銀七分ツ、

江戸・京・大坂御留守居 御納戸奉行 物頭 移地頭

御船奉行 御小納戸頭取 御広敷番ノ頭 聖堂奉行

一 諏訪大明神へ御初穂料青銅五十匁ツ、

一 稲荷大明神へ右同断

一 若宮社へ一七日ツ、御灯明料銀七分ツ、

奥・表・直触以下諸御役人、月次御礼罷出候面々

一 諏訪大明神へ御初穂料百匁ツ、

一 稲荷大明神へ右同断

一 神明宮へ一七日ツ、御灯明料銀七分ツ、

六組諸土相中

一 諏訪大明神へ青銅五十匁ツ、

一 稲荷大明神へ右同断

一 祇園社へ一七日ツ、御灯明料⑩(銀)七分ツ、

座付与力其支配相中

一所中三社へ

一 社ハ御初穂青銅百匁ツ、二社ハ万度参詣

右一行、御物御取替ニ不及、

郷土相中

一 諏訪大明神へ三十度ツ、参詣

一 春日大明神へ右同断

一 稲荷大明神へ一七日ツ、御灯明料銀七分ツ、

御兵具所附同心相中 御広敷付同心相中

御納戸付御小人相中 御厩付御口ノ者相中

一 諏訪大明神へ御初穂料青銅百匁ツ、

一 祇園社へ右同断

一 稲荷大明神へ一七日ツ、御灯明料銀七分ツ、

三町町人相中

右ハ、御厄年ニ付御願文可差上段ハ先達テ相達置候通

候故、御物御取替ヲ以、右之通御結願ノ節首尾有之管
候条、向々へ致通達候儀トモ不洩様申渡、首尾掛ヘモ
可申渡候、

(天明四年)
辰十二月

(島津久起)
近江

二二二六

一 太守様来年御厄年ニ付御願文ノ旨趣一通、左之通
(重家) (左之通) 左之通と校訂す

一五社へ

- 島津若狭殿 島津兵庫殿 島津備前殿
- 島津玄蕃殿 島津左衛門殿 島津又八郎殿
- 島津図書殿 島津筑後殿 澄光院殿
- 玉仙院殿 心鏡院殿 御家老

右之通、銘々御願文可^⑧差上、御領内遠方ノ神社へ参
詣ノ儀ハ無用可被相心得候、尤、御願成就ノ儀ハ御晴
厄ノ節可有之候、

一三社へ

- 若御年寄 大御目付 大番頭 寺社奉行 御勘定奉行
- 組頭 御番頭 無役ノ一所持 一所持格 寄合

一三社へ

御側御用人 御用人 町奉行 御側役 御側役格
寄合並

一三社へ

- 江戸・京・大坂御留守居 御納戸奉行 物頭 移地頭
- 御船奉行 御使番 御小納戸頭取 御広敷頭
- 聖堂奉行

奥・表・直触以下諸御役人、月次御礼罷出候面々

一三社へ

- 六組諸士
- 右、一組相中ヨリ一通ツ、輕三ヶ条ノ御願文可差上候、
- 其外右書同断、

一三社へ

座付与力其支配相中
右ハ、支配相中ヨリ輕キ三ヶ条ノ御願文一通宛可差上
候、其外右書同断、右支配頭へ相伺可差上候、
(付)

一所中三社へ

- 一社ハ御初穂青銅百疋ツ、二社ハ万度参詣
- 郷土相中

右、一人ヨリ腰書之通御願文一通ツ、可差上候、其外

右書同断、此旨地頭又ハ御用人ヨリ可申渡候、

一三社へ

御兵具所付同心相中 御広敷付同心相中

御納戸付御小人 御厩付御口ノ者相中

右、^{①其}支配中ヨリ輕キ三ヶ条ノ御願文一通ツ、可差上候、

其外右書同断、尤、支配頭へ相付可差上候、

一三社へ

三町町人相中

右、一町ヨリ輕キ三ヶ条ノ御願文可差上候、其外右書

同断、支配頭へ相付可差上候、

右御願文、当月立春ヨリ先キ吉日次第銘々被差上又ハ

可差上候、御厄年ニ付テハ面々ノ志ヲ以、御願文被差

上事候間、隠居・部屋栖ノ人ニテモ心次第御願文差上、

其外可為同断候、

右之通被仰付候条、表方へ致通達、奥掛・御勝手方へ

モ写ヲ以相達、其外不洩様可申渡候、

(天明四年)
辰十二月

(島津久起)
近江
(島津久健)
仲

(二階堂行且)
主計

二一三七

安永六年酉

一 公方様御厄年ニ付 東照宮於 御宮御祈禱被仰付、明

廿七日南泉院御札巻数持参ニテ差上、直ニ^{②被相下}御宮へ上

納置答候間、今晚七ツ時ヨリ御札被差上首尾相濟マテ、

服忌穢有之人又ハ親ノ正忌日ニ相当候人 御城内へ不

罷出答候間、如例可被仰渡旨御差函ニテ候、以上、

酉四月廿二日

穎娃^(久藩)波江^(東祐)
菱刈孫兵衛

御勝手方

二一三八

貞享三年寅二月、平山勘兵衛日帳ノ内

一 二月七日、^(綱吉)公方様来年御厄年ニ付、為御祈禱銀二十

枚山王ノ神主日吉大膳方へ被遣、^(伊勢貞以)十兵衛殿先月聞番ニ

テ万事被致首尾候、

二一三九

文化十年酉四月

一御隠居様齊宣公、当年四十一御請厄ニ付、諸大身分・

奥・表諸御役人並諸士又ハ諸郷・三町々人相中ニテ、

御願文先例差上来候処、^⑨共、当時諸郷困窮ノ段被 聞召通

候ニ付、此節ハ御願文不及差上、併自分中心入ヲ以差上

度存候向ハ勝手次第被仰付候、

右之通、向々へ可致通達候、

西四月

(島津久家)
将監

相心得候、

大般若一日修行布施

一 錢百文 檀布施

一 銀五匁 檀主

一 銀三匁 能化

一 銀二匁 寺持

一 錢百文 同宿

一 祈禱ノ節、朝粥、昼菓子、晚一汁一菜ノ料理可出候、

法事一日修行上之調

一 拾二合

但、向立作花迄、

一堂頭長老ノ内一人、布施五匁

一 衆僧四人、布施百文ツ、

一 施餓鬼花並輕作花^⑩

一 中作花一對

一 向立菓子花

一 法事ノ節、朝粥、昼三番点心、晚一汁一菜ノ料理可出

候、

一 仏事ノ儀ハ施主ノ心次第勤行、

二四〇

祈禱並法事葬式之定

一 公義御代々御年忌御法事ノ節、毎度 勅使被 仰付候

ヘトモ、兼々 思召ノ品有之付テ、去ル寅四月ノ御法

事ヨリ 御辞退被 仰上、且又読経ノ儀モ以後、^⑪千部

ヲ限り、或ハ三百部或ハ百部被 仰付候間、私ノ法事

モ準之、分限相応可致修行旨被 仰渡、其段寅四月致

通達置候ヘトモ、減少ノ品究テ通達無之^⑫故、面々難

改儀モ可有之候、依之向後祈禱並法事ノ節、左之通可

一世統ノ祭文致修行候人タリト云トモ諸事法事ノ格準別
テ手輕可有之事、

葬礼

一七仏事ヲ三仏事ニ致シ、菓子・染物・センシ茶マテニ
テ可相濟候、

一葬礼ノ節、厨屋別テ輕取立、厨屋外廻垣ニ張候幕並道
布ノ儀ハ無之候テモ可相濟候、

野布施

一銀五匁 引導師

一銀三匁 堂頭長老並維那

一銀二匁 寺持

一錢百文 衆僧

右、寄合以上祈禱諸事等修行ノ節、自今右之通可被相

心得候、

諸事一日修行中之調

一六合

但、向立マテ不及作花^{④候}、

一堂頭長老ノ内一人、布施三匁

一衆僧二人、布施一匁ツ、

一中作花一對

一菓子花

但、生花、

一法事ノ節、朝粥、昼菓子、晚一汁一菜ノ料理可出候、
一仏事ノ儀モ施主ノ心次第^{④勤行}

野布施

一銀三匁 引導師

一銀一匁 衆僧

法事一日修行下之調

一二合

但、向立マテ作花ニ不及、

一出家一人、

右、布施百文、結縁之檀那寺ノ由緒ニ付、堂頭長老相
頼候節ハ三百文、衆僧召列候節ハ銀一匁ノ行、^{④問}施主心
次第可遣候、

一位牌花一ツ

一法事ノ節、齋非時ノ間、一汁一菜一度可遣候、

但、寺へ弔ヒ頼候節ハ心差次第相減可遣候、

野布施

一銀二匁 引導師

一銀一匁 衆僧

右、諸土庇分限、法事修行ノ節、自今右之通可相心得

候、尤、外城・私領マテモ同断、

右之通、此節相定候条、支配中へ可被致通達候、以上、

享保十一年午七月十一日 (島津久兼) 本

二一四一(の1)

(朱書)

一月令、飾喪紀、弁衣裳、審棺椁之厚薄、塋丘壟之大小

高卑、厚薄之度、貴賤之等級、

(二一四一の2)

写

一諸人墓石並葬礼、頃日漸々結構相調、分限不相応相見

へ候故、向後左之通相定候、

一石塔一通 地上五尺五寸

但、石形ハ望次第、結構ノ模様ハ望有之候トモ彫付

申間敷候、

右、寄合並以上

一石塔一通 地上四尺

⑨書 但く右同、

代銀三十六匁

一同一通 地上三尺五寸

但書右同、

代銀十五匁

右、諸士

一同一通 地上三尺

但書右同、

右、諸士以下未々迄

一井垣ハ一間ニ付三十目程ニテ相調事ノ由候間、寄合並

以上ノ人ヨリ頼来候トモ、右ノ直段ニテ可相調候、夫

ヨリ以下石塔ニ致井垣候儀無用ニ申付候間、何方ヨリ

頼来候トモ右之段申達、石切トモ不受付様可申渡候、

一四尺五寸 土台棺一通

但、厨屋四方門垣廻マテ

代銀二百四拾目

右、寄合並以上

一三尺五寸 土台棺一通

代銀四十六匁・代銀二十四匁

但、紙ニテ調候品ヲ木綿・芭蕉ニテ相調、又ハ花籠
等付候故、直段両様ニ有之事候、

右、諸士

一三尺五寸 土台棺一通

代銀十四匁

一三尺 土台棺一通

代銀十匁

右、諸士以下

右之通、此節相定候、右ノ定ヨリ輕方頼来候ハ、格別、
定ヨリ高直之石塔棺何方ヨリ頼来候トモ、曾テ不受合
候様、石切トモ棺屋トモ可申渡置候、若違背候ハ、其
沙汰可申付旨申渡置候間、与中末々マテ此旨承知仕置
候様、寄々可致通達候、

享保三年末十月

(種子島久基)
彈正 (重行)
取次
宮之原甚太夫

右ニ付張紙

石塔箔込候儀、一切無用被仰付候旨、享保八年卯二月

(伊集院久矩)
藏人殿ヨリ被仰渡候事、

(傳注)イ(與本カ)十二月廿一日

二四二

法事仏宗名目ノ事

一三十五日 小練忌 一四十九日 大練忌

一百ヶ日 卒哭忌 一周 小祥忌

一三年 大祥忌 一七年 休広忌

一十三年 遠芳忌 一十七年 慈明忌

一廿五年 闇良忌 一三十三年 清浄本然忌

二四三

仏事之次第

三仏事

奠下同
一点茶 一点湯 一下火

五仏事

一点茶 一点湯 一起龜 一鎖龜

一下火

七仏事

一点茶 一点湯 一起龜 一鎖龜

一下火 外ニ書院ニ相直候節、
点茶・点湯 都合七事ニ成、

二一四四

宝永五年御儉約ニ付

一 弔日数ノ儀、大小身トモニ一日執行可仕候、出家人数

ハ弔ノ格合次第輕可致供養候、惣テ仏事弔等ノ儀ハ施

主ノ実儀第一ニ致事候ヘハ、名聞マテヲ存、輕薄ノ莊

嚴ハ無益ノ事候間、質朴ノ志可為肝要事、

一 布施物ノ儀、導師ヘ青銅百疋ヲ限、夫ヨリ以下次第

身上相應輕可遣之、弔ノ料理ハ猶以致結構間敷事、

一 香奠ハ大小身トモニ青銅百疋ヲ限、夫ヨリ以下段々可

遣事、

一 石塔ノ儀、先年被相定置候間、御定之通弥可相調候、

此段モ施主ノ実儀第一候ヘハ、分限不相応候儀ハ却テ

不宜候間、結構ノ儀ハ可為停止事、

右之通可相守旨被仰渡、

宝永五年子四月十五日

二一四五

一 御当国ノ儀、致死去候者居宅ヨリ棺ニ乗セ、葬礼場ノ

行列ニテ寺マテ相越^{⑦事}ニ候、此仕形何方ニモ無之作法

ノ由、御国古来ノ風儀ニハ候ヘ共、棺ヲ飾、通筋ノ他

屋敷マテ辻挑灯ヲ出シ、御城下ナトネリ候テ遺体ヲ

持越候儀如何ニ候、向後大身ノ面々死去ノ節ハ居宅ヨ

リ不及行列、寺マテ密ニ遺体ヲ差越、葬礼ノ規式ハ寺

内ヨリ勝手能様ニ相調可然候、

一 此程居宅ニテ棺廻自分不相調^{⑧程}ノ小身ハ、遺体寺ヘ差

越、左候テ、葬礼相調候テハ却テ不勝手ノ訳モ有之筈

候間、今マテハ有来ノ行列、途中ノ分ハ致無用、居宅

ヨリ棺廻マテニテ差越、葬礼ノ規式ハ葬礼場所ニテ輕

相調可然候、

一 棺廻等ハ一旦ノ事候間、無謂莊嚴無益ノ費ニ候条、大

小身トモニ有来通、莊嚴ハ形ヲ付候分ニテ礼儀不欠様

成程輕可相調候、惣テ葬礼規式ニ付テハ無益ノ費有之

儀候間、礼儀相備候外ノ節ハ令停止候、

右之通被仰候、

宝永五年子四月十五日

(種子島久時
藏人)

二一四六

一 世上葬礼ノ節、金銀錢或六道錢土中ヘ埋捨候事無益ノ

(御触書寛保集成 一一二五号)

儀ニ候、然トモ俗習ノ儀急ニ相止カタク可有之候ニ付、

其所ノ寺院ヨリ右無益ノ道理寄々且方中へ説聞セ、向

後土中へ埋候事相止サセ候積ニ候、

右之通、從 公義被仰渡候旨被仰渡、

寛保二年戊十一月四日

(備山久初)
主計

二二四七

写

一御正院(統カ)様御年回ノ節、日数五日ノ御法事ハ三日、御

女中様同断日数三日ノ御法事ハ二日ニ此節被相究候間、

御家中ノ儀モ三日以上ノ法事致来候面々モ有之候ハ、

右御法事ニ準、日数減少可有之候、

此旨不洩様可致通達候、

明和八年卯九月

(小松清香)
帯刀

墓石制

二二四八

一諸人墓石並葬礼、頃日漸々結構相調、分限不相応相見

へ候故、向後左之通相定候、

一石塔一通 地上五尺五寸

但、石形ハ望次第、結構ノ模様ハ望有之候トモ彫付

申間敷候、

右、寄合以上

一石塔一通 地上四尺

但書右同、

代銀三十六匁

一同一通 地上三尺五寸

但書右同、

代銀十五匁

右、諸士

一同一通 地上三尺

但書右同、

右、諸士已下末々迄

一井垣ハ一間ニ付三十目程ニテ相調事ノ儀候間、寄合並

以上ノ人ヨリ頼来候トモ、右ノ直段ニテ可相調候、夫

ヨリ以下石塔ニ井垣致候儀無用ニ申付候間、何方ヨリ頼来候トモ、右ノ段申達、石切トモ不受付様可申渡候、

一四尺五寸 土台棺一通

但、厨屋四方門垣廻マテ、

代銀^⑧百四十目

右、寄合並已上

一三尺五寸 土台棺一通

代銀四十六匁・二十四匁

但、紙ニテ調候品ヲ木綿・芭蕉ニテ相調、又ハ花籠

等付候故、直段両様ニ有之事候、

右、諸士

一三尺五寸 土台棺一通

代銀十四匁

一三尺 土台棺一通

代銀十匁

右、諸士已下

右之通、此節相定候、右ノ定ヨリ輕キ方頼来候ハ、格別、定ヨリ高直ニ候石塔棺、何方ヨリ頼来候トモ、曾テ不受合様、石切トモ棺屋トモヘ可申渡置候、若違背

⑧候ハ、者其沙汰可申付旨申渡置候間、与中・末々マテ此旨承知仕置候様寄々可致通達候、

享保^(十二)三年末十月

(種子島久甚) 彈正

(重行) 宮之原甚太夫

右ニ張紙

石塔箔込ノ儀、一切無用被仰付候、

享保八年卯二月

(伊樂院久矩) 藏人

(二二四一号文書に同じ)

二二四九

新安手簡 与高尾甚八書 長崎通事

一此度、先祖石牌^(碑)立申候ニ付、碑文書法ノ儀、御尋申進候処、去年入津ノ唐船、旧冬マテ七艘致在留候、唐商ノ内、相心得申候者へ御対談被遂御吟味候処、惣テ於唐山、墓碑^(碑)ハ、正面ニ誰某ノ墓ト書付、墓碑^(碑)ノ左ヘ年号月日、右ニ子孫ノ名記申事ニ御座候、石碑ノ儀ハ別ニ一基ヲ立、碑文ハ石碑ノ左ヨリ書初メ、右ニテ書納メ、尤、撰者之姓名・子孫ノ名トモ相記申候、是ハ一面ニ書申事ニ御座候、日本ノ石塔ノ様、四角ニハ無之

候、仮文字數多御座候テモ、一面ニ賦リ書納申候、墓牌ノ左右後ニ書申候儀ハ終ニ見当不申由、唐人トモ申候、就夫、唐人存寄ノ通、俗語ニ御書付サセ被遣候由、委細ノ御紙面逐一得其意、御尤ノ儀ニ存候、先以御六ヶ數儀御尋被下候故、分明ニ相知、大慶忝奉存候、則李潜庵手筆トモニ相達、致一覽候処、委細ノ儀無殘所分明ニ相知、珍重至極ニ存候、右ノ儀ニ付、大通事彭城藤治右衛門殿被仰談、別テ被入御念、唐人トモ御尋被下候由、藤治右衛門殿何歟ト御費心ノ段、千万忝奉存候、

一文恭文集或人之問ニ答候モ、文公家礼同様ノ文ニテ、右書之書出疑數存候故相尋申候処、李潜庵筆談ニテ、明白ニ相知、大慶珍重ニ存候、家礼ニモ別立小碑ト相見へ候へハ、潜庵筆談(譯)ト合申候ト被思召候、尤、墓碑(譯)ハ日本ニテノ石塔墓碑ハ各別ニ御座候ト唐人トモ申候由、被入御念候御紙面猶更得其意、不審ノ儀モ無滯相濟、御礼難申尽、忝仕合御座候、

潜庵筆語

墓上石碑有四、其一名曰墓誌銘、方円只有尺余、内刻

本人家世、及出処行実並其子女婚配、山地方向広濶、此碑埋埋在墓中、其一名曰墓碑、高四尺濶約二尺五六上、正中刻某官某公之墓、其左鐫年月、其右鐫其子ノ名、此則鐫(鐫)在墓門之中、其一名曰碑記、或高丈余或濶三尺余、或有欽賜祭葬別立一亭、在山之正中内、刻御祭文字于其上、或是同官暨親友称功頌德之文、其碑在于左別設亭蓋之、其一名曰神道碑、高濶与碑記ノ碑略相、内刻某号某公神道碑数字于正中、其碑豎在本山之下、唐山之制如此、碑之樣式只有濶三四尺、厚不過一尺(一尺)、從無方碑歟、且碑上文字無四面皆書之体、不特文字不能連統、使觀者有旋轉之煩、而失其次序乎、唯高明裁之、三山晚生李潜庵具、

膳部定

二一五〇

一今度從 公義饗応等ノ儀ニ付被仰渡趣有之候、万石已上雖為御大名、料理方香物マテニ二汁六菜ニ為被相定

事候、依之御領國中ノ儀、向後左之通相定候、

一於 御屋形、屹立候御祝並 御光儀、先二汁六菜ノ御料理可差上候、

一他国ヨリ御使者有之候節ハ一汁三菜ノ料理可出之候、

御家中へ御料理被下候節モ右同断、

一料理方ノ儀ニ付テハ、以前ヨリ段々申渡置テモ有之候

処、今度從 公義仰渡^{⑧之}趣ヲ以右之通被相定候条、弥

以其旨相守、徒ノ参会ニ料理出候儀、一向無用可仕候、

屹ト祝等ノ節モ一汁一菜、其外料理不出候テ不叶節ハ

右ニ準シ成程輕可相調候、右通申渡候付、万一心得違

ノ者有之、料理ノ員數ハ致減少候テモ、或遠方ノ珍物

ヲ求、又ハ一菜ノ内、手六ヶ數相調候へハ、畢竟仰渡

ノ詮不相立、上向計省略ノ筋ニ相見得、別テ不宜候条、

能々此旨ヲ存、自今随分輕可相調候、

右之通、堅固ニ相守候様ニ支配中へ可被申渡者也、

享保九年辰七月廿五日 御家老座印

二二五

一家督繼目・嫁妻^{⑨娶}・嫡子出生其外、屹ト立候祝等ニ付、

見廻候人ハ、祝事一通リ相濟候ハ、長居不致可罷帰候、

一常式参会事等致候儀ハ、当時ノ砌候間、曾テ致間敷候、

吉凶又ハ無抛儀ニテ人ヲモ頼、終日相掛リ候節ハ、別

テ輕キ料理・茶漬^{⑩類}マテモ可出候、

一依訳輕酒肴取ヤリイタシ候節ハ、一通リ披キ候テ可相

濟候、

一無故モ致参会、輕料理トテモ不出、酒出候儀、堅可致

無用候、

一何ソ用事ニ付参会人有之候節、酒又ハ料理ニテモ曾テ

出間敷候、

一御役人^{⑪之儀}ハ、猶右ノ趣ヲ專ニ心懸、可相勉候、

右ハ、振廻等ノ儀ニ付テハ以前ヨリ段々ニ被仰渡置趣

モ有之候ヘトモ、其旨ヲ相守、頃日故モナキニ致参

会、料理酒ヲ出、致長居、大酒仕、正氣取失候所ヨリ

不謂儀トモ致到来^{⑫出カ}、不可然事候、依之常式ノ参会事ニ

輕儀トテモ馳走ケ間敷輕料理又ハ酒等出候儀、曾テ致

無用候様、猶又屹ト可被申渡候、尤、末々ノ儀モ万端

右ニ可準旨、是又可被申渡候、

右之通被仰出候間、書写組中・諸外城並支配有之面々

ハ支配中へ夫々不洩様可被申渡者也、
享保十五年戊七月

二二五二

一 以上略、御常調ノ御料理二汁三菜差上来候へトモ、
向後ハ一汁二菜又ハ二汁一菜・一汁一菜ヲモ見合可差
上候、何ソ御座へ相見得、御料理被 仰出候儀モ有之
候節ハ、右御菜数相増儀モ可有之候、御着・雜魚類マ
テモ差上候様被仰付候、右ニ準シ御料理廻リ輕ク相調
候様トノ 思召ニテ、先達テ被 仰出置候へトモ、其
已後雜魚類ヲ間々差上候へトモ、惣体ノ御料理方此内
不相替宜方候間、御汁・御菜トモ別テ輕ク相調、右通
ノ御菜数無間違様可申聞旨、 御直御意致承知、御納
戸奉行へ申渡、御包丁人頭・御料理役へ得ト可申聞旨、
二階堂林左衛門へ申渡候事、
(行通)
宝曆四年戊三月朔日 御取次(久平)
桂太郎兵衛

二二五三

一 御法事満散 御名代御寄合御料理、先年御儉約ニ付五

ケ年内ハ一汁三菜被定置候処ニ、格別成儀故、二汁三
菜被仰付置、当分御法事満散 御寄合・福昌寺大施餓
鬼・頭屋御能之節ハ二汁三菜、其外御関狩・御馬追又
ハ護摩所へノ 御名代一汁三菜候へトモ、此節御儉約
ニ付、七ケ年内ハ何方トモ 御名代へハ都テ香物ト
モニ一汁三菜被仰付、諸御賄方又ハ菓子ニ至、右ニ準
シ輕目ノ方ニ致、御賄被下候人数等モ可成程相減候様
被仰渡候、
右、如例申渡、首尾係へモ以証文申渡、御勝手方・表
方へモ可相達候、

明和五年子九月

(權山久智)
左京
兼別家詮
藤馬

二二五四

一 明和五年子年ヨリ先七ケ年御儉約被仰渡、諸所 御名
代御献立、香物トモニ一汁三菜相調候様、御被仰渡定御献立、
左之通諸所へ被相渡、

一 正月元日五社参 御名代、護摩所ニテ差上候次第

但、大乗院ヨリ進上、

一 御盛塩 白木三方ニテ上ル

一 御手拭上ル

一 御前菓子上 花ホ⑨くろ センヘヒ 落カン 三木

一 御雑煮

小皿二ツ付土器 漬大根 納豆

雑煮具 餅 ヲヤシ 焼豆フ コン布 カキ

一 御菓子 高麗餅 黒砂糖調

一 御染物 コンニヤク 小ワ切大根 人シン

但、御菓子ニ御染物付ニ不及候、

右⑨ハ御相伴、大乘院、

一 詰人数 御膳所頭 御包丁人一人 御料理役一人 御

地物役一人

一 正月二日 福昌寺進上

一 詰役々 前条同断

一 御盛塩

一 御前菓子 藤ノミ ミトリ 花ホウロ 切コン布

一 初献 酢アヘ 納豆

一 御雑煮 餅 ヲヤシ ヤキトウフ 串カキ コン布

一 二献 御酢ノリ

一 三献 御吸物 トウフ 松露

一 正月九日 護摩所御名代護摩所進上

一 詰役々 前条同断

一 御前菓子 三木 花ホフロ 藤ノミ

一 御茶

一 御吸物 芋巻 春キク

一 御茶菓子 イリコ餅 黒砂糖調

一 煮物付 焼トウフ カフ 菜ノクキ

右三人前、御名代・若御年寄・住持ニテ候、

但、享保十七年子正月九日ヨリ御料理被召留候、

一 二月九日 護摩所御寄合

詰人数、前条同断ニテ不及御膳所頭ニ、

但、御台所請込、

一 御本膳

一 和交 染麩 ハンス セウカ 金柑

一 御汁 芋マキ スヒキ 椎タケ

一 御飯

一 香ノ物

一 御二

一 御平皿 揚トウフ 大カフ 菜 ユス

但、此平皿不相付候由、護摩所御寄合若御年寄衆、平皿付ルニ不及、一汁一菜ニテ相濟候由、分テ被

仰渡候、

一 御菓子 染芋 イリコ餅 黒砂糖調

一 五月九日 護摩所御寄合

詰人数、前条ノ通ニテ御膳所頭ニ不及、

但、御台所請込、

一 御本膳

一 膾 コンニヤク シソ タテ 木瓜 金柑

一 御汁 葉付大コン 焼豆フ 椎竹(ママ)

一 御飯

一 香ノ物

一 御平皿 揚トウフ ナスヒ フロフ

但書二月同断、平皿不相付候由、

一 御菓子 染芋 麩ノ焼 黒砂糖調

一 九月九日 護摩所御寄合

詰人数、前条同断、

但、御台所受込、

一 御本膳

一 膾 染麩 ハンス セウカ シソ 金カン

一 御汁 コマコマナ 同トウフ 椎竹

一 御飯

一 香物

一 御二

一 御平皿 揚トウフ ナスヒ アチ豆 ユス

但書二月同断、(皿脱カ)平不付、

一 御菓子 染木クラケ イリコ餅 黒砂糖調

但、九月九日護摩所御寄合 御名代ニテハ無之候、

若御年寄衆御勤ニテ候故一汁一菜ニ相調候様、若

御年寄河野外(通古)記殿ヨリ明和五子九月八日被仰渡、

取次村橋左膳(久昌)、

一 二月 御関符

詰人数 御膳所頭 御包丁人一人 御料理役一人 御

地物役一人

但、(御)春屋請込、

一 御盛塩

一 御引渡

一御本膳

一膾①膾 鯨 ハンス タテ ▽金かん△

一御汁 ツミ入 椎竹 焼豆フ ツミナ

一御飯

一香物

一御二

一御平皿 フハフハ玉子 葛溜リ

一御菓子 ミカン イリコ餅 黒砂糖調

一四月 御馬追

詰人数、前条同断、

但、御春屋請込、

一御盛塩

一式御三献 本膳計上

一御本膳

一膾②膾 鯨 シソ タテ 葉付ミカン

一御汁 炙鱈 コホウ 葉付大根

一御飯

一香物

一御二

一御平皿 包玉子 竹ノ子 ワラヒ

一御菓子 九年母 フノ焼 黒砂糖調

但、御棧敷御料理調方働人足、前々ヨリ三人ツ、

相渡召仕候処、此節御減方ニ付、三人ノ内一人相

減、二人ニテ後年相済候筋ニ子七月廿五日ニ申出

置候事、

一七月二日 福昌寺大施餓鬼

御寄合方詰人数 御膳所頭 御包丁人一人 御料理役

三人

外ニ、御賄方詰人数 御地物役二人 御包丁人二人

御料理役十人

但、衆僧並御賄方、

一御名代

一御前菓子 花ホウロ 大落カン 三木 コフス

一和交 染麩 ハンス シソ セウカ 金柑

一御汁 コマコマナ 同トウフ 椎竹 カラン

一御飯

一御香ノ物

一御二

一 御平皿 揚トウフ ナスヒ フロウ

一 御菓子 染芋 イリコ餅 黒砂糖調

一 七月十八日 頭屋御能ニ付

詰人数 御膳所頭 御包丁人一人 御料理役一人^① 御^②

地物役一人△

外ニ、御料理役一人 御賄方

但、物奉行請込、

一 御名代

一 盛塩・引渡、有之候へトモ、

但、両品トモ消除有之候、

一 御本膳

一 鱈^①・キスノ間 シソ 若ハン 葉付ミカン

一 御汁 ツミ入 椎竹 トウフ

一 御飯

一 香物

一 御二

一 御平皿 炙鮎 包玉子 サ、ケ 割アラメ

一 御肴 イリコ^①

一 御菓子 染イモ イリコ餅 黒砂糖調

一 御吸物 小エヒ 名カノ子

但、前々ヨリ御茶菓子・御後菓子マテ出候へトモ、

此節ヨリ盛交菓子ニ相成候、御肴・御吸物ハ御銚

子出候故、右之通被仰付候旨、子七月被仰渡候、

一 七月廿八日 諏訪御祭ニ付

一 御名代於安養院御料理差上候、御祭礼ニ付安養院ヨリ

御料理進上故、脇方御名代ヨリ御料理方菜数相替候、

御茶菓子・御後菓子・間々御菓子段々出ル事候へトモ、

子七月ヨリ左之通被仰渡、

但、詰人数 御膳所頭 御包丁人一人 御料理役一

人 御地物役一人

一 御盛塩

一 御前菓子 花ホウロ 大落カン 切コン布

一 御本膳

一 和交 染麩 クリ ハン シソ 若タケ 金カン

一 御汁 青納豆 小芋 トウフ カラン

一 御飯

一 香物

一 御二

一御平皿 揚麩 フロウ 山ノイモ ^(は)ワ柚子

一御引テ 茶礼豆フ

一御肴 揚コソフ

一御茶菓子 フノヤキ 水クリ 川タケ

一御吸物 コン若 名カタケ 水センシノリ

一御後菓子 花ホウロ ナシ カキ

一御法事ニ付満散 御名代御寄合

詰人数 御膳所頭 御包丁人一人 御料理役 御地物

役二人

一御前菓子 花ホウロ 落カン 三木

一御本膳

一鱈 染麩 大根 セウカ シソ 葉付ミカン

一御汁 ネ芋 焼豆フ 椎竹

一御飯

一香物

一御二

一御平皿 揚豆フ ナスヒ フロウ ワユス

一御後菓子 染イモ 木クラ^(お) イリコ餅 黒砂糖調

右御法事満散御料理、右菜数ニテ御野菜時々見合ニテ

相調置候、^(お)

一明和五年子八月四日菱刈藤馬殿ヨリ糺明、御賄方此節

ヨリ被相究候故、御振廻方へ可承置旨被仰渡候、尤、

^(替)御宿屋方へモ同前被仰渡候、献立御勝手方ヨリ相下リ、

御春屋勉ノ御料理役献立段々差出候処ニ、其内ヨリ御

取シラへ左之通被相定候、

但、十二ヶ月トモ諸野菜相準候様、

一上通 大御目付衆ヨリ糺明奉行マテ

一平皿 コンニヤク 花イカ 人参 山イモ 麩 葛

引

一汁 ツミ入 ヲヤシ 松露

一漬モノ

一飯

一中通 御徒目付横目ヨリ御兵具所肝煎迄

一平皿 葉付大コン コホウ 里イモ コンニヤク

一漬物

一飯茶漬

一下通 足輕

一汁 ヲヤシ トウフ

一飯

右之通被相定候、以前ハ上通一汁三菜ニテ候処、此節ヨリ御儉約ニ付被相替、

一寛政二戊八月廿二日宜野灣王子へ御料理被下、御能拜見、正使宜野灣王子へ三汁九菜、副使幸地親方・在番其外親方並親方格ノ親雲上へ三汁七菜、中官並樂童子へ二汁六菜被下、

一寛政二戊八月六日、御代替ニ付中山王ヨリ江戸へ御祝儀ノ使者宜野灣王子御膳進上、且座楽・歌楽・唐踊・琉球踊備 御覽、 御膳三汁十一菜、

二一五五

(令条記卷二十九 三八六号)

令条記卷第廿九

覚

一御鷹ノ鳥拜領披ノ時、老中於招請ハ、檜ノ木具盃台三マテハ不苦、三汁十菜向詰香物トモニ吸物並肴五種押物共、但内々ニテ披之時、又ハ老中雖為招請、常之振舞ニハヌリ膳タルヘシ、向詰^ハ無用ノ事、

一雖為国持大名、不時ノ振舞ハ可為二汁三菜、小身ノ面々^七

ハタトヒ兼テヨリ雖為約諾可用此数量、惣テ後段吸物

看等モ輕ク可被仕事、

付、振舞ノ刻、又ハ常ニモ杉重ノ菓子可為無用、櫃

物ハ不苦事、

一組中振舞又ハ相役人寄合ノ節ハ二汁五菜ニ不可過事、

寛文三卯九月

年中諸節句品定

二一五六

一正月ノ門松、近年大キ成ヲ用候、来年ヨリ小キヲ可被用候、

一端午ノ昇、連々大キ成ヲ用候、布・木綿・紙昇マテ

モ小ク取捨、小差可為無用候、

一二季彼岸、餅団子類相調、近隣へ遣候儀有之由候、餅

団子類仏前へ備候儀ハ格別ニ候、無故親類・近隣等へ

遣候儀ハ可為無用候、

右三ヶ条、屹ト被仰渡儀ニテハ無之候、御役人中其心

得被致候様、寺社奉行以下御役々へ可申達候、

延享四卯八月

(權山久初)
主計

二二五七

(御触書寛保集成 二〇八七号)

覚

一 菖蒲甲立物計、ハク置可申事、

一 鉢シコロ、何モスミヌリ(御触書集成には「紋あき候へ」とあり)ニ可仕候、紋エリキ色、タン、

コフン、ロクシヤウニテ少々彩色可申候、

但、織物類ニテ包申間敷候事、

一 鍔・長刀、ハク置申間敷候、其外ヌリ彩色甲同様ノ事、

但、人形類可為無用事、

右、献上ノ菖蒲甲タリト云トモ此定ヨリ宜敷仕間敷候、

是ヨリ麁相ナルハ、只今マテ用來候通タルヘク候、

以上、

丑四月

右之通、先達テ町奉行へ申渡候間、此通可被相心得候、

当年ノ儀ハ町方ヨリ願ノ品モ有之、拵置候分ハ商買仕

咎候、詔候トテモ一切定ノ外ハ不成候、尤、來年ヨリ

ハ相伝候通(御触書集成「候」とあり)、急度相守可申候、

右之通、今度從 公義被仰渡候間、謹テ奉承知、仰渡

ノ趣ニ応シ右類ノ品結構取仕立無之様堅固ニ可相守候、

此旨不洩様可致通達候、

享保六丑六月

二二五八

(御触書寛保集成 二〇九八号)

一 破魔弓

金銀ノ箔並カナ物無用、タン・ロクシヤウニテ彩色可

申候、惣体菖蒲甲可準候事、

一 羽子板

飾ニ用候大キ羽子板並ハネ、自今可為停止候、常々用

候羽子板ニ致シ、尤、結構仕間敷事、

一 雛

八寸ヨリ上可為無用、近年結構成雛段々有之候間、次

第追テ輕ク可仕候事、

一同諸道具

梨子地勿論、蒔絵無用可仕候、上ノ道具タリトモ黒ヌ

リ可仕候、金銀ノ金物可為無用事、

一 子共致翫候人形、八寸ヨリ上ハ仕出申間敷候、惣テ翫

⑦者

ノ作物ノ類、自今金銀彩色・金入並純子等ノ衣裳、亦
又人形類台ニ載候儀、一ツ、載候儀ハ格別、二ツヨリ
上載候儀作物無用致シ、都テ結構仕出申間敷候事、
右之通、来寅正月ヨリ急度可相心得候、有来候作物ノ
類、当年中商買仕候儀ハ勝手次第第二候、来年ヨリハ有
合候トテモ右ノ品々ハ可為停止候、

右之通、從 公義今度被仰渡候間承知仕、仰渡ノ旨ニ
応シ結構無之様堅固可相守候、此段不洩様可致通達候、
以上、

享保六丑十二月廿四日

二二五九

一於江戸七月盆、上野並増上寺へ諸家ヨリ被猷候御灯笼、
頃日輕相調被猷候付、大圓寺 御先祖様方又ハ御当地
御寺方へ御進納有之候御灯笼モ当年ヨリ色紙又ハ白紙
張ニテ以前ヨリ輕相調被差上管候条、御家中ヨリ御寺
方へ御灯笼被差上候面々モ有之候、其^{⑧御}灯笼モ鬼頭七
寸角ヲ限リ随分輕相調可差上候、勿論自分先祖灯笼ハ
七寸角以下相調、猶以輕ク仕立可然候、志マテノ儀候

処、様子相替候灯笼又ハ作物ナト致シ、金銀ノ箔ヲモ

用ヒ、別テ手間相掛仕立候儀無益ノ費ニ候間、惣テ結
構致シ候儀堅無用可仕候、此旨支配中へ可被申渡者也、

享保七寅五月廿八日

二二六〇

一鹿兒島並近在へトキト名付、モチ・ダン子類ヲ調、且
又屋敷ノ内外へ繩ナトハへ候儀有之由候、餅類調候儀
畢竟費之事ニテ候、繩ナトハへ候儀見分モ不宜候間、
右体ノ儀、曾テ不仕様可相心得候、此旨与中・地頭所・

私領・明所^{⑨之外被}へモ不洩様可致通達候、

享保十四酉二月

二二六一

一年頭松飾、諸国トモ当時ハ都テ七日マテ候へトモ、御
国元ノ儀ハ十五日マテニテ火用心モ不宜候間、七日マ
テノ松ニ致シ、松取候跡へ少々松ノ枝残置候事トモハ
家々仕向ノ通可有之旨被仰渡、

安永二巳二月五日

一 上巳雛飾、応分限随分手輕、費筋ノ儀トモ曾テ致間敷候、

一端午ニ付、粽余計相調、類中ナトヘ付届致間敷候、

一 当分疱瘡相時花ニ付、万端費ノ儀トモ不致様可相心得候、

候、

一 輕者トモ、折々トキト名付、近隣ナト申通、臨時ノ菓

子類相調候儀致間敷候、

一 仏事等ニ付テモ万事輕取計候様可相心得候、

一 無故参会物入等致シ候儀ニ付、度々申渡置趣有之候処、

間ニハ緩ノ聞得^①有之、別テ如何ニ候、去年已来凶年

ニテ末々困窮ノ時節ニ候故、当秋マテハ猶又屹ト可差

留候、

右ハ、従前々申渡置趣モ有之、且又凶年打統候付テハ

御領國中末々ニ至リ差迫及難儀候ニ付、右之趣無相違

様被仰渡、

天明四辰二月

(島津久起) 大進
(島津久健) 仲
(宮之原通直) 主膳

一 御一門方ヲ初、諸士・寺社家・諸郷町・浜・寺門前其

外^②到末々、来年頭ヨリ御儉約年限中ハ外廻門マテニ別

テ手輕ク枝松類相建、其外ノ所ハ相立間敷候、

右之通、組中・支配中・諸郷へ不洩様可申渡旨可被申

渡候、

享和元年酉六月廿九日

(川上久致) 久馬
(川田盛) 伊織

礼物

二一六四(の1)

(御触書寛保集成 二九三一号)

公儀仰渡

一 以上略、近代礼物等莫太ノ品多、末々ノ輩ニ至テ

ハ外ヲカサリ実儀ヲ取失ヒ候事トモニ候条、是又減少

被 仰出候、大概別紙ニ有之候事、

右礼物法事等ノ品、今度先被 仰出候、其余家内ノ事

ニヲヒテハ、尤、面々覚悟有ヘク候、或儉約ニ事ヲ寄、

礼儀ヲ簡略シ、却テ自己ノ榮耀ヲ好ムノ儀、猶以慎ミ
アルヘキ事ニ候、以上、

享保七寅三月

(二二六四の2)

一被下物、献上御礼物、員数減少ノ覚

一只今マテ金百枚以上 此度ヨリ拾枚

一同五拾枚ハ 五枚

一同二拾枚・三拾枚ハ三枚

一同五枚・拾枚ハ 二枚

但、五枚已下ハ一枚、

一銀千枚以上ハ 百枚

一同五百枚ハ 五拾枚

一同三百枚・二百枚ハ三拾枚

一同百枚ハ 二拾枚

一同五拾枚ハ 拾枚

一同三拾枚・二拾枚ハ五枚

一同拾枚・五枚ハ 三枚

但、五枚已下ハ一枚、

一時服百以上ハ 縮緬(紗綾)サヤノ内三拾卷

一同五十・三十ハ 右同之内二十卷

一同二十ハ 右同ノ内十卷

一同十ヨリ五ツマテハ右同ノ内五卷

一同四ツハ 右同ノ内三卷

一同三ツ・弐ツハ 右同之内二卷

一綿三百把以上ハ 五十把

一同二百把ハ 三十把

一同百把ハ 二十把

一晒布百疋已上ハ 二十疋

一同五十疋・三十疋ハ廿疋

一同廿疋ハ 十疋

一同十疋ハ 五疋

一此節領内出產物献上、是又減少ノ筈候、常式ニテモ御(土カ)樽肴ノ外、領分土産ニアラサルモノハ献上相止候事、

一惣テ数種差上ノ類、其品ノ内減シ申筈候事、

一端午・重陽・歳暮時服數ノ儀、大身小身トモニ一重ツ、

可差上事、

一隠居並遺物御道具類献上相止候事、

一香篋被下候儀、右白銀減少ノ員數タルヘキ事、

一 御褒美又ハ公役ニ付臨時ノ被下物ハ、只今マテノ通タルヘキ事、

右之通相極候間、私ノ礼物等モ右ニ準シ可申候、且又献上物ノ儀、此度改リ候事候間、此砌ハ其時ノ月番老中へ可被相伺事、以上、

享保七年寅三月

(二二六四の3)

右之通、此節從 公義被仰渡候間、奉得其意、末々マテ

右ニ準シ減少可仕候、此段支配中へ不洩様可致通達候、

以上、

寅四月

(島津久当
将監)

二二六五

(令条記卷二十九 三八九号)

令条記卷第廿九

但、江戸大火ニ付 仰出、

覚

一 今度火事ニ付、弥堅儉約ヲ相守候様ニ被仰出候間、参

勤・継目等ノ御祝儀 公儀へ被献ノ外、下々へ(太刀馬
代カ)ハ右馬

代黄金一枚、白銀五枚三枚二枚一枚、鳥目百疋マテノ

内、相応ニ被遣可然事、

一 国持大名衆ノ雖為惣領、部屋栖ノ内ハ 公義ノ外、音信物不入儀ノ事、

一端午・重陽・歳暮・御祝儀ノ節、 公義へ被献ノ外、下々へハ時服被遣儀御無用事、

一 諸国ニテ酒造ノ儀、当年ヨリハ去年マテノ半分造候様ニト御定ノ上ハ、 公義ノ外、樽看取カワシハ樽代鳥目百疋ヨリ十疋(千カ)マテノ内、相応ニ被遣可然候、

但、其所ノ名酒ハ輕キ手樽ナトニテ被遣可然事、

一 嫁娶ノ節ハ小袖代・柳樽取替シ可然事、

一 從在所為伺 御機嫌書札並奉書ノ御請等ハ、其品ニヨ

リ飛脚ニテ参リ越可然事、

一 於江戸用所有之テ被差越使者ハ各別、書状口上等ハ歩

行・若党致持参可然事、

寛文八年申三月日

二二六六

(令条記卷三十 四〇八号)

令条記卷第三十

覚

一 献上物ノ台、上檜・杉無用仕、何木ニテモ用之、ミカ

キナトカロクイタシ、足ハ檜・杉ノ外何木成トモ仕、
二重クリ相止、ヒキク可仕事、

一 献上箱・肴ノ箱其外献上物入候箱、杉・檜ヲ相止、何
木ニテモ丁寧ニ無之、スカシエヤウ無用可仕事、

一 籠へ入不苦物ハ籠ヲ用ヒ可申事、

一 献上ノ外、自分ノ取カハシハ蕨樽・柳樽停止ノ事、

一 献上ノ外、杉重・檜重令停止之、常々取カワシハヌリ
重箱可用事、

一 常々取カハシノ音物、懸ナカシノ台無用ニ致シ、籠ヲ
可用事、

一 常々取カハシノ箱肴致停止、軽キ肴代可仕候、肴ニテ
ツカハシ候ハ、籠ヲ可用候事、

一 只今マテ木具ヲ用候所ハヌリ木具ヲ用、其外常之ヌリ
膳可用之、惣テ懸流之三方白木具類可為無用事、

一 ツケ木、向後木ニテ不仕、麻カラノ類可用事、

一 旅状箱ノ類、上檜無用、何木成トモ可用之、ソ、ウ成
木ニテ不苦候事、

一 在々ニ相立候高札、立替ノ時、杉・檜可為無用、何木
ニテモ可用事、

一 乗物ノ棒、上檜無用仕、何木成トモ可用之、
但、巾不可過五寸事、

右之通、来年年正月ヨリ改之、可相守者也、
元禄二年巳八月日

高木伊勢守
(守勝、大目付)
藤堂伊予守
(良直、大目付)

祝物

二一六七

寛政十三年酉

御儉約ニ付御定

一 何ソニ付祝物取遣方ノ儀、左之通

一 肴一折

但、依向柄軽重可有之候、

右、御一門ヨリ大身分迄、御側役已上ノ御役人

一 肴代青銅十疋

右、御留守居已下諸御役人

但、御作事奉行以下ハ青銅五疋、勝手次第、

一同五疋

右、小番以下元服 御目見等ニ付兩種不相贈候テ不

叶節ハ、別テ輕目ニ致候儀勝手次第、

一右同断、屹ト立候祝等ノ節、左之通

一吸モノ二ツ計

一取肴二三種

但、勝手次第、

一一汁一菜

右、御一門ヨリ大身分マテ、御側役已上

一吸モノ一ツ

一取肴二種

一一汁一菜

右、御留守居以下御役人ノ外、諸与与力迄

右之通ニテ、品位ハ随分可致儀相候、

一上巳之儀、草餅マテニ申付、取遣等^⑧一切不相成候、

但、煮染等ノ儀モ無用申付候、

一端午粽ノ儀、右同断、

右外ノ儀モ前条ニ準シ一切取遣無用申付候、

右之通、向々^⑨不洩様可致通達候、

寛政十三年西六月

(川上久致)
久馬

(山田有儀)
伯耆

但、諸郷・私領・寺社家・町家等ノ儀ハ前条ニ準シ
夫々支配頭等ヨリ作略可被申渡候、

二一六八

一寄合並以上ノ面々、元服・家督継目其外屹立候御祝事、
且又門首ノ寺院入院・官成等ノ御礼ニ付テ大御目付以
上へ祝物ノ儀、已前ノ通被仰付候間、^(島津重德)女番殿並御家老・

若御年寄・大御目付格式ノ通祝物可遣旨、去ル巳年被

仰渡置候、右体ノ節、江戸詰ノ御家老・若御年寄・大

御目付へモ向後御当地同前、祝物面々宅へ可被遣候、

一屹立候儀ニ付テ御家老・若御年寄・大御目付相招、料

理賑舞ノ儀有之節、不参御家老へ此跡祝物遣来候面々

ハ可被遣候、其節江戸詰ノ御家老へ^⑩祝物被遣ニ不及

候旨被仰渡、

元文五年申二月十九日

家作定

二二七〇

(令条記卷二十九 三八九号)

令条記卷第廿九

二二六九

(令条記卷二十九 三八九号)

覚

一長屋堀下石垣ノ儀、雖為大身、向後野面石カキニ可被

致之、

但、有来分ハ其儘差置、重テ築ナラシ候時連々野面

石カキニ可被仕事、

一長屋堀腰板ノ儀、アトアトハケツコウニ候、向後ハ雖

為大身、何木ニテモ勝手次第輕ク可被致事、

一一万石已下ノ面々ハ、タトヒ雖為番頭、座敷ハ二間半

ハリ不可過、

但、台所ハ三間ハリ不苦候、有来家ハ作直候時右間

数可用事、

寛文八年申三月日

但、江戸大火ニ付、仰出、

覚

一長押作ノ事

〔令条記により補〕
一杉戸之事△

一付書院ノ事

一ホリモノ・スカシ・組物ノ事並何方ニテモ櫛形類

〔令条記により補〕
一結構成木にてぬくひ板之事△

一床フチ其外サン・カマチ等ヌリ物ノ事

付、カラ紙ハリ付ノ事、

一ケヤキ門ノ事

右ノ分可為無用候、以上、

申三月七日

島津家歴代制度卷之三拾三 延宝

一 地へニ帷子ノ事 但、冬衣裳同断ノ事

一 明石縮之事

一 スカ縮之事

一 越後地之事

一 琉球縮之事

一 細上布之事

一 カノコ入之事

但、冬衣類同断ノ事

一 絹縮並絹平之事

右、当月火事ニ付、諸士致省略候様ニト被仰出、御条書ヲ以被 仰渡候条、各支配ノ面々、右衣類品々此

節ヨリ御法度ニ被仰付候間、慥ニ可相守候、冬衣類ノ

儀ハ従前々被仰渡御置候様、木綿ノ外着用有間敷候、

附、錢別・土産物弥御法度背脱カ間敷者也、

右之旨、此節被仰渡候条、各支配ノ向々へ堅固ニ相守候様可申渡候、尤、諸士へハ其御組所ニテ被仰渡候、

延宝八年申六月十八日 御物座印

衣服定

御官服

御式服

(本文より補)
式服

公義式服

御紋

諸御印

御乗物

衣服定之事 附、着服乗輿佩物

二七二

覚

二七二

写

一 御家中男女衣服定ノ儀、別冊ニ申渡候、其旨可相守候、

御法度候右服若致着用候ハ、横目役見当次第、士ノ

儀ハ仮名承届、妻娘ハ夫又ハ親兄弟ノ名前承届申出候

様申渡置候、家来又ハ召仕候下人下女、町・浜・在郷・

寺門前ノ者並妻娘ノ儀ハ、何方ニテモ見当次第取揚ニ

申付候、就中町方ノ儀ハ猶以屹ト申渡、相背候儀於有

之ハ支配頭越度可罷成候、

右之通、表方ヘ致通達候、御側方・御勝手方^⑧ハ写ヲ

以可相達候、

但、外城ノ儀ハ地頭・領主・月番御用人ヨリ不洩様

可申渡候、

正月

内膳
取次^⑨左
義岡九平太

二一七三

御一門ヲ始四人賦ノ者迄衣服定

一日野絹 一 絢 一 郡内織ノ類

一 サラシ 一 加賀絹 一 羽二重

一 紗綾 一 チリメン 一 キンチ、ミ

一 リンス 一 茶宇 一 孺子

一 緞子

右品、御一門ヲ始四人賦ノ者マテ差免候、

一日野絹 一 絢 一 紗綾

一加賀絹 一 郡内織ノ類 一 晒地

右、三人賦以下諸士ヘ差免シ、

一 赤帯 一 赤ウラ 一 紅色袖口

一 白小袖 一 大島 一 大形付

一 チラン付

右衣類、男女共致着候儀令停止候、

一 紅染手拭 一 紅染ムネアテ
右、幼少ノ子トモニテモ男女トモニ令停止候、乍然持

合候切類ニテ相調候儀ハ致間敷候、

一 紅ウラノ儀ハ、隠居ノ老人ハ可為格別候、其外御免無
人致着候儀令停止候、

一 布木綿ノ衣服ニ大紋ヲ付候カ、又ハ大形並大島ナトニ
染調^⑩着候儀不宜候間、染色等不目立様可致候、

寄合並以上之妻女衣服定

一羽二重 一紗綾 一チリメン

一日野絹 一郡内織ノ類 一加賀

一紬 一晒 一キンチ、ミ

但、チラシ・模様染ハ上方染ニテ勝手宜候ハ、可相調候、物入ノ染一切致間敷候、

右品、寄合並以上ノ妻並御目見ニ罷出候妻女ハ上着ニ差免候、雖為寄合以上御免ノ衣服ノ内物入ノ衣服相調間敷、龜相成ヲ相用、皆トモ御免ノ品不用候テモ相濟事候間、白小袖ノ儀モ不着候テモ相濟事候、

一白小袖 一紬(辨カ)チリメン 一紬紗綾

右、御一門ヲ始、寄合並ノ妻並 御三殿様へ御機嫌伺御目見被仰付候諸士妻女へ差免候、

一御光儀先キ 御目見又ハ何方ニテモ与風 御目見仕候

者、是又御奉公仕候者御暇被下候以後、御女中様方へ

御目見仕候者ニテモ 御三殿様へ 御機嫌伺 御目見

等ニ不罷出者、御奉公相勉候内御免ノ衣服ハ用致間敷

候、

一拝領衣服ニテモ御法度ノ品着致間敷候、 御三殿様へ

御目見伺 御機嫌等ニ罷出候者ハ相用候儀不苦候、御

女中様方ヨリ拝領ノ品ニ候ハ、同前ニテ候、

一金入ノ織物 一スリ箔 一鹿子並シホリ

一縫金糸 一綴子 一縹子

一綸子

右品、寄合並以上ノ妻女並 御目見ニ罷出候妻女、上下裏ニテモ着用一切令停止候事、

諸士妻女衣服定

一日野絹 一紬 一郡内織ノ類

一晒地 一紗綾 一加賀絹

但、チラシ・模様染ハ上方染ニテモ勝手宜候ハ、可相調候、物入ノ染一切致間敷候、

右品、諸士ノ妻女ノ上着ニ差免候、

一金入ノ織物 一摺箔 一鹿子並シホリ

一縫金糸 一綴子(綴) 一縹子

一綸子△ 一絹チ、ミ 一紬チリメン

一紬紗綾 一白小袖 一羽二重

一チリメン

右品、小番ヨリ以下諸士ノ妻ノ上下トモ着用候儀一

切令停止事、

一 緞子 一 縹子

一 サアヤ 一 羽二重

一 チリメン
⑧縹子

右品、御一門ヲ始、諸士妻女ノ常用ノ儀心次第候、其外ノ女ハ一切令停止事、

一 御子様方へ被附置候女中ノ儀ハ、御奥へ被召仕候女中

衣服ニ可準、

一 紅染並紅朽葉染、惣テ紅染似寄候染色雖為誰人停止候、

足輕・御小者・御中間・家中者・寺門前・社家・町・

浜以下ノ男女衣服定

一 布木綿無地並小紋付、紋所付候儀ハ心次第ニ候、チラ

シ付並^{⑨襦袢}染ハ一切致間敷候、絹袖ノ類下着ニテモ令停

止候、百姓ハ男女トモニ紋所無^⑩ニ、無地小紋付タルヘ

シ、尤、右女トモ白カタヒラ用候儀可為心次第候、

但、右ノ者トモ召仕候者ハ男女共^⑪無地、形付ニ^⑫

モ紋所ナシ、

一 御一門・大身分・一所持・一所持格・寄合・寄合並諸

士召仕候女又ハ下女類、衣服ノ儀ハ前条同断、

一 御供先召列候若党、色違ノ衣服不苦候、羽織ノ儀ハ紋

所又小紋付無地ニテモ不目立染色可着候、

一 道具持・草履取以下ハ何色ニテモ持合候衣服勝手次第

ニテ、乍然他所ヨリノ使等有之節又ハ他国へ召列候節

ハ黒染着用可為致候、

一 平家無官ノ座頭、絹布ノ衣服並帶類マテ一切令停止候、

一 平家座頭、一官一階ヨリ官位ニテ装束者定之通タルベ

シ、

一 土盲目、座頭職不動者心次第タルヘク候、

一 地神盲目僧^⑬、家督ノ儀モ絹布ノ衣服可為無用候、雖然

衣帶類ハ制外ニテ、其外以下ノ盲僧絹衣服並帶類ニテ

モ用候儀一切可為停止候、

一 士ノ娘タリト云ヘトモ、コセ職ノ者ハ絹衣類又ハ絹帶

チラシ付令停止候、

一 医・絵ノ両道者可為格別候、

右、御一門ヲ始士男女末々マテ、衣服ノ儀段々被仰渡

置候、此節猶又被相定候間、右之趣致承知置、御定ノ

通ヨリ外衣服着用致間敷候、右相背者於有之ハ可逐被

露旨、御当地並外城横目へ申渡置候条、此旨可申渡候、

延享二年丑正月

御家老座

取次

木脇賀左衛門

二一七四

写

一大身ノ面々妻女用ニ蒔絵乗物相調候儀令停止候、以前ヨリ持合候ハ夫限可用之候、拵置候ハ、アシロ・星釘打・御座包以下相応ニ輕ク相調候様ニト先年被仰渡置候、雖然蒔絵乗物ノ儀ハ持合候トモ向後ノ儀一切致無用、黒塗・青漆・アシロ・星釘打・御座包等ノ乗物可用之候、

一又者ノ衣服木綿布ニ被仰付候、然トモ惣様相改候テハ不勝手ニ可有之候間、此中ヨリ持来候絹紬ノ類於他国着用候儀不苦候、新敷相調候ヘハ木綿布ニ可致旨去年被仰渡置候ヘトモ、自今以後ハ持合ノ絹紬ノ衣類タリトイヘトモ、於他国又ハ為致着候儀堅可致無用候、右之通被仰出候間、堅固ニ可相守候、此旨与中・支配中ヘ可被申渡者也、

一女ノ衣服、近年以來種々及結構、其価以ノ外高直ニ有

之候故、公義御用・御大名様方御用女姓ヘ衣服価ノ量数ヲ被定候、且又絹紬ニ不限、其下地ハ下品ノ物ニ縫鹿子等不相応ノモノ、タトヘアツラヘ候モノ有之候トモ一切仕出間敷候、男女ノ衣類ニ不限、珍敷新敷織物染候類、仕出申間敷候、模様新敷染色等其好ニ任セ仕出候類、都テ御法度候砌候ヘハ、何事ニヨラス御製禁候旨ニ違犯候輩於有之ハ重科ニ可被行、タトヘ何方ヨリアツラヘ来候トモ御製禁ノ物ヘ受取不及、ノカレ難キ子細モ於有之ハ早速町奉行所ヘ可訴出旨、今度公義ヨリ段々被仰渡趣モ有之候、

一右之通被仰渡事候間、謹テ可奉得其意候、然ハ御領内ノ儀ハ以前ヨリ女ノ衣類隨其分限、相応ヨリ輕ク可相調、縫金糸・鹿子等ハ不依誰人御禁止ノ旨、毎度被仰渡置事候間、弥以可相守其旨候、右式ノ次第候ヘハ、女ノ衣類雛形注文等ヲ以、上方ヘ染調ニ差越、若御法違ノ訳モ有之候テハ不可然候間、上方ヘ絹布差上染調ヘ儀一切無用イタシ、御当地染ニ可相調候、上方調候チラシ模様ノ染物買取致着用候儀モ可致無用候、金絹類ノ無地染物又ハ召物ノ端物等ハ、上方調ノ品買取用

候儀可為心次第候、且又珍敷模様ノ織物為致候儀無用ニ候、男ノ衣類於京都染調候儀ハ可為心次第候、乍然為替染類為致候儀ハ無用可仕候、

一 諸士召仕ノ女、惣テ昵近ニアラサル女、衣類ノ儀ハ爰本ハ無地又ハ小紋付ニ紋所ヲ付可致着、チラシ模様ノ染出シ又ハ絹帶堅御禁止候分、先年被仰渡置候条、亦其通可相心得候、然処昵近外ノ女トモ衣類ニ別テ不相応成大紋所又ハ大形ヲ付、間ニチラシニ紛レ候様成形類付候者モ有之、不可然事ニ候条、向後目立候大キ成紋所又ハ中形ヨリ大キ成形ヲ付儀ハ一切無用、相応ノ紋所可相付候、タトヘ大形ヲ付又ハ大紋所ヲ付候染類候者有之候トモ、紺屋トモ曾テ染調間敷候、若違背之者於有之ハ、紺屋又ハ其者可及沙汰候、

附、中形ヨリ大成形、紺屋トモ^④所持候分、惣様此節被取揚候間、支配物奉行所ヘ相納候様ニ可致候、左候テ、自今以後大成形致所持紺屋於有之ハ可為曲事、

右之通被 仰出候付、堅固ニ相守候様、与中・支配中・地頭所ヘ可申渡候、諸人無覚候費不致、畢竟御国中ノ

者トモ衰微無之思召ニテ、従前々男女ノ衣類等ニ至迄段々ニ被定置儀候処、今度從 公義仰渡モ有之候ニ付テハ、尚又右之通被 仰出事候間、此旨相守候様^④可被申渡候者也、

享保十年己六月九日

右^④御以書付、諸奉行不殘麻上下着用ニテ於敷舞台被仰渡候事、

二一七五

写

一 男女衣服定ノ儀ニ付、先年ヨリ段々被仰渡置^④有之、且又女衣服ノ儀に付テハ去ル申年分テ被仰渡趣モ有之候ヘトモ、男女衣服都テ延享二丑年衣服定之通相心得候様被仰付候付テハ、衣服致結構事ノ様取違候テハ別テ間違ノ事候、畢竟衣服等無益ノ費無之様ニト被仰付事候条、緩候体無之様相心得、綿服鹿服勝手次第可致候、

以下略、
宝曆六年子二月 (義問久中) 相馬

写

一 百姓並野町ノ者衣服定ノ儀、従前々被仰渡趣モ有之候
 ヘトモ、頃日緩セノ様ニ相心得、間々御法ヲ相背者モ
 有之由候、且又祭礼・物詣・酒迎等ノ儀、以前ヨリ段々
 稠數御禁止ニ被仰付置候ヘトモ、近年緩セ相成所モ有
 之由候、田畠出米少々ニテモ宜節ハ猶以緩セ有之由其
 聞得有之、別テ不可然、畢竟所役々兼テ締方大形ニ申
 付候故、自然ト緩セニ成行筈候間、向後ノ儀ハ随分各
 ヨリ可被附氣候、

一 チラシ付並チラシ形衣服ノ事

一 絹布帯ノ事

一 差笠差候事

一 足袋・セキタハキ候事

一 三味線・コキウ類所持イタシ候事

一 踊・狂言相催候事

一 百姓紋付衣服類ノ事

右、衣服持合候者ハ噺・郡見廻・庄屋見届、紋並チラ
 シ付可相消候、且又三味線・コキウ・差笠ハ、庄屋方

へ取揚、其首尾可申出候、祭礼・物詣・酒迎等ノ儀、

曾テ無之様稠數可被申付候、右体ノ儀大形ニ候ヘトモ、
 作人少ニテモ物入有之、取納米ノ内取越方ニ有之、其
 上作式無精ニ有之、時節緩セ相成、手入拵等ニ至リ大
 形ニ候故、米穀出来不宜、名中自然ト相芳方ニ有之候
 間、向後右式ノ儀可被申付候、其上年々八月右之段申
 聞セ、其首尾田畠受状差出候節一所ニ可被申出候、万
 一百姓ノ内相背者有之候ハ、各無用捨可被申出候、地
 方檢者方ヘモ申渡置候有之候間、万一大形ノ儀モ候ハ、
 各越度ニ可相成候条、此旨緩セ有之間數候、以上、

享保十四年(マヤ)戊十月

郡奉行

諸所

噺中

役人中

郡見廻

二一七七

正徳三年

一 前髪ノ者ニテモ男子ハチラシ付ノ衣服、持合ノ外ニ新
 敷調候事無用ニ被仰渡置候、弥堅可相守候、持合候ト

テモ可成程ハチラン付着用不仕様ニ可致候、赤キ帯、男子ノイタシ候事モ不相応ニ候間、新敷調候事ハ無用ニ候、右外ニモ衣服・刀・脇差拵等ノ儀モ目立事不致様可相心得候、

一 紅裏ノ袖口ヲ外色ニイタシ候テモ付候事御免者ノ外ハ、隠居ノ老人ハ格別、其外ハ無用ニ候、木綿着物ニ大キ成小モク付候事間々有之、右通ノ儀⑨はヲ不目立様ニ可致候、右之趣⑩被仰出候ヘトモ、御役ヲモ相勉候者猶又可附氣事ニ候、赤キ帯ノ儀ハ已前ニハ不被 仰出候間、向後右之通可相心得ノ由被 仰出候、此儀七組ヘ触流ニハ不申渡候、寄々承伝候ハ、已後新敷調候者無之筈ニ候条、諸役人ヘ可致通達候、

右之仰渡、正徳三年六月朔日於敷舞台御目附ヨリ被相達、

二一七八

一 御領國中、町・寺門前・浦浜人ニ至マテ召仕候者トモ衣服ノ儀、自今已後夏冬トモ無地紋ナシ、下女ノ儀ハ形付ニテモ無地ニテモ紋ナシニイタシ可致着候、若違

背ノ者モ有之候ハ、当人ハ不及申、其主人マテ屹以科可被仰付候間、此旨堅可被申渡候、以上、

宝永六年丑十二月廿日 大御目附座

二一七九(の1)

一 此節木綿又ハ帷子、模様染其外異様成染無用被仰付、足輕・御小者・御中間妻女、諸家中又ハ内女、紋付無地染島類可相用旨被仰渡候、諸座付ノ儀ハ何様トモ不被仰渡候、依之申上候、御船手ノ儀モ足輕・御小者・御中間妻女同前可申渡哉、此段御尋申上候、以上、

宝曆二年申十一月六日 御船奉行

(二一七九の2)

本文樺山左京殿(久智)ヘ差出候処、御小者・御中間妻女同前ニ被仰付候由、申十一月十五日宮原五兵衛承知、

二一八〇

(令条記卷二十九 三七八号)

令条記卷ノ廿九

定

一 歩行・若党(令条記「弓鉄炮之者」)・テツホフノモノ着物類ノ事

絹紬ノ分ハ可許之、其(空白、金糸記「上」)ノ衣裳可為無用、

但、其主人ヨリ与へ候着物ハ不苦候事、

一百姓着物ノ事

百姓分ノ者ハ布木綿タルヘシ、

但、名主其外百姓ノ女房ハ紬着物迄ハ不苦、其上ノ

衣裳(金糸記「着候者」)ヲ作候者可為曲事者也、

寛永五辰二月九日

可被召捕之旨被 仰出候間、面々下々急度可申付事、

天和三亥閏五月三日

二一八三

一茶筥髪ノ儀、以来御女子方並御一門方後室マテハ格別、

其外一切無用イタシ候、二ツ折・ヘシ折勝手次第イタ

シ候様被仰渡、

安永四年未四月

二一八一

絹布着用御法度

一袖ヘリ 帯 下帯 木綿ノ着類ニ縫ノ紋所

右之通、小者・中間・草履取・六尺、

寛永十一戌三月廿六日

御官服

二一八四

一御束帯 黒色之袍 御冠

近衛様御拝領之者、又 中納言様御着用被遊候御束帯

モ有之由候ヘトモ、 中納言官ノ冠服ハ少々相替候由、

尤、御服被為召候節ハ御太刀被為帶、御轅ニテ候、

一寛政六寅、 近衛様就御類焼、御作事御合力被進候節、

彼御方ヨリ⑨御礼被進候御冠服ハ、 近衛様御礼事ノ

二一八二

覚

一小者・中間、布木綿ノ外絹布類着用仕候間敷候、頭巾・

帯・エリ・袖ヘリ等ニモ用申間敷候、其外印籠・金着

其身不相応ノ物身ニ付間敷候、若違背ノ族ハ見合次第

御式服ノ由、黒綾ノ袍、透額ノ冠ト云々、

一 右御束帯被為召候者、御初入部初テ五社並花尾山御

宮へ御参詣ノ節迄ニテ候、

一 御装束 御直垂 差貫 風折ノ御烏帽子

公辺年頭ノ御祝儀、御代替將軍宣下ノ御祝儀、上野

御予参、毎年頭南泉院・五社御参詣、被為召候、

一天文十四年、近衛植家公差日野宰相資將賜束帯於

貴久、

按スルニ、貴久公此時守護職ニ立セ給フヲ賀シテ朝

廷ヨリ御拝領可成候、近衛公ノ御使者ニテ候ハ、

彼御家諸大夫等ニテ可有之、朝廷之公卿決テ御私ノ

御使者ニハ有之候間敷候、此束帯如何様ノ製不相知、

御参府並御暇 上使ニテ為御礼御老中様方へ御廻勤、

御熨斗目、

一 御参府並御暇ノ為御礼御登 城、御老中様方へ御廻勤、

御熨斗目御半袴、

一年頭初テ上野増上寺へ御参詣ノ節ハ御直垂、其後ハ

御長袴、

一 四日 十三日 廿五日

右 御前御用日、御用ノ間へ御出座、御羽織袴、

一 御両殿様へ御鷹ノ鶴御拝領ノ為御礼御登 城、御老中

様方へ御廻勤、御熨斗目、

雲雀御拝領モ同断、

但、七ツ過候ハ、御登 城無之、

一 公方様ヨリ 御前様へ仰、御文ヲ以御鷹ノ鶴御拝領ニ

テ 御前御用番様へ御廻勤、御熨斗目、

一 公方様ヨリ 御両殿様へ歳暮ニ付從御内証仰、御文ヲ

以御拝領物有之、御用番様へ為御礼御出、御熨斗目、

一 公方様 御台様ヨリ就歳暮 御前様へ之 上使、於御

広敷 御前御引受、為御礼御用番様へ御出、御熨斗目、

一 御台様ヨリ 御両殿様へ就歳暮以 上使御拝領物有之、

御式服

二一八五

一 御参府翌朝御用番様へ御参勤之御礼御伺書御直被差上、

外御老中様へモ御廻勤、御不洗物御上下、

為御礼御用番様へ 御出、御熨斗目、

一 御参府並御暇御給之 上使有之、御老中様へ御廻勤、

御熨斗目、

以上、

三月十八日

平山勘兵衛

二一八六

貞享四卯三月、平山勘兵衛日記之内

覚

一大久保加賀守様御年寄進藤吉左衛門ヨリ、私トモ同役

一人今晚可参旨昨晚被申越、今晚参候処ニ、被申候ハ、

薩州様御登 城ノ節、白小袖不被遊 御着用候様ニ相

心得候、御大身ノ御大名様白小袖不被成御召候へハ、

脇々如何ニ候間、被遊 御着用候様ニ相心得候、御大

身ノ御大名様白小袖不被成御召候へハ、脇々女中ニ候

間、被遊 御着用候様ニ加賀守様被仰候由、私共へ申

聞候、被仰候ハ、イツソ私トモへ逢申候節可申ト被仰

候間、逢申候節ト存候処ニ、モハヤ申達候哉ト加賀守

様御尋ニ付テ、未私トモへ不申聞由申上候へハ、私共

ノ間一人召寄可申達ノ由被申上ニ付テ、右之通ニ御座

候、急度被仰越ニテハ無御座候由^㉞吉左衛門△被申候、

二一八七

^㉞貞享三年寅四月、平山勘兵衛日帳之内△

一 四月十七日、上野 御宮へ 薩州様御参詣御支度ノ儀、

陸奥守様御服故御参詣不被成候付、細川越中守様御衆

へ承合候処、御参府已後初テ御参詣ノ節ハ御装束ニテ

候、殊ニ正御忌日ニテ御座候間、弥御装束ノ由申来候

間、此旨芝へ申上候、

式服

二一八八(の1)

一年頭熨斗目七日マテ、十一日・十五日致着用来候へト

モ、納殿役人已上並寄合衆已上三日マテ着用、四日ヨ

リ七日麻上下着用、御規式等相勤ノ人ハ有来通り、御

普請奉行以下不及熨斗目候、

一筆者・小役人、年頭三ヶ日上下、四日ヨリ袴計、十一

日御祝頂戴仕候者マテ上下着用、其外五節句御祝儀等

申上候節上下可致着用候、大番人モ右同断、

一小番人、年頭三十日麻上下、四日ヨリ支度有来通、

一御話初ニ付テハ御能方人数ハ有来通、

一御拝領物御到来又ハ他所ヨリ御使者等ノ節ハ、支度等

ノ儀ハ時々申渡可有之候、

一御名代勤ノ人ハ有来通ノ衣服被仰付候、相詰候面々不

及熨斗目候、

一家督繼目・元服・初テノ御目見又ハ御役・地頭職ノ

御礼、御太刀進上ニテ申上候人々支度有来通、奏者番

ノ儀ハ半上下被仰付候、

一進物番御供相勤候者ハ麻上下、都テ綿服可相用候、

一出火ノ節、御供先其外火事羽織不致着用候テモ不苦、

先年申渡有之候通、

右之通、当年ヨリ七ヶ年ヲ限被仰付候ト被仰渡、

明和五年子八月

(横山久智) 左京
(藤川東詮) 藤馬

(二一八の二)

(朱書) 一年頭ニテモ泊番相勤候者共、夜入候ハ、御番所ニテ熨

斗目着ニ不及、

一節句御礼日ハツ後以後勤候者ハ麻上下ニ不及候、

正徳元年卯十一月

二一八九

一三人賦ヨリ以下諸士縮細着用不致様被仰付置候ヘトモ、

向後致着用候儀被成御免候段江戸ヨリ申来候、当分衣

服ノ儀被ハ定置候付、於他所ハ右之通、此旨与中・支

配中・諸外城ヘ不洩様可申渡候、

明和九辰五月三日

(喜入久福) 主馬

二一九〇

一年頭御祝ノ節 三月三日 五月五日 七月七日

八月一日 九月九日

右ノ外殿中、御一門方・諸大身分・寄合並御側役以上・

諸地頭ハ長袴致着候様被仰付置候ヘトモ、御儉約年限

中ハ御出座ノ節計相用、謁ノ節ハ不及其儀ニ候、其

外ハ有来通可相心得候、 下略、

天明八申十月

(菱刈束袴)
大炊

二一九一

一 御筆ニテ江戸詰ノ者トモ衣服ノ儀定年(僅カ)通相心得、不晴
立場所ハ綿服相用候様可致候、国元男女衣服ノ儀モ定
置事候ヘトモ、公界モ無之事候間、一門・大身分ハ日
野紬・モメン相用、一所持以下ハモメン・紬類外一切
令停止候、染色ノ儀モ無地又ハ小紋付相用、模様ナト
染出候儀可為無用、其外無益ノ参会致間敷、

二一九二

写

一 衣服ノ儀、御当地ニテハ公界モ無之、就中当御時節ノ
事候間、御一門⑥方島津左衛門一列ハ日野紬類ノ外一切
御停止、極老或幼稚病身ノ者ハ持合ノ絹類下ヨリ致着
候事、其通可有之候、奥向ノ面々拝領ノ衣服、公界難
用程ノ古ヒ候ハ、着用可為勝手次第、尤、婦人衣類ノ
儀モ都テ前文ニ準、無地又ハ小紋付相用、模様ナト染
出候儀ハ可致無用候、

右之通被仰付候条、不洩様可致通達候、

但、年頭並屹ト立候節、着服候儀ニ付テハ別立申渡
候、

寛政十二申六月

(川上久致)
久馬
(川田佐實)
伊織
(高橋通史)
縫殿

二一九三

(二一九号行簡朱書)

天明八申年、御儉約ニテ麩服綿服相用候様被仰渡候ケ
条ノ内

一年頭・節句ハ熨斗目・白帷子、重陽ハ花色小袖等相用
候類、其外式々ノ着服有来通、尤、右外ニテモ時宜ニ
応シ前件ノ様ニ可相心得候、

天明八申十一月

二一九四

(朱書、ママ)
「重複前出」

一年頭ノシメノ儀、直触以上並寄合並以上三日マテ着用、
四日ヨリ七日マテ、十一日・十五日・廿八日、不及熨

斗目・麻袴、御規式等相勤候人ハ有来通、御作事奉行
以下、^(御)役々並小番・新番ノ儀ハ不及目候、
(駁斗目カ)

(高橋權央)
縫殿
(山田有儀)
伯耆

一 上巳ノシメ着用ノ儀、前条同断、

一 書役・小役人、年頭三日並十一日御祝頂戴仕者マテ上

二一九五

下着有来通、

一 御謡初ニ付テハ御能方人数ハ有来通、

一年頭・五節句御礼謁ハ長袴相用候様被 仰出置候、然

トモ御登 城掛ニ罷出候節ハ不及其儀、且又 御隠居

一 御拝領物御到来又ハ他所ヨリ御使者等ノ節ハ、着服ノ

様 御部屋柄様へハ御祝儀謁ハ半袴相用候様被仰付候

儀ハ時々申渡可有之候、

旨申来候、此旨可承向々へ可申渡候、

一 御名代勤ノ人ハ有来通ノ衣服被仰付、相詰候面々ハ不

天明八申四月廿日

(菱刈実祐)
大炊

及駁斗目候、

一 家督繼目・元服・初テノ 御目見又ハ御役・地頭所ノ

二一九六

御礼申上候人、御弓進上^(以上着カ)ハ恙服有来通、中紙進上以

一年頭御祝ノ事 三月三日 五月五日 七月七日

上ハ綿服鹿服、理髪ノ着服有来通、

八月朔日 九月九日

但、中紙進上ノ小番・新番ハ着服有来通、

一 進物番・御供番候者麻袴着用、都テ綿服可相用候、

右ノ分殿中、御一門方・諸大身分・寄合並・御側役以

一 出火ノ節、御供先其外火事羽織不致着用候テモ不苦候、

上・諸地頭ハ長袴可致着候、尤、 御目見無之トテモ

右之通、御儉約年限中被仰付候間、不洩様可申渡候、

同断ノ事ニ候、
天明七未七月廿日

寛政十二年申六月

但、九月九日ハ有来通、花色小袖・長袴、

(川上久致)

(久馬)

(川田佐賢)

(伊織)

二一九七

(二一九六号付簡朱書)
一年頭御祝ノ節

三月三日 五月五日 七月七日

八月朔日 九月九日

右ノ分殿中、御一門^{⑧方}・諸大身分・寄合・御側以上・

諸地頭ハ長袴^{⑧致}着候様被仰置候ヘトモ、御儉約年限中
ハ御出座ノ節計相用、謁ノ節ハ不及其儀、其外ハ有来
通可相心得候、 以下略、

天明八申十月

(菱刈実祐)
大炊

(二一九〇号文書に同じ)

二一九八

一無役ノ寄合・寄合並・小番、長袴着用ニテ御用申上候
節ハ於 御屋形長袴ニ致支度替候ヘトモ、以来於宅長
袴致着候テ罷出候様被仰付候、御礼相濟候テ於 御屋
形致支度替候儀ハ勝手次第、且又御役人ノ内右式ノ節
ハ、御役席ニテ長袴致支度替候儀ハ其通可有之トノ
御沙汰ニテ候、

一土医師、当分マテハ脇指マテヲ帯、徘徊イタシ来候ヘ
トモ、無役ノ土医師トテモ向後大小帯候様被仰付候ト

被仰出候旨被仰渡、

安永二巳五月

二一九九

一大身分 御名代勤ノ節マテ乘輿ニテ相勉候ヘトモ、以
来屹立候節ハ乘輿御免被仰付候、
安永二巳五月

二二〇〇

一上巳、御役人以上熨斗目着用可申、尤、以来江戸御園
元トモ其通可有之旨被仰出、

天明五巳四月

二二〇一

一正月廿八日、熨斗目ノ事
右之通被 仰出候付、兼テノシメ着用ノ面々、以来熨
斗目相用候様、可承面々へ可致通達候、

天明七未四月

二一〇一

一御相中使惣代・小番・新番ノ儀、勤方付 御目見被仰付候節々、ノシメ・長袴着用仕候様被仰付候、尤、以前ヨリ其通致着用候筋可相心得旨、無屹申渡、可承向へモ寄々可致通達^{⑨候}、

天明七未四月

(島津久邦) 和泉

二一〇三

一尾畔奉行・御鷹師、野支度ノ儀段々此節被相定候条、

御鷹掛ノ者トモ右似寄ノ支度相用間敷旨被仰渡、

宝曆十三年未二月

二一〇四

一御家中ノ面々、夏中足袋相用候儀勝手次第被成御免候、公辺ニ相掛候勤方等ノ節ハ只今迄ノ通堅相守、取違無之様可仕旨被仰渡、

明和三戌五月十九日

二一〇五

一御筆ニテ江戸詰ノ者トモへ衣服ノ儀定置候通相心得、不晴立場所ハ綿服相用候様可致候、国元男女衣服ノ儀モ定置事候へトモ、公界モ無之事候間、一門・大身分ハ日野紬・モメン相用、一所持以下ハモメン・紬類外ハ一切令停止候、染色ノ儀モ無地又ハ小紋付相用、模様ナト染出候儀可為無用、其外無益ノ参会致間敷旨被仰渡、

明和五子五月

(二一九一号文書に同じ)

二一〇六

一御着城其外何ソニ付御国元被差立候御礼使、羽織袴致^(着カ)来候へトモ、向後羽織野袴着用ニテ罷出、勿論道中筋並江戸御国元へ着当日マテモ同様相心得候様被 仰出候、且又御上下ノ節御使ノ面々野袴着用ノ儀ニ付テハ、去ル戌年被 仰出置候、間ノ交代ニテ致上下ノ面々、御国元江戸出立ノ当日又ハ御国^{⑨元}へ着当日モ野袴着可致候、都テ他国へ出候者右同断野袴可致着候、併長崎

御附人ナトノ儀モ脇々致方ニ可準候、将又御上下ノ節徒ニ候、御供ノ面々、股引・脚半着用ノ儀去年被仰出置候、足輕・御中間・御駕籠ノ者、向後夏冬脚半相用候様被仰出候、

明和六丑八月

二二〇七

一御近習役

右ハ、七夕・八朔ニ此跡ハ白帷子不致着、御用人以上ノ御役々致着候様被仰付置候ヘトモ、御近習役ノ儀ハ御用人差支候節ハ御用人勤場ヲ差寄相勤事候故、自今江戸御国元トモ七夕・八朔ニ白帷子致着候様被仰付候、尤、御近習役並ノ儀ハ着用ニ不及候、右之通、御近習役ヘ申渡候間、表方ニテモ為見合記置候様被仰渡、

享保十三申二月

二二〇八

一当時御金筋旁ニ付、御所帯向御手廻(追カ)ニ付テハ、去々申

四月衣服等ノ儀マテモ申渡為有之事候ヘトモ、到頃日イカ、取違候哉、無謂宜方ニ成立不可然候、^併其後ノ申渡ニ、俄ニ綿服等相用候テハ却テ可及迷惑候間、持合候(類カ)絹部ハ用候テ不苦トノ趣ニマトヒ、自然ト宜方ニ為相成ニテモ可有之哉、右申渡ハ其涯ノ事ニテ、最早程過候ヘハ綿服勝ニ可相成処無其儀、当分ニテハ衣類定ノ詮モ不相立筋ニ候間、最前ノ申渡通、屹立候式々ノ着服ハ有来通ニテ、其外ハ綿服籠服等可相用、且女着ノ綿服、間々地合不相当染モヨフニ致シ、誠ニ無益ノ至候条、此以後随分不目立輕染模様又ハ形付ニテ相濟、帯ノ儀モ縮緬・紗綾其外籠相成ヲ專可相用候、召仕ノ女ハ帶類マテモ木綿・芭蕉類輕キ品可相用候、将又吉凶等ニ付、類家其外打寄候節モ、每物宜方ニ成立、持前不相応ノ料理又ハ膳部ヲ崩差出候筋ニ取扱、^併分外ノ及物入ノ由候、右通ノ儀自然ト風俗相成、人々難然止所ヨリ、右体取仕立候方ニ相聞ヘ候条、以来屹ト相改、御儉約年限中猶以万端無益ノ物入等無之候様可心掛候、且拋儀(無類カ)ニ付、祝物謝礼等ノ音物ヲモ随分事輕可致候、尤、町家末々マテモ右ニ可準候、

寛政二戊十二月

(島津久和)
求馬
(名越恒庵)
右膳

二二〇九

御対面所ヨリ 御出ニ付御縁類並敷舞台へ罷出候面々
着服之覚

一御束帯・御衣冠・御直垂ニテ 御出ノ節、麻上下着用、

但、御束帯並御衣冠ノ節、熨斗目ノ節候ハ、可致着
用候、尤、御束帯ノ節ハ夏冬並足袋ハ無用ニ候、

一御社参ニ付、御祝儀申上候程ノ節、或 御仏参ニテモ

奉伺御機嫌候程ノ節ハ、麻上下着用、

右之通可承向々へ可申聞置旨、無屹申渡候間、此段致
通達候、

寛政元酉七月五日

市田勘解由(教因)

二二一〇

一初テノ 御目見並諸御礼被仰付候節、小番・新番・大
身分ノ二男以下、其外御小姓与ニテ候御役等ニ付熨斗
目致着用者ハ、家格又ハ進上物ニ無構、都テ熨斗目可

致着用候、尤、右外応進上物致着用候分ハ、是マテ

ノ通可有之候、且小番以下進上目録料紙ノ儀、小奉書・

杉原ノ間可相用候、

右之通被仰付候条、向々へ不洩様可申渡候、

寛政四子閏二月

中太兵衛

二二一一

一去年六月、年頭其外着服ノ儀被仰置候処ニ、上巳熨斗

目着用ノ儀不分明伺出候向モ有之候ニ付、得御差図候

処ニ、直触以上ノ御役々熨斗目着用有之候様可申渡旨、

御差図ニテ候、以上、

享和元酉三月朔日

西恰之介(純以)

二二一二

一熨斗目

右、役人限着用、

一御紋服

右、御役人ハ勿論、小番・新番其家格ノ勤仕候者着用、

一羽織

右、絹布ニテモ着古ヒノ品ハ御小姓与以上ハ着用可致、
新ニ調候儀ハ不相成候、

右、服制ノ儀、一旦被究置候上、此上又候右通着用候
儀能目ノ方ニ被仰付候儀ニテハ無之、畢竟是マテ持合
居候者トモ置古ヒ等ニ相成、依人ハ迷惑相及候儀ニ被
聞召通儀ニ御厭ヲ以被仰付事候条、右ノ品心得違無之
様可被申渡旨被仰出候間、難有可奉承知候、
右之通、向々ハ可致通達候、

享和二戌十二月

(赤松別決)
市正

二二三

一御束帶並御衣冠ノ節ハ御目見^{④通}ハ罷出候向々熨斗目・

半袴致着用、足袋ヲ相用申間敷候、

一御直垂被為 召候節、熨斗目・半袴着用、

右、寄々可致通達候事、

右之通被仰渡候間、致順達候、以上、

寛政^(八年カ)辰正月八日

迫水^(久是)善左衛門

二二一四

一御紋服拜領仕居候者ノ子孫、是マテ御役柄又ハ勤柄ニ
ヨリ願ノ上着用御免被仰付来候ヘトモ、右之通被相定
候、^(左)

一父母・祖父^{④母}・初、伯父母・兄弟姉妹・妻子ヘ相讓候様^{④儀}
勝手次第、尤、御役人限右通被仰付候、其以下ハ着用
不相成候、

一小番ノ儀ハ其家格ノ勤仕候節ハ同断着用可然、尤、右
家格ノ面々ニテモ小役人等相勤候ハ、決テ不相成候、

一前条讓ヲ受候者ヨリ家内罷在候右統等ノ外ヘ追々相讓
致着用候儀、勝手次第、

一家内ニ罷在候節マテ右通相讓、別立並他家養子又ハ他
ヘ嫁候後ハ不相成、右已前讓置候分ハ着用不苦候、

一御婦人様方御紋服モ右ニ可準候、

右之通被相定候条、已来ハ願等ノ不及沙汰、着用等御
免被仰付候、此旨可承向々ヘ可申渡候、

寛政十年二月

(藤川家宛)
大炊

二二一五

一就御上下、御船奉行御供被仰付候節ハ野袴致着、尤、
相付役々モ襠致着事候ハ、是又野袴可致着用候、

右之通、御船奉行可申渡候、

明和七寅六月

(島津久健)
仲

右之通被仰渡置候、左候テ、年々御規式帳相下り候節
引入可申事、

文化四年卯二月

二二一七

享和元年酉六月

一御儉約御年限中、着服左之通

一年頭、持參太刀仕来候処^㉑、是迄之通^㉒御出座之節△、

一八朔、持參仕来候分モ前条同断長袴、▽^㉓右外△並中紙

進上長袴仕来候^㉔メシ^㉕者御出座之節も半袴△、

一上巳・端午・七夕・重陽、長袴着用ノ面々、右同断都

テ半袴、

右通被仰付候条、年頭・八朔ノ儀ハ、猶又其節々^㉖是之^㉗

通着服沙汰申渡可有之、此旨向々ハ可致通達候、

酉六月

(山田有儀)
伯耆

(二二一六の2)

去々丑年頭、諸御役人限並寄合並以上、元日ヨリ三日

マテ熨斗目・半上下着可仕候、

但、四日ヨリ七日マテ不及熨斗目・麻袴、八日ヨリ

平服、十一日・十五日・廿八日熨斗目・麻袴、三月

三日熨斗目着用、

二二一八

一御煤払御定日、十二月十三日被召替候間、中略御

役人中ハ麻上下着用可致候、且又十二月廿七日ヨリ晦

日マテ御役人中麻上下着用致来候へトモ、廿七日其儀ニ不及、廿九日ノ儀モ晦日有之節ハ着用ニ不及候、此旨表方へ致通達、奥掛・御勝手方へ^⑧写ヲ以可相達候、

天明三年十一月

将監

右、熨斗目・麻袴・十徳

但、四日ヨリ羽織袴、

一御年男 朔日ヨリ七日マテ 十一日 十五日

右、熨斗目・麻袴

但、御規式ニ相掛候節ハ是迄之通長袴、

一正月廿八日 朔 望 廿八日 上巳 端午 御日待

七夕 中元 七月廿七日 九月十五日 御祭礼 八朔

御月見 重陽 亥猪 御誕生日 御煤払 大晦日

右、不洗物並染帷子・麻袴・十徳

但、白帷子着用候向ハ是迄之通、

一節分

右、熨斗目・麻袴・十徳

上使芝 熨斗目・染帷子

高輪 不洗物・染帷子・麻袴・十徳

但、御拝領物有之、其向へ相掛候人ハ熨斗目、

一太守様御発駕並御参勤ノ節、右芝へ罷上リ候面々ハ熨

斗目・染帷子、高輪不洗物・染帷子・麻袴・十徳、右

ノ外年頭ヨリ其外御膳被進等ノ節応御服候事、

一御広敷向御役人着服、右ニ可準候、

二二一九

一享和元年御儉約ニ付

一是マテ御役人等 御殿中へ紺足袋相用罷出候者無之候

へトモ、平服ノ節ハ勝手次第、差足袋・紺足袋等相用

候テモ不苦候、何ソニ付屹ト麻袴着用ノ節ハ是迄之通

相心得、奥向ノ面々等 御目通へ罷出候節ハ此内之通

ニテ、右ノ儀ハ専直触以下ノ面々ト相心得候様、無屹

ト寄々可致通達旨致承知候間、致順達候、已上、

酉十月十五日

御目付

二二二〇

一御隠居御附奥向人数、已来年中高輪 御殿ニテ着服、

左之通

一正月三ヶ日 七日 十一日 十五日

一書役・小役人着服、正月朔日ヨリ三日マテ上下着用、

四日ヨリ平服、年中是迄之通、一身⑧ツ、同断、

右ハ、此節高輪 御殿ニ御引移ニ付、着服右之通被相
究候旨被 仰出候、

但、御取次番並中小姓・御門上番・中番、正月巾着
服上御屋敷之通着用、

右ハ、高輪 御殿ニテ着服右之通被仰渡候間、致通達
候、以上、

但、支配下有之向々、支配下へ不洩様可申渡候、

寛政八年辰十二月廿九日 伊集院主水

二二二二

口達之覚

一御役替(紋)又ハ御紋所被仰付候面々、其当日ヨリ三日ノ間
麻上下着用致シ来候へトモ、翌日マテ着用イタシ候様
可相心得旨、向々へ可致通達事、

寛政十年午八月

二二二三

一寛政二年戊七月十九日、御拝領ノ鶴御披ニ付、御手
当書ノ内

一御一門方・大目付以上、着服麻袴

一奥向其外御祝ニ相掛候面々 御城内勤ノ御役人、着服
麻袴

以上、

二二二四

天明七未七月廿二日△

一年頭・五節句・八朔、御一門方・諸大身分・寄合並・

御側役以上・諸地頭者都テ長袴着可致旨、先達テ被仰

渡置候、右ニ付、七月七日・八月朔日ノ儀、長袴着致

向々都テ白帷子着可致旨、勘解由(市田敷)殿ヨリ市来次郎(政明)左衛

門御取次口達ニテ致順達候様致承知候間、此段申達候、
以上、

天明七未七月廿二日

御目付

二二二四

一 御中陰御法事ノ節、着服ノ儀ハ先年被究置、御葬送ノ節ノ服沙汰不相知候処、此節(齊草等)芳蓮院様御葬送ニ付、

御側役以迄(上カ)白帷子着用被仰付候段申来候、此旨寺社奉行へ申渡、可承御役々へモ可被申聞置候、

寛政八辰七月

(伊勢貞矩) 播磨

二二二五

一 明節句ヨリ綿入致着用事候へトモ、暖氣有之候ニ付、

御礼罷出候節ノ時服致着用、其已後ハ心次第ノ衣服着用御免被仰付候、此時(マテ)月次御礼罷出候面々へ致通達候様被仰渡、

午九月八日

二二二六

奥向式服之事

一 正月元日 熨斗目

一同二日 同断

但、御登 城有之候へハ 御通掛 御目見、

一同三日 同断、七ツ時ヨリ御謠初

一倍臣(格)ニテ家来へ上下ニテ供召列候事御屋敷計、外ニテ不相成事、

一四日 五日 六日 七日 熨斗目・半袴

但、御国元ニテハ四日ヨリ七日マテ不洗物・麻袴、

一八日ヨリ十日マテ 平服上下着服

十一日 十五日 廿八日 熨斗目・半袴

一三月三日 ノシメ・半袴

一四月朔日 更衣、袷物着用

但、廿九日マテ足袋、

一五月五日 染帷子

但、今日ヨリ差笠相用候事、

一六月十六日 嘉祥麻袴

但、御登 城無之候、

一七月朔日 同断

一八月十五日 御月見、染帷子・麻袴

但、毎年十四日御月見ニテ候処、十五日御明キ日相

成、御月見有之、

一九月九日 夏ノ物、麻袴、今日ヨリ綿入小袖

一 九月十日ヨリ 公辺向足袋相用候、

一 十月 玄豕御祝、麻袴

但、十二月廿九日歳暮ノ御祝儀、不染物・袴、

但、御三殿様へ御着代目録進上、一包五拾銅ツ、

一 御参勤ノ御礼被仰上候御当日 不洗物・麻袴

一 御光着・御発駕 御国元不洗物・麻袴、江戸熨斗目

一 暑寒入麻袴ニテ伺御機嫌

但、ハツ後成候へハ当番計詰服ノ儘ニテ申上、其外

ハ翌日、麻上下、

一 正月五月九月廿一日 御日待ニ付泊番前麻袴

一 九月④十六日 神明祭ニ付、麻袴

一 七月廿六日 福ヶ迫諏訪御祭礼ニ付、麻袴

一 五月廿一日 御台様被遊 御上へ御当日ニ付、麻袴

一 十一月六日 御隠居様 若殿様御誕生日ニ付、麻袴

一 十二月④六日 太守様御誕生日ニ付、麻袴

一 五月四日マテ殿中足袋、五月五日ヨリ九月九日マテ足

袋不相成、九月十日ヨリ足袋相用、

二二二七

又宿式服

安永八年④亥

一 御兵具所附足輕、御目附・御徒目付・横目④附使足輕

右四行、年頭・五節句・八朔並御法事ニ付御供相勉節

ハ、是迄之通麻上下可致着用候、平日御法詣ノ節モ上

下致着用候へトモ不及其儀候、

亥七月

二二二八

一 御広敷足輕 御年寄

御城上リ、且又一橋へ御使女中才領、年頭又ハ御祝儀

事等ノ節ハ、是迄之通麻上下可致着用候、平日ノ儀ハ

不及上下候、

右之通、以来於江戸勉方ノ節着服被相究候、

一 御厩御中間

正月元日、江戸御当地トモ御馬初並馬乗初候節、麻上

下致着用候へトモ、以来御馬初ノ節 御目見④脚へ罷出

候御中間、有来通麻上下致着、其外ハ不及上下、尤、

御馬乗馬初ノ節モ不及上下候、

一四日、右同断、御馬場洗初ノ節、有来通係リノ御中間

マテ麻上下致着、其外ハ不及上下候、

一同元日ヨリ七日マテ、於江戸御馬外方へ被差出候節、

相付候御中間麻上下致着用来候へトモ、以来不及其儀

一十二月廿七日、江戸御当地トモ御場洗馬場カ納候節、係リノ

御中間三四人上下致着、右外ハ不及其儀候、

右之通被仰付、御小者並一身ハ、年頭・五節句其外御

供相勉候節ハ、着服都テ是迄之通被仰付候、

安永八亥七月

一同五日 毘沙門堂御礼ノ時ハ長袴

但、日光門主ノ時ハ大紋、

一同六日 寺社方御礼、大紋・熨斗目

一同七日 熨斗目・半袴

一同十一日 御具足餅ノ御祝、熨斗目・半袴

一同十五日 熨斗目・腰替半袴

一同十七日 不定、紅葉山へ御行列ノ時ハ大紋、太刀

ヲ佩、

但、当番ノ時ハ熨斗目・半袴、

一同廿日 右同断

一同廿四日 右同断

一同廿八日 常ノ登 城之通

一二月朔日 日光山鏡餅 御頂戴、半袴ニ紋片色

一三月三日 熨斗目・長袴

一四月朔日 熨斗目拾半袴、無足袋

但、拾時分ハ朔日・十五日・廿八日ト

一五月五日 染帷子・長袴

一六月十六日 御嘉定御祝儀ニハ染帷子ニ長袴

公義年中式服

二二二九

一正月元日 大紋熨斗目腰替

一同二日 右同断

一同三日 長袴熨斗目子持筋

一同日晚 御譚初、長袴

一 七月七日 白帷子ニ長袴

一 同十四日 上野へ参詣ノ時ハ白帷子ニ長袴

一 八月朔日 白帷子ニ長袴

但、三千石已上御太刀目錄持、

一 九月朔日 熨斗目袷半袴

一 九月九日 藍染ノ小袖・長袴

但、万石以上花色小袖可着旨、丑九月

被 仰出、

一 同十日 今日ヨリ足袋御免

一 十月亥亥 熨斗目・長袴

一 極月廿八日 紋片色ニ半袴

一 同晦日 右同断

一 参勤ノ御礼ノ時ハ紋片色ニ長袴

御紋之事

二二二〇

一 十文字

文治元年六月十五日、忠久公於鎌倉鶴ヶ岡若宮宝前

御元服、頼朝公初テ製十文字為旗幕之識紋以賜之、

旆ハ白而其中黒書十字、幕ハ地掲塵而白書十字、蓋源

家二匹龍之打達云、爾來為御家紋古代丸之内ニ筆勢之

十字モ御用^⑧有之候、

一 牡丹

忠久公御事、近衛基通公御^⑨子之御由緒有之、承久三

年御下国之節、京都へ御^(空白、ママ)、近衛様へ御参、其節藤

原御氏モ被進候付^⑩ハ御紋モ同断為進答候、

一天文廿一年壬子、公自 公方貶御家字官任修理大夫、

近衛殿幕紋賜、<sup>福昌寺年代記、公ハ
龍伯公ナルヘシ</sup>

一 桐五七

前条同断ニ付、近衛様依御執奏 御参内等有之、後

白河法皇 高倉宮ニ似サセ給フ由、勅定モ有之候由候

得共、桐御紋ノ儀モ御執奏ヲ以被為蒙 勅許候哉、可

考候、菊・桐ノ儀ハ 禁裏ノ御紋故、前代ヨリ諸大名

勅許無之候ト云、用候儀不相成候儀、文禄年中太閤ノ

令条ニモ相見得候ヘハ、何レ古來被為蒙 勅許候儀無

疑儀ニ候、

一文祿中秀吉公九ヶ条法制、其七曰、衣裳之紋者菊也桐
也不可、若有恩賜之衣服、則可着之、不可別用此
衣紋也、云々、

一 花桐ノ丸

総州様御隠居後被為用之候、壯之介殿・三次郎殿拜領
ニテ于今兩家被用之候、

一 総州様当分被遊御付候花桐丸藤之丸ナトニモ似寄候間、可

致遠慮旨先達テ致通達候、桐之頭左右ノ花下リ藤ノ様

ニテ、丸ノ中ニ桐ノ葉有之御紋ニテ候、依之斤藤ノ丸・

藤巴ナトノ様成ハ不及遠慮、外、大御紋ニ似寄ノ紋ハ

可致遠慮旨被仰渡候、

二二三三

写

一 御前様並御女子様方、以来ノ御紋所十文字其外御替御

紋桐・牡丹御用被成、御二男様ヨリハ桐・牡丹御用被

成候様、御家老中承知可仕旨被仰出候、

明和八年卯六月十六日

二二三三

一 竹ノ丸御紋(二二三三号行間朱書)

從 淨岸院様御替紋 重豪公へ被進、
(藤豊齋室、竹姫)

明和三年

二二三三

一 御一門・御家老其外モ御紋ニ似候紋ハ嫡子計付可申候、

二 男ニテモ分地致、屹ト御奉公ヲモ可為仕旨存候ハ、

依願ノ訳可被遊御免御候、二男・三男・末々ノ子共へ紋

改候ニ、御紋ノ様子ニ不似寄紋ヲ為附可申候、

一 輕キ土ニモ御紋ニ似候紋有之候間、別紋ニ替可申候、

一 丸ノ内ニ三ツ紋ハ遠目ニ葵ニ似候間、可致遠慮候、

右之通、先年被仰出候間、可奉得其意旨、其砌与頭中

へ申渡置候、弥其通可相心得候、右遠目ニ葵ニ似寄候

三ツ紋、丸ノ内ニテ無之候テモ、訳有之付来候者ハ其

訳銘々支配頭へ可申出候、訳無之付来候者ハ不及申出

遠慮可仕候、且又四ツ紋ノ割合ニテ自然ト十文字ニ似

寄候体紋付来候者ハ遠慮可仕候、尤、訳無之仕来候者、
御付

当分之通紋所ヲ消候テ着用可仕候、

一 桐ノ頭御紋所ニ似寄候ヲ付来候者モ可有之候間、可致遠慮候、

一本十文字並十文字ヲヤツシ紋所付来候人、衣服等ニ心安者へ遣候節、御襟拝領無之者ハ紋所ヲ消候テ着可仕候、家来へ衣服等為取候節モ紋所ヲ消、着可為仕候、右之通被 仰出候間、可奉得其意候、御紋ニ似寄候紋付来リ、此節遠慮仕候者ハ、早速ヨリ紋所ヲ消候テ用候様可仕旨、支配中へ可被申渡者也、

享保廿一年辰二月

二二三四

一 御一門家来之内 御目見被仰付候家格ノ者ハ、從其主人御紋付ノ衣服拜受候節 御紋不及消、直ニ御紋ノ儘ニテ可致着旨被仰出候、

寛保四年亥正月

二二三五

(二二三六号行間朱書)

一 葵御紋ノ儀、染又ハ縫紋・織物・蒔絵・諸道具等ニ至マテ、付候事男女トモ堅ク無用可仕旨、今度從 公義

段々被仰渡趣有之候、尤、葵御紋付候儀無之筈候へト⑧、若以來拜領罷居候者モ有之候ハ、消候テ用可申⑨前

候、此旨支配中不洩様可致通達候、以上、

享保六年丑三月

(島津久直) 將監

二二三六

一 葵

一 桐ノ頭

一 花桐

右、衣類ノ模様又ハ形ニ付候儀、向後男女トモ無用被仰付候、当分持合者ハ不苦候、紋所ニ用候儀無用ノ段ハ先達テ被仰渡趣有之候条、猶以相守候様、支配中・

寺社家中・明所ノ外城へ可申渡候者也、

元文二年巳七月

御家老座

二二三七

一 葵・花桐・菊、衣類ノ模様染形トモニ付候儀、以後遠慮仕⑩候、筋被仰付置候、諸道具・襖等ニモ右模様有之、

當時持合候品ハ相用、以後不相調筋可相心得候、此段

屹ト被仰渡儀ニテハ無之候ヘトモ、寄々可致通達旨被仰渡候、

一 丸ノ内三ツ紋ハ遠目ニ葵ニ似寄候間、可致遠慮候、丸之内ニテ無之候テモ遠目葵ニ似寄候紋ハ可致遠慮候、
一 誤有之付来候者ハ其訳支配頭ヘ可申出候、誤無之者ハ不及申出可致遠慮旨先達テ申渡置候ヘトモ、向後ノ儀ハ丸之内ニ三ツ蔦カタハノ類、^⑧葵ニ似候紋ハ可遠慮候、
三ツ巴・三ツ目ナトノ様成紋、又ハ丸ノ内ニテ無之三ツ紋不及遠慮候、此外遠目ニハ紛數モ可有之旨存候候ハ、支配頭ヘ相付得内意候様被仰渡候、

享保廿一年辰三月五日

二二三八

一 菊ノ紋付来候者ハ可致遠慮候、菊ノ紛數体ノ紋モ可致遠慮旨被仰渡候、

享保廿一年辰三月五日

二二三九

一 御紋付拜領不被仰付人ヘ御一門方ヨリ紋付被遣候ハ、

^(不脱之) 目立候様消可致着用候、若紛數有之候ハ、被遣候方マテモ可被及御沙汰、

一 御家老並重御役其外家柄ノ面々、紋付ノ輕キ御役人トテモ、御館内又ハ世上徘徊ノ節、致着用候儀一切無用被仰付候、書役・小役人等ノ儀ハ有来通候旨被仰渡、

安永^⑨七年 戊閏七月

^(小松清春) 帶刀

二二四〇

一 御紋所ニ似寄候紋所付候者ハ致遠慮候様、先年以来被仰渡置候処、付候者間々ハ有之候、家ニ付由緒有之付来候者ハ格別、其外誤無之、自分物數寄ナトニ付候^⑩無用、

一 刀ノ拵ナトニ御紋所付候道具致所持候者モ可有之候、兼テ御紋付拜領被仰付候振合ノ者ハ申出次第御免可被仰付^⑪、右外先祖代致拜領用來候者ハ不苦候、

一 御鹿流方並御一門方ヨリ御紋付不致拜領者ヘ紋付ノ衣類上下被遣候者ハ、^(不脱之) 目立候様取直可致着用旨被仰渡置候、依訳紋付其儘ニテ相用候者ハ其段可得差図候、家中ノ儀モ右ニ準候様、主人可相心得候、

右之通、於江戸被 仰出候、左候テ、由緒ヲ以付来候
紋所、頃日格好ヲ替、御紋所ニ似寄候様染調、致着候
人モ有之、紛敷相見得候条、以来前日之通取直相用候
様、可心得旨被仰渡候、

安永五年申十一月十七日
(二確奉行且
主計)

右之通申渡候、屹ト申渡儀ニハ無之候間、其心得ニテ
可申渡候、

寛保三年亥十二月
(島津久純
大藏)

二三四一

一 島津玄蕃殿

島津兵庫殿

島津左衛門

島津大学

島津凶書

島津筑後

右妻女並嫡女、屹立候節長刀等被為持候儀勝手次第候、
供廻等ノ儀當時ノ砌候故、輕ク可被致候、右人数嫡子
ノ儀、縁付無之内右之通ニテ、縁付有之候テハ夫ノ格
ニ可被準候、且又挑灯紋所ノ儀、右人数ノ内本十文字
被用候人妻女・嫡女ノ儀ハ、本十文字被用候儀不苦候、
嫡女縁付有之候節ハ夫ニ可被準候、

二三四二

一 御紋付ノ衣類上下等質へ入付候儀、又ハ売カヒ致候儀、
無用可仕候、若此上違背ノ者於有之ハ屹ト可及沙汰候
条、此段質屋へ不洩様可申渡候旨被仰渡、

享保三年戌三月
取次
樺山権左衛門

二三四三

一 島津又六郎ヨリ、御紋ノ十文字元祖歳久ヨリ六代ノ祖
下総常久マテ相用候間、以前之通御免被下度旨、亡父
左衛門ヨリ御内意被申出趣有之、願之通十文字御紋被
成御免候旨被仰渡候、

寛延二巳十一月

二三四四

(二三四三号行間朱書)
落穂集△

一 図書殿、直御訴訟ニテ本十文字ノ御紋御免有之候、

末略、

三二四五

一 御紋服拜領仕居候者ノ子孫、是迄御役柄又ハ勤柄ニヨ

リ願ノ上着用御免被仰付来候ヘトモ、左之通被相定候、

一 父母・祖父母初、(伯父母カ)父母・兄弟姉妹・妻子ヘ相讓候儀、

一 勝手次第、尤、御役人限右通被仰付、其外ハ其家格ノ

勤仕候節ハ同断着用可仕、尤、右家格ノ面々ニテモ、④

一 小役人等△相勤候ハ、決テ不相成候、

一 前条讓ヲ受候者ヨリ家内罷在候右讓等ノ分ヘ追々相讓

致着用候儀、勝手次第、

一 家内ニ罷在候節マテ右通相讓、別立並他家養子又ハ他

ヘ嫁候後ハ不相成、右已前讓置候分ハ着用不苦候、

一 御婦人様方御紋服モ右ニ可準候、

一 右之通被相定候条、以来ハ願等ノ不及沙汰、着用等御

免被仰付候、此旨可承向々ヘ可申渡候、

寛政十年二月

(兼刈束祐)
大炊

(二二二四号文書に同じ)

三二四六

一 大野権太夫紋所、御紋ニ似寄候付被相糺、御紋ニ不似

寄様可被致旨被仰渡、

宝曆八年正月

三二四七

一 新納波門(久護)

一 右、元祖代々用候丸ノ内七ノ字ノ様成紋所、依願御免

被仰候、(付脱カ)

安永二年巳六月廿日

御道具看板類識シ

三二四八

(三二四九号行間朱書)
一 御兵具方御武道具ノ内、御弓台・鞆ナト所々御門並御

番所御入付ノ分ハ、都テ九ノ字ノ合紋ニテ候、九ノ字

御由緒有之候哉、其外兵次看板ニ付居候九ノ字御由緒、

又ハ御召船飾ノ御武具モ御紋付ニ不及御道具モ候ハ、

何レニテモ何ノ目印可然ト致吟味、絵図ヲ以可申付旨
被仰渡、

安永二巳四月

二三四九

一御武具ノ内、当分マテ九ノ字付有之候品ハ、此節ヨリ
惣テ御紋付被仰付候、来春 御參勤ノ節御入用品々ハ、
右御間ニ合候様可被仰付候、

一爰元ヘ有之九ノ字ノ品々モ追々御紋付仕舞候様被仰付
候、尤、所々御門並御番所・御関所等飾置候品モ右同
断被仰付候、

一兵次看板類付有之候九ノ字、御兵具所支配ノ分ハ兵ノ
字小紋字ニ仰付候間、夫々吟味ノ上、絵形ヲ以可申出
候、

一右ノ外諸御座合紋、草文字ニテハ不宜候間、夫々ノ御
座ノ頭字小文字相改候様被仰付候間、向々ヨリ遂吟味、
絵形ヲ以可申出候、尤、当分マテ付候御座々頭字、小
紋字ニテ見掛宜分ハ吟味次第其通ニテ可被召置候、挑
灯紋所ノ儀モ右ニ準相改候様被仰付候旨被仰渡、

安永二巳十一月七日

(島津久健)
仲

二三五〇

(朱書)
「御家中幕」

一御家中幕惣目印

上六寸下一尺横筋紺染、^{①中}自分紋所、地色ハ心次第、
右之通被相定候間、此已後新敷幕相調候節、相調候惣
目印相調可申候、尤、持合候ヲ新敷作替申儀ニテハ無
之候、

右之通、此節ヨリ被相究候間、此段可承者ヘハ通達可
有之候、以上、

正徳二辰十一月廿五日

二三五二

御船手印

一御召船外幕 沙綾、紫染十文字御紋五

一同内御幕 縮緬、布交セ五色

一吹貫 縮緬、布交セ紅紺白、上ニ瓢箪二ツ

但、以前ハ紺白二色ニテ候処、 中将様御代被相替

候、

一 御召外関・小早御供方ハ十文字御紋付三所、間ノ上下

ハ桐ノ頭三所、

一 御召船、御座外ハ幕地布上布、御供船ハ地布中布、

一 水手看板紺染無地、歌与水手ハ歌ノ字小文字、平水手

ハピロフノ葉、

但、以前ハ歌与印ハ船ノ字ニテ候処、是又 中將様

御代歌ノ字ニ被相替候、

一 大坂川御座水手カンハン印ハ、浅黄ニ紺、ピロフノ葉、

一 御召船蠟笞、

一 御家老船青染笞、其外関・小早洪紙笞、

(朱書)
「御召船幕」

一 是迄御用挑灯、御納戸ハ納ノ字、御兵具所ハ兵ノ字ト

諸座目印致来候ヘトモ、以来役所ノ文字不相記、絵形

ノ目印マテ相用候様被仰付候間、新規改ニ不及、時々

張替ノ節ヨリ相改候様被仰付候、

一 江戸御国元トモニ御馬外方ヘ出候砌、相付候挑灯ハ無

目印御紋付可相用候、

一 御国元御鷹据廻等ノ節、前同断、

一 御腰物其外右体格別ノ御道具ニ相付候挑^⑧灯^⑨ハ有来通御

紋付可相用候、

右之通被仰出候段被仰渡、

天明二寅四月

二二五二

(朱書)
「御船ノ印」

一 関御船印ノ儀、御座船ハ当分紺地ニ白御紋、御供^⑩船^⑪

白地ニ輪ナシ十文字カト被遊 御^(空白、マ)□、都テ十文字御紋

ニテ、御召船御印同様ニモ可被仰付候、夫ニテ何ソ

差支候儀ハ有之間敷哉致吟味、何分可申上旨、且又御

國中御用船其外壳船等マテ相糺、紙形相調差上候ハ、

何レトモ可被仰付旨被 仰出候由、先達テ御問合ノ趣

相達、御船奉行ヘ申渡候処、当分ノ御船印絵形一枚並

壳船絵形一枚相調、別紙書付相添差出候、外ニ絵形一

枚被相替儀ニ候ハ、此通ニモ可被仰付哉ト吟味為仕

候由ニテ、私迄差出候テ於其御元御吟味モ有之候ハ、

^⑫御見合にも^⑬誠^⑭
可相成ト、仕船ニハ以前ヨリ御幕無之由ニテ別紙

之通申出候間、同様可被仰付哉^⑮相^⑯同、何分ノ儀致承

知度御座候、(下ノ関カ)下ノ・日奈久 御渡御用船ノ儀ハ働前ノ

御用マテニモ無御座、御供廻乗ニモ相成答候間、右両

所 御渡御用ニ相廻候仕船ニハ十文字御幕相用候様申

渡置候、此段申上候、以上、

十月廿一日

二階堂部(行充)

川上頼母(久思)殿

本文 御召船並御供船ノ儀ハ別紙絵形ニ朱書ヲ以申越候通被仰付、売船ノ儀ハ只今迄ノ通ニテ被差置候間、

船印相改ニ不及旨被 仰出候、 御召船並御供船マテ

紙形ニ朱書ヲ以申越候通、調替可被申渡候、且又御供

船ノ儀、御幕紺地ニ三所十文字御紋付ニ被仰付、 御

召船ノ儀ハ只今マテ有来通被仰付候間、其通可被申渡

候、使船ノ儀ハ只今マテ御幕無之由被申越候間、其段

モ達御聽候処、弥被申越候通、使船ハ御幕用意ニ不及

旨被 仰出候、左様ニ被相心得、御手当可被申渡候、

又ハ下ノ関 御渡海御用ニ相廻候使船・日奈久 御渡

海御用ニ相廻候仕船ハ其元吟味之通幕調方被仰付候、

此段申越候、以上、

十二月十五日

川上頼母

二階堂部殿

絵形ニ張紙

本入、 御召船ノ儀ハ有来通、小船マテモ紺地ニ白御

紋染出、御供船ノ儀ハ別紙絵形ノ通白地ニ紺ノ御紋染

被仰付、船印相改、当分ハ御家老ニハ御紋ノ下ニ雲形

有之候ヘトモ、雲形ハ無用ニ被仰付、都テ御供船同前

御紋計相付候様被仰付、其通調方可被申渡候、

本文買船ノ儀ハ別紙申越候通、只今迄ノ通ニテ被差置

候間、被申渡ニ不及候、左様可被相心得候、

但、小指絵形外ニ有之候、

二二五三

〔朱書〕
「御召船ノ印」

一御召御座船並御召替吹流、白紺布交ニテ候ヘトモ、紅
白紺三色ノ布交被仰付候旨被仰渡、

明和四亥九月

(高橋權寿)
此面
取次

(仲吉)
仁礼仲右衛門

二二五四

一 御船手荷方御船ハ惣テ白帆ニ被仰付候旨被仰⑧渡、

寛政十三年申五月廿三日御証文、取次川上九戸

但、以前ハ荷方御船裾白帆不同ニ有之、此節ヨリ一⑧白帆統同様被仰付、

按スルニ、御船裾黒帆被相用候儀ハ、御先代深キ

御趣意有之、白六部黒四部ニ染分ケ、依之⑧障上様御

忍ニテ御乗船有之節ハ、四部帆ヲ下ケ候ヘハ何方船

トモ不相知様トノ御趣意ノ由、御船手船頭申伝候、

且又江戸三度ノ御春屋仕出船ニハ御米八拾石下積被

仰付、外ニ白帆載セ付候故実モ為有之由、是又申伝

候旨、御船頭中村八左衛門申出、

二二五五

異国方御手当ニ付 仰渡

一 異国船御手当ニ付テハ、御領内惣人数、大身分・御家

老ヲ初、組中ノ面々惣手ノ相印、前立物三寸五部ノ角

落シ、金ミカキ黒漆、一文字書紙形之通、

但、脇立物ハ面々好次第、

一 笠印・袖印・腰印、地白、幅六寸長八寸四部、上ニ二

ツ引山通⑧路カ一筋、中紋所、

但、二ツ引山道紋所⑧路カ、紺染出、地合何ニテモ不苦候、

一指物者⑧笥ハ、六組ニテ色替被為定候、一番組白地ニ紺染

出シ、地合何ニテモ不苦候、

一指物者、六組ニテ色替被為定候、一番組白地ニ紺染出

シノ紋、二番組紺地ニ白紋、三番梅地ニ紺染出、四番

浅黄ニ梅色染出シ紋、五番トキ地ニ紺染出シ紋⑧之、六番

白浅黄染分ケ紺染出シノ紋、

但、染分ケハ半分、上白下浅黄、

右、色立ニテ面々定紋付、一幅四半⑧て上ニニツ引、地色

ニ不紛様致シ、其下ニ紋所相付候ヘハ、タシ無之候テ

モ相濟事候、

但、四半ハ幅一尺ニハ長一尺五寸ノ賦ニ候間、右割

合ノ尺ニテ可相調候、地合同断、

一 右、前立物印ノ儀ハ外城衆中・又者マテモ一同ノ立物

印相用申答ニテ候、

一 御家老組ノ面々、指物ノ儀ハ御用ノ節ニ至リ色立等ノ

儀被仰渡答候、

右之通、此節被相定候間、具足持合候人ハ漸々不事立

様調替可申候、尤、已後具足調候人モ其通相調候様、

▽^④支配中・地頭所不事立様△通達可有之候、右ノ段ハ

触流ニハ難致儀候間、月次御礼罷出候面々ハ於御城

銘々直致通達候、同役有之御役人ハ一人宛、無役ノ人

病差合ハ同格各計、

一 右外、与中ノ諸士ハ組頭宅へ召寄直(空白、^④「不致可」とあり)

一 玄蕃殿・御家老・若御年寄・大御目附へハ不及通達候、

一 磯御方勤ノ面々へ不及通達候、

右之通可致通達候、以上、

元文三年 午正月 (島津久實)
主殿

二二五六

一 御家中幕惣目印

上六寸下一尺、横筋紺中自分紋所、地色ハ心次第、

右之通被相定候間、此已後新敷幕相調候節ハ惣目印相

調可申候、

右之通被仰渡、

正徳二年 辰十一月廿五日

二二五七

寛政五年 丑御下国ニ付向々申出ノ内

上布帷子六ツ、黒染、紋所ニツ引

一同羽織六ツ、柳茶小紋付、不同、紋所右同

又者抑六人

(朱書)「御納戸看板印」

一 上布帷子二十八、黒染、紋所ニツ引

一同羽織二十八、黒染、紋所二引、

内、三ツ萌黄、

御手道具持十六人・御弓台持四人・御持筒持八人

一同帷子兵次四十一、紺染、紋所二重山形

山御駕籠・御召替御乗物・御挟箱・御堅笠・御刀箱・

玉藁・御タンス其外御用人足四十一人

右、御納戸御小人頭ヨリ出来方申出、

(朱書)「御納戸右同」

一同三ツ、紺、無紋

御伝用合羽籠持三人

一 帷子看板ニツ、黒茶染、二重山形五所

御茶弁当持・④御茶弁荷持一人ツ、

右、御納戸御膳配役ヨリ出来方申出、

^(朱書)
「御厩看板印」

一上布帷子十九、地柿色、紋所二引白染出シ五所

一同羽織十九、染、紋所右同三所

但、口ノ者十九人、

一下布帷子十六、黒染、無紋

中間者六人

一同羽織九ツ、紺染、襟口並柿色ニテ横筋付、^{⑨肩}白ニテ

二筋付、

右二行、御用心馬口引中間

一布帷子二ツ、黒茶染、紋所二重山形

御沓籠持人足二人

一同帷子五ツ、黒茶染、無紋

両掛持・飼料桶持・合羽籠持人足五人

右ハ、御厩黒松源兵衛ヨリ出来方申出、

^(朱書)
「御兵具所看板印」

一帷子十八、黒茶染、二重山形

御鎧箱・御^⑩長持・御調度懸御国御小者並御雇人足

右、兵具所ヨリ出来方申出、

一上布看^(看板カ)五ツ、黒茶、二重山形

御挟箱並御茶弁当持・御茶タンス持・御水丹荷持御雇人足

右、御数寄屋出来申出、

^(朱書)
「御兵具所看板印」

一同羽織十五、右同染ニテ三所紋

右二行、御手道具持十五人

一同帷子三ツ、染黒、紋二引白五所

一同羽織三ツ、右同三所

右二行、御馬印持三人

一同帷子四ツ、染花色、五所紋二引白

一同羽織四ツ、右同三所紋二引白、襟ニ白二筋付、

右二行、御行列直付足輕四人

御兵具所ヨリ出来申出、

二三五八

一朱紋挑灯ノ儀ハ、大目付御役火事騒働ノ場ニテ何篇差

図ノ節為目印被相用、横目ノ儀モ火事場へ駈付、盜賊

改又ハ諸下知等致シ、其外群集ノ場へハ為締差越候間、

朱紋役目ヲ相記候挑灯従前々持セ来、藏方目付ノ儀モ

同様申渡有之候、然処頃日御一門方並諸大身分ノ内、

間ニハヤツレニ⑨朱紋挑灯被相用候方モ有之由相聞ヘ候、

右通ニテハ目印相紛レ、对御役場差支相成候間、以来

大目付以上並横目・藏方目付マテ、是迄ノ通朱紋ノ挑

灯相用、其外不断ハ勿論、火事場トテモ朱紋ノ挑灯一

切不相成候、此旨御一門並諸大身分・御役人限致通達、

横目・藏方目付ヘモ可申渡候、

但、奥向御役場朱紋相用來候面々ハ、是迄之通可被

相心得候、

文化九年申五月

(島津久備) 安房

御乗物

二二五九

一轅

又轎ト云、御束帯ノ時被召之、將軍宣下之御祝儀・上

野御予参又ハ、御初入部初テ 大雄山 花尾山ヘ 御

参詣ノ節ナト被相用候、当時御用候者近衛様御拜領ノ

由、

一御乗物

打揚腰網代、当時御上下御道中並江戸御国元共ニ被為

召候、

一惣網代

近衛様ヨリ御拜領、当時御替乗物ニ御持セト云、

二二六〇

安永三年午十二月

一打揚腰網代⑩乗物

一虎皮鞍⑪履ト

一茶弁当

右ノ通、従前々相用候ヘトモ、此節被仰渡候趣御座候

間、⑫行間「御付紙、是迄之通可相心得候」とあり以来如何仕哉奉伺候、以上、

十二月十二日

御名

二二六一

一打揚腰網代乗物何比ヨリ相用候哉、委細可申上旨承知

仕候、私家ノ儀、前々ヨリ打揚腰網代相用候、曾祖父
(継豊)
大隅守 御入輿迄相用候ヘトモ、病身有之、風寒等ノ
節及難儀候間、引戸相替候、祖父並亡父代ニモ打揚相
(宗信)(重年)
用候、然処亡父儀是又病身ニ相成、曾祖父相用候儀モ
有之候付、又々致引戸候、右ノ次第御座候ヘトモ、從
已前打揚相用候事、到当代致中絶候テモ家格ニモ相障
候付、近来打揚相用候事ニ御座候、尤、腰網代ノ儀、
雖為引戸候節仕来申候、此段申上候、以上、

(安永三年)
十二月十六日

御名

島津家歴代制度卷之三十四

二二六二

一 御在府年

小番十三人・新番式拾貳人・中小姓百貳拾七人

一 御在國中

小番十人・新番拾四人・中小姓九拾五人

一 御在府御留主年、以来左之通

高輪御屋敷詰同心廿八人・桜田御屋敷詰同心三拾八人

右之通、江戸詰人数被相究候旨申来候条、可承向々江

可申渡候、

天明八年申正月

(書入久福)
安房

二二六三

一 江戸詰之内、来寅年ヨリ一往左之通被相減候、

一 糺明奉行

一 御祈念方兵道

一 桜田・高輪御屋敷詰^新番_新五人

一 表医師式人

一 御步行者人

一 芝御屋敷詰横目之内六人

江戸詰人数

一御齋使之内耆人^{⑨文}

明和六年丑十二月

二二六四

一御留主詰御家老耆人

右、御省略年限中、右之通被仰付旨申来候条、可承向々

へ可申渡候、

享和元酉六月

(山田有儀)
伯耆

二二六五

一御留守年上御屋敷詰

一御側御用人耆人

一御留主居式人

一物頭耆人

一御使番式人

一御広敷御用人耆人

一御用番頭耆人
(右筆カ)

一御作事奉行耆人

一御記録奉行
(ママ)

一物奉行耆人

一御鳥預耆人

一御供目付耆人

一御裁許掛耆人

一御右筆耆人

一御広敷番頭拾人

一御勘定方小頭耆人

一本科^{⑩試}耆人・外科耆人・針科式人

一奥医師五人

一表御小姓六人

一御数寄屋頭耆人・御祐筆頭耆人
(見習カ)

右者、此節格外御省略ニ而詰人数被相減、定数右之通

被究置候条、可承向々へ可^{⑪被}申渡候、

享和元年酉六月
(川上久政)
久馬

二二六六

一江戸詰御側・表支配之御役人并筆者・小役人、老年又

ハ老年半詰ニ被仰付置候モ有之候へトモ、一往都而此

節ヨリ一年半ツ、之詰ニ被仰付候旨被仰渡、

宝曆五年亥九月

二二六七

享和元年酉六月御儉約ニ付

一御在府詰定数

一御家老^御人

一御側^御用人^御人

一表御用人^御人

一御側役^御人

一御留守居^御人

一物頭^御人

一御使番^御人

一御右筆頭^御人

一御作事奉行^御人

一御記録奉行^御人

一物奉行^御人

一御鳥預^御人

一御供目付^御五人

一御裁許掛^御人

一御右筆^御人

一御勘定方小頭^御人

一表御小姓^御八人

一御右筆見習^御人

一御教寄屋頭^御人

右之通、御儉約年限中被究置候旨被仰出候条、可承向々

へ可申渡候、

酉六月

二二六八

一此節分而御取縮ニ付、御家老江戸詰之義七年限内二年

詰被仰付候、此旨向々へ可申渡候、

文化五年辰七月

(島津久兼)
登

二二六九

天明八申十月

一御側御用人^御人

一御用人^御人

一御側役^御人

一 御留守居式人

一 御使番式人

但、物頭兼務

一 御右筆頭老人

一 御作事奉行老人

一 御記録奉行老人

一 物奉行老人

一 御目付式人

内、老人御馬預り兼務、老人御裁許掛

一 御右筆式人

但、見習共

一 表御小姓八人

一 御数寄屋頭老人

一 御馬廻五人

一 新番拾人

一 中小姓六拾五人

右之通、御儉約ニ付年限中江戸詰・御留守居詰定数人

数御治定有之候旨申来候条、可承向々へ不洩様可申渡

候、

天明八年申十月廿六日

② 妻別実祐
大炊△

伊地知嘉右衛門
(季鷹)

二二七〇

一 江戸へ被遣候者并江戸ヨリ御国元へ参り候者有之候節、
向後左之通唱、書附ニ而可仕候、

一 江戸詰之内、何某何之訳ニ而何ヶ月御国元へ之御暇被
下候、

一 何某、江戸詰相仕廻候ニ付、御国元へ被^②遣候、

一 何某、江戸詰被仰付被遣候、

右之通被仰渡候、

享保^④五年戌十月六日

二二七一

一 御勝手方御支配諸御役座筆者・小役人為江戸詰罷登候

節者、於御勝手方御家老衆被為逢、尤、御付状等之義

モ彼方ヨリ被相渡候、罷下候節者御勝手方へ首尾申出

被為逢候、然トモ此節御勘定所勘定役罷下候由ニ而小

頭ヨリ表方へ相付御付状差出候ニ付、首尾違ニ而者無

之哉旨段々相糺候処、罷下候節者表方へ相付御付状迄
差出、其外之首尾者都而御勝手方首尾ニ而候旨相究候
間、此段為見合記置、

丑六月十三日

中野駒右衛門

二二七二

一御隠居様白銀御屋敷へ御引移ニ付、左之通

一外ノケ条略ス、

新番老人・中小姓拾人相詰候ヤウ被仰付候、

右之通被仰付候旨申来候条、此旨向々へ可申渡候、

戊六月 文化十一年戊也

(川上久芳
右近)

初而御上下之節御中途之御式

二二七三

初而御上下之節、御発駕・初而御泊之駄御次第

但、御中途之御式相掛ル御相伴御給仕都而旅服、

一御熨斗

一御茶

一式御三献

一長柄之御銚子 一御加 一御盃

一御押 一御吸物 一御銚子

一御肴 一御銚子 一御菓子

一御茶

一御供之大目付以上御相伴本膳計足折、

一御側御用人・御側役・奥向へ御吸物・御酒・取肴被下

候、

伏見御着之節之御次第

一御熨斗 一御茶 一御吸物

一御銚子 一御肴 一御銚子

一御肴 一御銚子 一御菓子

一御茶

一御供之大目付以上江御吸物、

一御銚子・御肴被下候、

一御側御用人・御側役・奥向へ御酒・取肴被下、

大坂御着御次第右同断、御乗船之御次第

一御熨斗 一御茶 一式御三献

一長柄之御銚子 一御加 一御肴

一御銚子 一御肴 一御銚子

一御供之大目付以上御相伴本膳計足折、

一御盃御肴被下、畢而退座、

一御菓子 一御茶

一御供之大目付以上へ御吸物・御肴二通、御銚子・御菓子・御茶被下、

一御側御用人・御側役・奥向へ御吸物・御酒・取肴被下^②之候、

一於御次御船奉行へ御酒被下塗足付八寸、次席ニ而御船頭・脇船頭へ御酒被下片木、

川御座へ御乗船之御次第

一御熨斗 一御茶 一御吸物

一御銚子 一御肴 一御銚子

一御肴 一御銚子 一御菓子

一御茶

一大目付以上へ御吸物・御肴・御酒被下、

一御側御用人・御側役・奥向へ取肴・御酒被下片木、

天明七年未正月仰渡、

二二七四

一外ニ、御部屋栖初而御出府之御次第

一右同、御国許初而御首途之御次第

一右同、江戸初而御首途之御次第

一御出府之御次第

一御部屋栖江戸初而御発駕之御次第

一江戸初而御首途之御次第

張紙

御隠居様被遊初而御下国之節、御首途・御発駕、江戸御国元共、御式御部屋栖様初而御上下之節之御式ニ可

準候、

一江戸御発駕之御次第

一初而御出府之御次第

一江戸初而御発駕御次第

一初而御着城当日御次第

一御部屋栖^②初而御発駕之御次第

一江戸御首途之御次第

一御国元御発駕之御次第

一御着城御次第

一 御部屋栖初而御着城之御次第

一 御国元初而御発駕之御次第

一 御国元御首途之御次第

以上拾七行、天明七未正月被仰渡、追而可札、

二二七五

一 御上下之節、諸所御渡場御座船ニ而、向後御熨斗・御茶可差上候、御熨斗者前以可飾①候、御当地ニ而ハ御座船被為召候節御同様可相心得旨被仰渡、

天明六年閏十月

御着城当日之御次第

二二七六

寛政四子

一 御着城掛二之丸へ御入、屏子御門外ニ而御下乗、御書

院へ(重孝明、忠厚)雄五郎様御出迎、御家老・若年寄・大目付老人

ツ、同二之間へ罷出、其外御役々②縁頬へ罷出候、

一 御小書院へ 御着座、(重孝)中将様 雄五郎様 御対顔、

一 御熨斗 一 御茶・御多葉粉盆

御附之御側御用人・御側役其外奥向、③五七人ツ、於御

廊下 (齊重)太守様へ 御目見、

一 菱刈(宋祐)大炊

右、二之間御敷居内ニ而 中将様へ 御目見、 御意

有之、御側御用人御④有之、退座、

一 御供之御側御用人・御側役其外奥向

右同断、五六人ツ、於御廊下御礼、畢而大奥へ 御入、

右畢而御立、

御本丸御次第

一 島津左衛門・御家老・若年寄・大目付・当番頭・月番

御用人、虎之間庭上江罷出、

一 御一門方御対面所御縁頬江被相詰、

一月番御家老・若年寄・大目付并奥向之面々 御対面所

江相詰、月番之奏者番・御用人席々へ相詰、

一 御先立、名越(恒應)右膳、

(行間朱書)一曲礼曰、若使人於君所、則必朝服而命之、使者反則

必下堂而受命、

一御着城、直ニ御書院へ 御着座、

一御礼使川田伊織(佐野)

右、三之間下ヨリ二疊目ニ而御礼、奏者番披露、是へ

ト 御意、御家老著添相進、平伏、于時塗敷居涯へ

御転座、御意、畢而御家老ヨリ申達趣有之、此間

御褥へ 御帰座、御意、御家老御取合有而退座、

一御一門方・同嫡子方

右、一同 御目見、御祝義被申上、御家老御取合、

御意、又御取合有而退座、

一御家老・若年寄・大目付

右、一列ツ、一同 御目見、畢而 御入、

以上、

二二七七

(二二七六号行間朱書)

一御着城当日、御書院御上段下へ 御着座先⑦ 御礼使被

差立来候へ共、以来御上段へ被遊 御着座、御礼使敷

居涯江引進候様被仰付候段被仰渡、

明和六年丑六月

二二七八

御着城当日之御手当

一御殿向御床御棚飾等御先例之通、

一御惣方様御寄合ニ而 中将様 雄五郎様大奥へ被為入

候様、前廉御側役御使ヲ以被仰上、

一御一門方・同部屋柄

右、於椿之間二汁三菜之御料理被下、

以上、

二二七九

寛政四年六月、重年公御家督初而御下国ニ付、左之通(延カ)

一太守様今度就 御下国ニ、道橋除払等之義、先達而申

渡置候通、猶又無間違入念、夫仕無益之費有之間敷候、

一御通路筋差越候御役人・地頭・附役・与力・自分頼組

頭・御飯屋守其外進上物先例之通進上可仕候、

一御茶屋・御水茶屋又者水置所等此節見分差越候、御普

請奉行申談、先例之通無間違可差立候、

但、飾物等有来通、

一御通路筋近方之外城、別紙之通 御宿之所へ衆中兩人

ツ、致参上、所有物二種進上可仕候、

一 地頭 御膳進上之諸所ハ、衆中相中ヨリ先例之通青銅進上可仕候、

一 長島地頭并附役出水へ参上、先例之通伺 御機嫌進上物可仕候、

一 飯島地頭并附役向田江参上、先例之通伺 御機嫌進上物可仕候、

一 出水加志久利・水引新田八幡・伊集院之来迎院、御本地へ御代参被仰付答候、

一 出水衆中踊可被遊 御覽候、
一 於阿久根町在郷踊、且又引綱可被遊 御覽候、酒屋伊兵衛進上物先例之通可仕候、

一 於諸所先例慶賀罷出候義、有来通、
一 出水地頭・久見崎御船奉行・隅之城抑又者苗代川役人・御仮屋守ヨリ進上物先例之通可仕候、

一 出水へ御宿之節、野田・高尾野地頭ヨリ所有物衆中ヲ以進上仕、伺 御機嫌可申上候義、先例之通可仕候、

一 諸所衆中多人數御供罷出候義、且又立砂等先例之通、一夜入 御通路之所モ候ハ、山坂并御渡場其外見合、

篝火・焼明松可差出候、

一 御通路之諸所、火之元堅固ニ可申付候、御宿、御休之所者就中可入念候、

一 御宿・御休共辻番又ハ御門番等先例之通、
一 御鷹部屋不及調候、

右之通、地頭・御用人其外可承向々^⑧可^⑨申渡候、此外被得差戻候義トモ有之候ハ、無延引可被申出候様ニ

如例可申渡候、
寛延四年五月

(島津久昌)
主鈴

二二八〇

一 太守様来ル廿一日被遊 御着城答候間、大身分・一所持・同格・寄合・同並、^⑩嫡子・末子、月次御礼罷出候面々、御城下へ被罷出、於 御本丸御祝義帳ニ相

付、退座可有之候、
一 御当地之諸寺院着座有之門首、翌廿二日四ツ時 御本丸へ罷出、謁御家老御祝義可被申上候、其外之寺社家

ハ寺社奉行於宅御祝義可申上候、
一 御着城当日、組中之諸士先規之通 御城下へ罷出、同

廿二日四ツ時 御本丸へ罷出、御祝義御帳ニ相付、退去^⑦仕候、

一 在番之琉球人、同廿二日九ツ時 御本丸へ罷出、御用人へ相付御祝義可申上候、

一 移地頭・寺院着座有之門首者御当地へ罷越次第、致登城御祝儀可申上候、其外之寺社家者於寺社奉行宅御祝義可申上候、

一 諸外城衆中兩人ツ、同廿二日ヨリ廿九日迄之内罷越、

御精進日間、御祝儀帳ニ可相付候、右日限難罷越遠方外城之儀者罷越次第、御精進日間御帳ニ可相付候、

右之通、御両殿様御祝儀可申上候、此旨表方へ致通達、御側方・御勝手方へモ可相達候、

寛延四年六月十五日 (島津久岳) 主鈴

三二八

一 太守様御着城当日御手当之儀、先例 御下節之通間違無之様、御側方・御勝手方へ相達、可承御役々其外へ不洩様可致通達候、

六月

(島津久岳) 主鈴

三二八

一 御着城当日、苗代川御立、

一 御着城御左右、御下屋敷へ申上管候条、足輕式人月番御用人方へ差置、御家老ヨリ之手紙持セ可遣候、

一 西田山王・同橋枿形辺ニ足輕式人ツ、召置、御左右可申越候、

一 御礼使被差立候次第、先例之通、

一 虎之間へ御用人老人詰居、時々之御左右御家老衆へ可申遣候、^⑧

但、御近習役へモ可相達候、

一 御用人座へ奥大番早晚之通召寄置、御奥へ時々御左右可申上候、^⑨

一 御通路筋、西田町・千石馬場ヨリ 御下屋敷前通、御

本門へ盛砂・飾桶、御城内布砂、立番所例之通、

一 当番之御番頭老人虎之間前へ罷出、当番之小番・大番

御番所へ老人ツ、相揃、余者虎之間東之方可罷出候、

一 表御小姓兩人梅之間之内入口へ可相詰候、

右之外、諸御役人勤場等へ罷出候儀トモ、都而如例可申渡候、

寛延四年六月

主鈴

二三八三

一御着城之儀、兼而御日割被究置事候へトモ、御中途川御支等ニ而御日割違相成、公儀御精進日者勿論、御内輪御日柄ニ相当リ候節、於御中途御繰合、御精進日間ニ御着城之御事ニ而、以来モ成長御繰合可為在候へトモ、依時宜数日御日柄相統、御繰合難被相調節者、御内輪御日柄之義者無御構、御着城被為在、御祝并御祝義申上候義、翌日ヨリ先御精進日間ニ可被遊旨被仰出候段申来候条、可承向々へ可申渡候、

享和^{イ三亥}二戌三月
(頭姓久衛)
 信濃
 川上九戸

二三八四

一御上下之節、外城衆中御先御供、只今迄者御先御備之御先供之間ニ仕来候処、此節ヨリ御先御備之先へ御供被仰付旨被仰出候、右ニ付而者、御供之中途御目付ヨリ可致差図候間、其通御供可相勤旨、出水ヨリ伊十院迄之諸所へ御供御用人ヨリ可申越候、此旨地頭・月番

御用人へ申渡、可承向々へモ可申渡候、

安永六年西五月

(島津久金)
左中

(喜入久福)
主馬

二二八五

一(重要)中将様御光着之節、御先備之分者表御門外駒寄内左右へ繰合、御手廻御手道具者屏子御門外張番所之方へ相迎、御茶弁當・御茶箆之義者御式台前へ入、左之方へ相迎、中小姓者屏子御門外左之方へ可相扣候、(重要男、忠厚)一雄五郎様御先供中小姓之義モ前条同断引次相迎、御跡御道具ハ都而御式台前へ入付、左之方へ可相扣候、一御手廻御道具外ハ都而南御門ヨリ繰入、御広敷前辺へ片付可召置候、

一御跡乘御供之面々者若党・草履取召列、外供廻り者西辻番所ヨリ南泉院之方へ可為相扣候、其外御供人数之為持道具又者等モ右同所へ可為扣候、(右)右之通、御目付其外可承向々申渡、行列直シモ可申越候、

寛政四年子十月

(市田教國)
勘ヶ由

中将様御下向、二丸御差支ニ付御本丸江御着城之御次第

一二丸御門御里通、桜之間御中門ヨリ 御入、

一桜之間御中門外へ御家老・若年寄・大目付、

一桜之間へ月番之御家老・御側詰・月番之若年寄・同之

大目附・御側御用人・御側役・奥向人数、右へ罷出、

一御書院へ 御着座、

但、御服紗小袖・御半袴、

一御着城之御礼使

右、御目見、 御意有之、御家老御取合、退座、

但、御礼使服紗小袖・半袴着之、

一御座之間へ 御着座、

島津若狹殿・島津兵庫殿・島津越後殿・島津静山殿・
島津玄蕃殿

右、一同出座直ニ被着座 御目見、恐悦被申上候、御

家老御取合、 御意有之、又及御出合、退座、

一御家老・若年寄・大目付

右、一同 御目見、 御入、

一島津若狹殿・島津兵庫殿・島津越後殿・島津静山殿・

島津玄蕃殿

右、於椿之間御料理被差出候、以上、

天明七年末三月

一総州様御国元へ御着之事、不案内之者、御着城ト申

事モ可有之候、 御帰国御着城ナトト申間敷候、鹿兒

島江御着ト唱可申候、

右之通、江戸ヨリ申来候条、不洩様ニ可申渡候、

享保七年寅三月

(島津久重)
内記

御光越

一諸郷 御巡見之儀ハ御一代ニ一度ツ、御時節御都合

次第可被遊候、且又 御家督脇為(初カ) 御目代御側役へ御

目付差添ニ而諸郷為見聞可被差廻候、

一加世田日新寺之儀者格別故、御一代ニ一度者可被遊

御参詣候、四本御道具・御手廻可被召列候、

但、最寄之郷者 御光越之節 御参詣候義者尚又可

奉伺候、

右之通被仰候旨申来候段被仰渡、

天明七未正月

二二八九

一 太守様、二月十二日桜島へ 御光越、御滞在、

安永五申二月

二二九〇

一 太守様、亥十二月九日加久藤江 御光越、^⑧其節、序ニ

加治木長年寺・国分正八幡へ被遊 御参詣、 御帰殿

之節金山被遊 御覽、同廿七日 御帰殿、

寛政三亥十月

二二九一

一 太守様、丑十月朔日ヨリ指宿へ 御光越、湊へ同廿二

日迄 御逗留、夫ヨリ山川・頼娃之内・知覧・鹿籠・

坊泊・加世田地頭飯屋、一乘院杯へ 御一宿ニ而、同

廿七日ヨリ十一月十三日迄田布施御飯屋へ 御逗留、

夫ヨリ伊作・永吉・吉利 御通行、日置飯屋へ同十四

日ヨリ同十七日迄 御逗留、伊集院 御通り、郡山東

侯御茶屋へ同十九日ヨリ同廿二日迄 御逗留、同廿三

日 御帰殿之筈被仰渡候、

寛政五年丑

二二九二

一 太守様、当十一月下旬ヨリ田布施へ可被遊 御光越旨

被仰出候条、諸御手当等御先例ヲ以取シラへ可申出候、

尤、都而奥向取計候条、其通可相心得候、

右、可申渡候、

寛政九年巳九月

(高橋權次)
縫殿

二二九三

一来ル十五日四ツ時、 御乗船被遊、加治木へ御一宿、

横川 御昼休ニ而、加久藤へ為 御鷹野可被遊 御光

越之旨被仰出候、日数五六日程モ可被遊 御滞在候間、

向々ヨリ御使者ヲ以書物等御断、其外御一門方・大身分・御女中方・御側方、近外城衆中・寺院ヨリ伺御機嫌并進上物ニ不及候、

一 加久藤其外諸所地頭差越ニ不及、差引人之儀モ差越ニ不及、御近習番所筆者之内ヨリ差引承候様被仰付候、地頭代之義モ分而不被仰付候、御供之御側御用人ヨリ兼務被仰付候、

右之通被仰付候条、不洩様可申渡候、

安永六年酉十二月十日

(島津久健)
仲

外、御休泊附略之、

三二九四

一来ル十五日加久藤へ為 御鷹野 御光越被遊候ニ付、御手当左之通、

一 築地戸渡ヨリ 御乗船被遊、加治木へ 御光着、別紙之通 御泊 御休ニ而加久藤へ 御光越被遊候間、御野立・御立場之義者随分手輕ク取建、道橋等之義者落所迄取持、夫立不相掛候様可取計候、

一 御昼休・御小休之所へ、所有物御棚飾可致候、御供^⑧

之士限、御吸物・笠飯類、足輕以下へ懸束メシ・染物類、所役ニ見合差出候様ニ被仰付候、右外御野立・御立場之所へ者湯水迄ヲ出置候様可致候、

一 所衆中并家来、両三人モ御先私可相勤候、

但、支度羽織・股引可致着用候、

一 諸所辻堅メ、衆中并家来兩人ツ、可被置候、^⑧

但、支度羽織袴、

一 御泊・御休之諸所并加久藤御滞在中、所役者上下着用

ニ不及候、平服被仰付候、

一 加久藤御鷹野最寄宜所へ 御休所輕ク可相調置候、所有物見合、御棚飾可致候、御供廻へ吸物・笠メシ類見合可差出候、

一 加久藤御飯屋御門涯へカリ番所一ヶ所并辻番所二ヶ所見合相調、衆中兩人ツ、昼夜不明様可相詰候、

但、御飯屋近辺、火触時々可打廻候、

右之通被仰渡候間、無間違様手当可申渡候、以上、

酉十二月十一日

山田司

御光儀

二二九五

一大身分ヲ初、御光儀之節、左之通、

一 居宅之儀、致破損候所者兼而修補等相加召置筈候、少々相損候所其分ニ而差置候而モ二三ヶ年者無修補ニ而相濟筈ト存候所モ、被遊 御光儀ニ付而者此分ニ而難差置抔ト之事ニ而、為 御馳走態ト修覆・敷替等イタシ候事候、向後ハ、御光儀ニ付而態ト修覆・敷替等ニ不及、有成ニ而可相濟候、御光儀無之候へ者其儘ニ而差置相濟所ヲ 御光儀迄ニ致修補候義一向無用候、御座廻リ別而相損シ候所者随分鹿相ニ輕ク取繕可申候、一 御光儀之所ニ而勝手へ相詰候一類共ヨリ進上物致来候者モ向後無用候、亭主・妻・嫡子ヨリ進上物者有来通可有之候、夫トモニ此跡進上之品半分ニ相減シ、相中ヨリ可致進上候、

一 御光儀ニ付而前以払除方ニ付多人數相集由候、払除等之義ハ家来ニ而可相濟事候条、脇方ヨリ多人數不相集様可致候、為勝手見合不類ニ本ノ、(不類カ)而難成義ハ式三人モ相頼

候様ニ可致候、

一 御光儀被遊 御立以後、家内御跡祝仕候義ハ其通ニモ可有之事候、然共脇方ヨリ多人數相集、手広御跡祝致候儀曾而無用候、家内之人数迄ニ而一通リ輕クイタシ可相濟候、勝手見廻トシテ相詰候面々、御立以後不致長居、一通リ之祝義申達候ハ、則可罷帰候、且又御立已後為御祝義見廻不申候而不叶面々者、祝義一通リ申達可罷帰候、

右ハ、此節諸事御儉約被仰付候ニ付、御光越先キ向後右之通被仰付事候、御光義ニ付而者亭主ヨリ者随分御取持申上度可存事候得者、御儉約被仰渡候而モ自分ヨリ減少之筋ニ者難仕筈候故、右之通被仰付事候条、可存其旨候、
右之通被仰付候条、御側方・御勝手方・表方、早晚之通可致通達候、以上、

享保十六亥四月

(島津久重)
本

二二九六

一 島津兵庫殿・島津周防殿・島津玄蕃殿・島津筑後殿へ

被遊 御光儀候節、家来拾五人ツ、向後者 御目見

可被下候、召仕置候老女トモ之義⑧先例⑨之通 御目見

可被仰付旨被仰渡、

享保九辰五月廿二日

三二九七

一 御家督為御祝儀、島津左衛門・島津筑後・島津將監殿・

御家老中・島津図書宅へ 御光儀被遊 思召ニ付、段々

被仰渡、

辰五月 享保九年

三二九八

一 御光儀之節、御供士計ニ料理出、足輕類ニハ料理出候

義、此節ヨリ無用ニ被仰渡候、

享保七寅九月

御宮参

三二九九

一 来月六日 若殿様齊興公御宮参御次第

一 当日九ツ時、七本御道具ニ而御広敷御玄⑩関ヨリ 矢来

御門御出、福ヶ迫諏訪へ 御参詣、

但、御下乗之所者御先番之御小姓御刀取之、

一 御太刀一腰

一 御馬代銀三枚 御進納、

一 於神前御幣差上ル、

一 御盛塩

一 御神酒

右、差上候、奥御小姓相勤之、

右、相済⑪ム、御立、 矢来御門ヨリ 御入、外御庭

御堂社江 御参詣、御茶屋へ被為入、御式相済、御里

通 御帰殿、

以上、

御行列

一 御先道奉行 一番払横目二行 二番払横目二行 御目付二行

同付足輕二行 御鞍置御馬同 同沓籠 御供使足輕老人

御堅笠 御挟箱二行 同付御小人頭 黒熊対御二行

定御供御先供行 同行 同行 同行 御長刀

奥御同朋 定御供御先供行 御供目付行 御乗物

御抱守行 御小姓行 御脇指 御小納戸行

御納戸奉行 棒頭老人大小 御側御用人御側役行

御供目付行 当番頭 奥御小姓四人 奥御茶道中

奥御医師左三 小番六人行 御道具右 御豎笠中

御手道具行 御草り取行 御加籠付御小人頭

御茶弁当 使坊主 御供使足輕 御挾箱行 御箕箱

御乘馬行 御馬 同 杏籠 同 御側役供廻

御側御用人供廻 当番頭供廻 又者押行

同 供廻り 供鐘 同 御供馬廻供馬 同

同 同 押行 兩掛御桐油箱 兩掛杏籠

兩掛合羽籠 同 同 同 同 同

又者押行 御家老

御通筋

二三〇〇

(朱書)

一曲礼ハ、歳凶、年穀不登、馳道不除、上下略、

一鹿兒島三町之儀、御上下又者御行列ニ而御出之節、

罷出候町家之者共家内土間ニ罷居、御通掛之節者猶

以相敬躊躇可仕候、婦人幼少之者ハ店へ罷居候而モ不

苦候、尤、御上下之節者御家老行列通過候迄ハ扨居、

前以狼ニ退散致間敷候、左候而、横小路之義ハ板衝立

類ニ而繰違ニ相調、町末家居等鹿末之所右通相調候而

者却而不釣合可有之候間、見計ヲ以戸板囲等ニ而可相

濟候、衝立之義者兼而白木ニ相調格護イタシ置、時々

可相用候、且又 御通筋之町家ハ御先払横目之先へ町

横目又ハ十人役之間兩人、羽織袴ニ而受持之町行次送

ニ可相払候、且又 御通行前以、火之番羽織・半被・

股引等ニ而金棒引、夫々受持之町内度々可相廻候、

右之通、今度 御着城之節ヨリ以来被仰付候旨被仰渡、

天明三卯十月

(島津久健) 仲

二三〇一

一西田町ヨリ此節 御着城ニ而町横目十人役之間、羽織

袴ニ而御先弘可相勤候旨被仰渡置候得共、乙名頭横目
十人役之義ハ麻上下ニ而相勤来候間、先規之通被仰渡
度旨申出趣有之候^⑧付、先規之通可相勤候、左候而、
御先弘之儀者右役目外之者羽織袴ニ而受持之町内次送
可相勤候旨被仰渡、

天明三卯十月九日

(島津久健)
仲

二二〇一

一四本御道具ニ而屹ト 御出之節、辻堅等都而 御着城
御発駕之節之通可申付、尤、 御出之節分而不仰渡段
被仰渡、

(天明三年)
卯十月

(喜入久福)
主馬

二二〇二

一四本御道具其外平日 御出之節、 御通筋へ罷出候者
共一涯重奉敬候様トノ義トモ、先達而申渡通ニ候、右
之節 御通筋之横小路ヨリ猥ニ御備近走リ参候義モ有
之、如何之条、以来左之通可被心得候、

一御通筋へ参掛リ候者、 御行列之御先相見得候ハ、

可成丈横小路へ遠相迎、ソクハヒ罷在、難迎所者ハ
御先弘前以ヨリ蹲踞可罷在候、

一御通筋ニオイテ 御行列御先相見へ候ハ、遥ニ相隔
候而モ横小路行通間敷候、

一御通路之脇小路御見通之場所罷通者、^⑨相隔候而モ
御行列奉見掛候ハ、其所へ平伏可仕候、

一武士小路 御通之節、戸障子鎖之物蔭ヨリ奉拜候儀一
切停止、尤、御通行近辺ニ而モ音立候儀致停止候、

一御出之節者有来候 御先弘横目之儀、向後二番弘ト相
唱、其先へ間ヲ隔、一番弘之横目同心被差越、御通
筋并横小路へ罷出候者トモ制方等イタシ、間遠^⑩所へ
者制方不相通候ニ付、一番二番之弘、扇子ヲ以可致相
図候条、相図次第平伏可仕旨被仰渡、

天明三卯十一月

二二〇四

(二二〇三号行間朱書)

一三本御道具先御延氣御出之節迎モ辻堅メ被仰付来候処、
自今ハ定式御先弘横目外ニ又候横目人数被召重、御先
御後ヲ制、辻々ノ堅メニ者不及筋、此節被仰^⑪候条、

御通筋罷出候^①者、共右之心得ヲ以随分相慎罷在候様、支配頭又者主人ヨリ可被申付置候、就中子共之儀者親兄共ヨリ猶又可申聞候、此旨支配頭并未々之者共江者主人ヨリ屹度可被申渡候旨可申渡候、

寛政七年卯六月

大目附

二三〇五

一表向并略 御行列ニ而 御出之節、御先払御挑灯是迄者梯子目印相用候ヘトモ、向後者御紋付可相用候、大奥ニ而モ御銘々様御紋付御手廻ニ被相用候ハ、右ニ可準候、江戸大奥向ニ而モ都而同前、御手廻同様之御挑灯可差出候旨被仰渡、

(天明三年) 同年卯十一月

但、御先払横目自分挑灯相用候儀ハ有来通、

二三〇六

一物頭月番御目付ハ

御行列又者平日 御出之節ニ有来之御先払横目之儀、向後二番払ト相唱、其先ヘ間ヲ隔、別段ニ一番払ト横

目四人同心相付被差越、制方イタシ、間遠キ所ヲ一番二番之払、扇子ヲ以可差図候、御鷹野 御装束ニ而不図 御出之節者一番払横目式人同心相付被差越、二番払之儀御場締横目ヨリ相勤、御羽織 御袴ニ而御出之節ハ一番二番共ニ表横目ヨリ右之通相勤、制等ハ都而前件之通相心得候様被仰渡、

同年卯十二月

二三〇七

一屹ト 御出之節、立砂・飾桶等差出候砌、是迄ハ百桶間出候ヘトモ、向後者成丈飾桶可差出候、飾桶左之通、一御城御本門左右ヘ飾桶六重ネ、北御門・ニ之丸御台所・御下屋敷御門其外聖堂・神農堂ヘハ三重ネ差出、御城石垣下并御用屋敷ハ一ツツ、可差出置候、立砂ハ其間ニ見合可召置候、飾桶・立砂間之儀、大底二間半又ハ三間、恰好宜様見合可召置候、諸所御屋敷方モ右ニ可準候、御屋敷モ同断、

一新橋・升方御門^②ヲ当番之向ヨリ三重ネ二三ヶ所、其外卷ツツ、可差出候、吉野橋・西田橋・韃靼冬之内御門、

右ニ可準候、

一 御一門ヲ初、一ヶ所ヲモ領シ⑧候向者表裏門左右へ三重ネ、屋敷掛者一ツ、立砂其間ニ可召置候、尤、御成引受之向者門内へモ見合差出、玄関脇⑨候へ半切・柄杓相添可差出候、

一 右外之向可応分限、平士之屋敷掛者門之左右屋敷境之分ニ差置可然候、置所長屋之依程見合可有之候、間尺之儀者隣屋敷申談、格別遠近無之様可見計候、

一 御上下之節、御休泊共御仮屋・地頭仮屋へ飾桶・半切可差出候、表御門左右へ三重ネ、其外ハ一ツ、置所・間尺・立砂等 御城下ニ可準候、

但、御中門ヨリ被為入候所ハ左右へ三重可差置候、一 御城下并在方ニ而町家ヲ常々丹荷ニ庭簾相添戸口へ可差置候、夜中御通⑩行之節者有合之行灯一ツ、店先へ可差置候、

右之通被仰付候間、兼而飾桶調置候様被仰付、
同年卯十一月

二三〇八

一年頭五社參 御着城 御発駕 御首途之節、御通行之町家并祭礼事等其外何ソニ付人集之節、同心締方又者町火消方等之義ニ而、有来左之通被仰付候、

一 是迄一通ハ有之候得トモ、町火消一町ニ一組ツ、相立、其町名高挑灯又者弓張ニ朱或ハ藍ニ而書記可申候、自然夜中 御着城又者早曉 御発駕之節者夫々店先へ行灯差出、仮令ハ西田町ニハ一会所ニテ勿論外ニモ二ヶ所計見合、店先ニ屏風構イタシ、纏并火消道具相飾、掛之役人火事装束ニ而可相詰候、幕打之義モ不苦候間、見分嚴重ニ有之候様可致候、

但、御道筋会所前通ニ而者見合次第右之振合可致候、何方ニ而モ相詰役人・上役人ハ野羽織・裁着、其外者目印之羽織・形付之紋付可為致着候、目印羽織上・下・西田町ト三段ニ相分ケ候トモ、一与ツ、相分候トモ見分宜様可申談候、且又一町一組ツ、之火消難相立候ハ、与合可致吟味候、

一 御通之節、路繁キ横小路者梯子・戸板類ニ而致往来留、町門戸前有之所不及其儀、戸ヲ占置可申候、

一出火又者何ソ祭礼事等ニ而人集之所ハ、町家自身番ヨリ町内金棒引取締可致候、

一右様之節者同心共股引・黒羽織・真紅緒付之シツテイ指為締可相廻候、御府内ニ而武士・町・寺社共同断、

但、人数ハ見合次第、

一町家又ハ役所ニ而商人トモ御用相勤候歟又ハ何ソニ付

高挑灯・箱挑灯ニ而大文字ニ御用ト書記、依其品先ヲ

払可申候、

一何ソ屹ト立候夜市并祭礼事等之節、町家・役所向ハ勿

論、町家門へ其町之紋歟又ハ何町歟候大丸挑灯一对灯、

其外家之軒ニ挑灯・灯籠之間灯可申候、

一右様之節ハ其向依其事、町家之幕打之義不苦候、前条

之通張番所取拵、火消道具相飾、役人トモ可相詰候、

但、大水溜飾桶可差出候、

一町家 御通行之節、幼少・婦人者土下座ニ不及、乍然

御入ニ而土間ニ罷居候者者勝手次第、

一三町会所之外ハ火見無之候ニ付、其外ニ而見合、梯子

火見取拵、半鐘打掛可致相図候、

但、数之義ハ火消与合ニ応シ可致候、

右之通被仰付候旨被仰渡、

天明三卯十一月十五日

二二〇九

一飾桶・立砂之定

一年頭五社参

一御着城

一御発駕

一御首途

右之通、以来被相究置候、本御行列ニ而間々 御出之

節ハ不及其義候、何ソ訊有之、屹度立候節ハ、其時々

吟味次第可被仰付候、乍然 御光義引受候向者屋敷掛

門内へモ飾桶差出置、玄関脇へ半切・柄杓相添可差出

候旨被仰渡、

同年卯十一月十五日

二二一〇

一飾桶ニ以来、柄杓相添相飾候様被仰渡、

天明四年辰十二月

二三一一

一 是迄差出候飾桶之義、都而同様調来候へトモ、以来相調候向々ハ応身分、其家々ニ而大小又者丸・玉子形等之内少々、恰好相替方都而宜候間、以後相調候向者右通相心得、尤、只今迄用來候分者不及調間⑧數段被仰渡、

天明七年カ末八月

二三一二

一 御領内 御通路筋并横小路 御目障之場所ハ、在所⑨ニ而ハ柴垣或者筵杯ニ而喰違等イタシ候モ有之、左様之所ハ随分見分宜敷様可致旨被仰渡、

天明三卯九月

二三一三

一 御両殿様屹ト 御出之節ハ以前之通払除触申渡、其外間々 御出ニ者払除不及候段、宝曆四戊閏十二月被仰渡置候得トモ、以後之儀者払除触有之方可然義者大御目付衆御談合有之、大進殿鳥津久起ヨリ左中殿鳥津久金・齋宮殿山岡久澄へ被申

出候処、其通可致旨承知有之、以後之儀、何方 御出之段中通御目付ヨリ御目付へ問合有之筈候事、

明和八年卯十月

二三一四

一 四本御道具ニ而屹ト 御出之節ハ御先払有来通、
一 一巻本御道具ニ而屹ト 御出之節ハ御先払横目巻人、御先払足輕有来通、

一 不凶 御出之節ハ御先払是迄之通、

一 一巻本御道具ニ而 御出之義、前以被仰出置候節モ、不屹立折者横目御先払ニ不及、足輕是迄之通、

安永六年酉六月

二三一五

一 大御目付へ

一 御着城 御免駕之節々辻堅之義、人柄吟味之上、堅目之詮相立候様可被申付旨、先達而与頭へ申渡置候、然処武士小路ニ罷出候面々、猶又行義正敷、御通掛之節ハ一涯相敬、御家老行列不過内ハ退散致間敷旨、此

節 御沙汰之趣申来、別紙之通申渡候、右ニ付而者、

辻堅メ之義、与中之面々迄ニ而自然不行届義トモ有之候而者不可然事候条、以来一辻ニ横目沓人ツ、差添、

罷出候面々猥ケ間敷無之様相制候義トモ申談、一涯堅メ之詮屹ト相立候様可被申付候、

天明三年卯十月

(島津久健) 仲

但、横目へ被仰渡候別紙之趣不相遣候故、略ス、

二三一六

一 飾桶・立砂之儀、御省略中ニ 御着城 御発駕、且沓^⑦

本御道具ニ而 御出之節、又者 御光儀引受候向者被

仰渡候、

一 右飾桶之儀、当分在合候分ニ而以後出来方ニ被及、相

損候節ハ右已前之通百桶等相飾候様被仰渡候、

右之通被仰付候条、可承向々^⑧可被申渡候、

享和元年西七月

(川上久致) 久馬 (山田有儀) 伯耆

二三一七

一 御出被遊節、御先ニ参候者共ヨリ 御通被成候^(節脱カ)ツク

ハヒイ可申旨、此跡申聞セ候、向後ハ右之段ニ及間敷

候、殿様ト不存上候而罷通候者ハ馬鹿之類ニ而候間、

其通ニ而差置可申、御通筋脇小路ヨリ罷出候節モ、

シツト可申聞旨被仰渡、

享保三戊三月廿七日

二三一八

一 諸外城 御通路之節、暖・与頭之義者進上物仕、御

目見可被仰付旨被仰渡、

享保九年辰三月

御国元 御首途之次第

二三一九

一 諏訪社へ 御参詣、御盛塩・御神酒上ル、

一 安養院へ 御入、

但、御参府御供之面々羽織袴、

一御前菓子 一御茶 一御煙草盆

一御菓子 一御煮染 一御吸物但、御掛盃

一御銚子 一御肴 一御銚子

右、安養院進上、御名代之節モ同断、

一祇園へ 御参詣、御盛塩・御神酒上ル、

一御乗船

一御熨斗 一御茶 一御榻殿

御休息所 御入

一御熨斗 一御茶 一御盃

一御押 一御銚子

一御供之面々大目付以上へ 御盃被下候、御通ニ相成

御肴銘々被下、

一外御庭御堂社并御看経所へ 御参詣、御盛塩・御神酒

上ル、

右畢而大奥へ 御入、御惣方様 御寄合、

一御熨斗 一御茶 一御三肴

一長柄之御銚子 一御加 一御吸物

一御掛盃 一御銚子 一御肴

一御銚子 一御盃 一御押

一御銚子 一御盃事

一奥向へ御吸物・御酒被下、

一大奥若年寄以上へ同断、

一御広敷向へ同断、

右之通被仰渡、

午十二月廿六日

二三〇

御国元初而御首途

一桜之間・二之丸御門 御出、

一諏訪社へ 御参詣、

御盛塩・御三献

右、神前へ上ル、

一安養院へ 御入、

一院主其外 御目見、

一御前菓子 一御茶 一御料理二汁五菜

一御盃 一御押 一御菓子

一御濃茶 一御後菓子 一御薄茶

右、御部屋ニ而初而 御首途ニ付、安養院ヨリ依頼差
上候、御供之大目付以上御相伴、

一 祇園社へ 御参詣、御盛塩・御神酒上ル、
一 御乗船

一 御熨斗 一 御茶

御帛殿、 御座之間へ 御着座、

一 御熨斗 一 御茶

一 御供之大目付以上 御目見、

一 御三肴 一 長柄之御銚子 一 御加

一 御盃 一 御押

一 御供之大目付以上へ御盃被下 御通ニ相成候、尤、銘々

御着被下、

一 御側御用人・御側役・奥向へ 御酒被下、

一 外御庭 御堂社并 御着経所へ 御参詣、御盛塩・御

神酒上、

右畢而大奥^⑦へ 御入、 御惣方様御寄合、

一 御熨斗 一 御茶 一 式御三献

一 長柄之御銚子 一 御加 一 御雑煮

一 御吸物御掛物 一 御銚子 一 御盃

一 御押 一 御銚子 一 御盃事
一 御菓子 一 御茶

一 於奥大目付以上へ御吸物・御着・御酒被下、
一 大奥若年寄へ同断^⑧被下、

一 御側御用人・御側役・奥向へ御吸物・御酒被下、

一 御広敷向へモ右ニ準シ被下、

一 惣女中へモ同断被下、

二二二二

中将様江戸御国元御首途御式書

一 東 御殿 御首途之次第

一 御吉時 御出、御玄関東御門ヨリ神明宮へ 御参詣、

一 両神前御神酒

右、差上候而奥御小姓勤之、

但、御供之御刀番熨斗目之麻上下、其外御供着服常
之通、

一 御供之御家老・御側御用人老人

右、御行列御跡ヨリ乗輿・騎馬夫々致来候通ニ而御供、

但、着服熨斗目・麻上下、

一神明へ 御先番、 御下国御供之御側役老人・御納戸奉行老人・御小納戸老人・奥御小姓三人・御茶道頭老人・奥医師老人

右之通可相勤候、尤、熨斗目・麻上下・十徳可着之候、
一白銀式杖

右、神明宮へ御進納候付、御使番ヨリ御留守居付役受取之、前以相備置候、

一御帰殿之御道筋（御等）如最前、

一東御殿諸御役人、小番・新番・無役之御、近習通熨斗目・

麻上下、其外以下服紗物・麻上下可相用候、尤、御

下向御供被仰付置候面々者都而可罷出候、

中将様 御下向、江戸御国元御首途・御発駕・御光着

之御式、別冊之通被相定候旨申来候（御朱）、向々へ可申渡

候、

天明七未三月 （喜入久福）
安房

御発駕 御光着之御式銘々之場ニ有之、可照考、以上、

一御吉時 御出、桜之間・御中門・二丸御門ヨリ諏訪社へ御参詣、

一御盛塩・御神酒

右、於神前差上、奥御小姓勤之、

一安養院へ 御入、

右 御目見、

右畢而、

一御前菓子 御茶 御菓子 御煮染 御吸物 御掛盃

御銚子 御肴 御銚子

右、安養院ヨリ差上之、

但、御名代之節モ同断、

一祇園社へ 御参詣、

一御盛塩・御神酒

右差上、奥御小姓勤之、

一御乗船

一御熨斗 御茶

右差上之、

築地 御上り場へ 御乗船如最前 御帰殿、

以上、

二三三二
中将様御国元御首途

正徳四年午

二二三三

一來月十六日 御首途御刻限之儀者朝五ツ時、

一御首途已後 御供之人数、役人ハ御礼日之外袴計ニ而

可相詰候、役人之外ハ御番付ニハ上下着可仕候、

一当御在國中、御用者来月十三日迄被聞召上管候、

一御立前ニハ急成事之外者御用申上間敷候、

一御礼日ニハ被遊 御出座管候、

右之通、承知仕候様通達可有之候、以上、

正徳四年午七月十六日

取次②郎蒲生十兵衛

御発駕之御次第

二二三四

一御座之間へ 御出座、御一門方一同出座、直ニ着座、

恐悦被申上候、御家老御取合 御意有之、再御取合、

一御供之御家老並外御家老一同 御目見、恐悦被申上候、

御意有之、再 御意有而、御前へ相進、被 仰出趣御
請申上候、②之退座、

一若年寄・大目付一同 御目見、右同断、右畢而 御発
駕、御先立御家老、

一月番御家老・若年寄・大目付、御対面所御中段御縁頬
へ相詰、当番頭・月番御用人數舞台へ相詰、

一御一門・島津左衛門・御家老・若年寄・大目付、虎之
間庭上へ被罷出、当番頭・月番御用人右同断罷出、当

番之小番・御小姓ト御番所不明様申談、右同所へ罷出、
右ニ付御手当左之通、

一御対面所其外御座向御掛物・御棚飾先例之通、

但、御対面所御庭ヨリ御本門迄布砂先規之通、御対
面所ヨリ 御出、御桜門・二之丸下升形・千石馬場・

西田町筋違橋 御通行筋辻堅、横目并諸士・足輕動
方、御小姓与番頭・物頭・御目付受持、

一御一門方・同部屋栖、於椿之間二汁三菜之御料理被差
出候、

一御城下ヨリ水上迄之間、飾桶・立砂、火消与差出又者
御先払先規之通、

一諸所御茶屋・御水茶屋飾物・進上物、

一諸地頭差越ニ不及、用達又者大番頭座書役差越、差引

ニ而進上物等先規之通、

一御通路筋郷士・寺院等、伊十院^⑧出水迄之間 御休泊

之所者^⑨伺 御機嫌、輕品進上、

右進上物残り、御家老ヲ始御供之役々へ差送候儀、先

規之通、

一甌島・長島地頭 御中途へ参上之儀、先規之通、

寛政^⑩六子二月四日

二三五

一江戸 御発駕御定日、三月中廿一日 廿二日 廿八日

但、前三日後七日御掛日、

一御国元 御発駕御定日、正月^⑪中四日 六日^⑫ 九日

但、前同断、

右之通、以来被相定候旨被仰渡、

天明^⑬六年九月五日

二三六

一御当地 御発駕 御着城之節、大御目付以上御役中ヨ

リ老人、御泊之所迄御見立為御待受可被差越候、

一右同断之節、御側御用人・御側役之内老人、奥向ヨリ

老人、右同断、

一御一門并御女中方ヨリ御使 御昼休之所迄可被差上候、

右之通 御参府 御下国之節、以来被仰付候段被仰渡、

天明^⑭四辰六月十九日

二三七

一二月十八日 十九日 廿一日

右、御国元 御発駕御定日

一四月廿一日 廿二日 廿五日

右、江戸 御発駕御定日

右、御参勤 御下国ニ付、毎年御国元^⑮江戸 御発駕

御日限、以来右之通御定日被仰付置候間、以上三日ツ、

之御掛日、前年御通路之節宿々へ相達、無相違候様引

結可致首尾旨被仰付候段申来候条、此旨可承御役々へ

可申渡候、

天明七未四月

(島津久健)
仲

二二二八

中将様江戸御発駕之御次第

一御吉時 御発駕、御書院へ 御着座、詰合之大目付以

上 御目見、御意有之、直ニ 御立、太守様御式

台迄 御送可被遊候、御先立、

一東御殿之面々服紗小袖・麻上下可着之候、

天明七未三月

二二二九

中将様御国元御発駕

一御座之間へ 御出座、

島津若狭殿・島津兵庫殿・島津越後殿・島津静山殿・

島津玄蕃殿

右一同、被出座直ニ着座、恐悦被申上候、御家老御取

合、御意有之、又御取合退座、

一御供之御家老

右 御目見、

一御家老・若年寄・大目付

右一同 御目見、御意有之、直ニ 御発駕、桜之間・

御中門・二之丸御門 御出、

一島津若狭殿・島津兵庫殿・島津越後殿・島津静山殿・

島津玄蕃殿

右、於椿之間御料理被下候、

以上、

天明七未三月

二二三〇

文化七年午七月

一二月十五日 十九日 廿一日

右、御国元 御発駕御定日

一四月廿一日 廿二日 廿五日

右、江戸 御発駕御定日

右、御参勤 御下国ニ付、毎年御国元江戸 御発駕

御日限、已来右之通御定日被仰付置候間、以上三日ツ、

之御掛日、前年御通路之節宿々へ相達、無相違候様引

結可致首尾旨被仰出候段申来候条、此旨可承向々へ可

申渡候、

七月

(島津久泰)
將監

二二三三

一二月六日 九日 十五日

右、御国元 御発駕御定日、先達而申渡置候処、御差

支之儀有之、右之通被相替候段申来候条、此旨可承向

へ可申渡候、

但、御掛日等之儀者先達^⑧申渡置通候、

午九月

右近

二二三三二

寛政八年辰

御発駕ニ付御次第

一御座之間へ御着座、

島津周防殿・島津兵庫殿・島津美作殿・島津又八郎殿・

島津玄蕃殿

右一同、出座直ニ被着座、恐悦被申上候、御家老御取

合、御意有之、御取合、再 御意、御取合有而退座、

一御供之御家老

右 御目見、

一御家老

右一同 御目見、恐悦申上候、御意有之、再 御意

有之而御前へ相進、被仰出^⑨、御請申上候^⑩、退座、

一若年寄

右一同 御目見、

一大目附

右同断、

右畢而 御発駕、御先立御家老、

一島津周防殿・島津兵庫殿・島津美作殿・島津又八郎殿・

島津玄蕃殿・島津左衛門殿

右、虎之間庭上へ被罷出、

一御家老・若年寄・大目付

右、御对面所へ御中段御縁類へ相詰、

一御番頭・月番御用人

右、敷舞台へ相詰、

一御番頭・月番御用人

右、虎之間庭上へ罷出、

一 当番之小番・御小姓与

右、御番所不明様申談、右同所へ罷出、

一 島津周防殿・同兵庫殿・同美作殿・同又八郎殿・同玄

蕃殿

右、於椿之間御料理被下候、

以上、

二二三三三

一 太守様九月一日就 御発駕先達而申渡有之候、 御休

泊之通、出水筋被遊 御通路候ニ付、御手当左之通、

一 御通路筋道橋弘除、并横小路・御目障之場所喰違⑧博ニイ

タシ候義トモ、又々⑨は御茶屋・御水茶屋取仕立方、龜末

無之様可被拵候、

一 御城下ヨリ水上迄之間其外、飾桶・立砂・火消道具等

差出之義⑩候、又者御先弘等先規之通、

一 御発駕当日式拾人御備被召列候間、物頭・御鐘奉行・

御弓奉行御当地ヨリ一御泊之所迄被差越候、

一 諸所御茶屋・御水茶屋飾物且進上物等之義、輕キ品差

上候様被仰付候、尤、龜末無之様可相心得候、

一 御通路筋諸所地頭被差越ニ不及候、 御休泊共御供之

内物頭代被仰付、所有物輕品進上被仰付候条、地頭・

大番頭ヨリ為差引、用達書役等差越候儀者先規之通、

一 御通路筋之郷土又者諸寺院、伊十院ヨリ出水迄之間

御休泊所へ為伺 御機嫌参上仕、跡々之通、輕品可差

上候、

一 右進上物残り、御家老ヲ始御供之御役々へ相送候儀、

先規之通、

一 甌島・長島移地頭、 御中途へ参上仕儀者有来通、

右之通被仰付候条、諸事 御下国之節之例ヲ以、無間

違手当有之候様申渡、御勝手方へモ相達、可承向々へ

可申渡候、

辰八月

久馬

御参府御届

二二三三四

貞享三年寅、平山勘兵衛日帳之内

一同廿五日、薩州様芝御屋敷ニ御入、三月中 御参府可

有旨被仰出候処ニ、順風無之滞之故、下ノ関ヨリ御陸
ニ而中国路御通道、大坂へ御逗留ナリ、東海道モ御急

キ御通路被遊候、早朝 御着之故御着前ニ参不得、其

已後早々参上、御近習所へ罷出、御父子様へ御祝儀

御近習衆へ申達候、評定所ニ而肝付主殿殿へ懸御目候、

伊勢十兵衛殿同前、此節之御供御老中肝付主殿殿・種

子島藏人殿・御番頭島津頼母殿・御用人諏訪仲左衛門

殿・野村太郎左衛門殿ニ而候へトモ、昨日御供之衆者

主殿殿・太郎左衛門殿迄ニ而、御跡ヨリ被参答候由ニ

候、松平日向守様取次矢島浅右衛門・戸田山城守様取

次石原半平、右之御衆へ御口上、公方様益御機嫌能

被爲成御座恐悦奉存候、御自分様弥御堅固ニ御勤之由、

珍重存候、私儀、只今御当地へ参着候、爲御案内以使

者申入候、御留主取次衆へ申置候、

御参勤之御礼

二二三五

貞享元子三月、平山勘兵衛日帳之内 但、綱貴公御部屋栖

ニ而、

一明廿八日 御参勤之御礼可被仰上旨、松平日向守様ヨ

リ御奉書当御屋敷へ被遣候、則御步行衆ニ而芝へ差上

候、御請之御書付ニ而御使者税所彌五太夫ニ而被進候、

其已後、明日 御献上物御太刀一腰・黄金十兩・綿百

把・同目錄松平日向守様へ持参、安藤平兵衛ニ而去々

年右之通献上仕候旨申上候処ニ、去々年御献上被成候

ハ、可然旨、日向守様ヨリ被仰候、右御献上物請取可

被参旨、久野庄右衛門へ申渡、請取被申、御目錄右同

断、同廿八日、今六ツ半 薩州様御登 城ニ付而御献

上物星野小兵衛・久野庄右衛門才覚ニ而私罷出候、

薩州様五ツ前御登 城、相良仁左衛門 御先へ罷上リ

致御供候、同役三人者多ク候ニ付而十兵衛殿御跡ヨリ

下乗迄被罷出候、九ツ前首尾能御目見、御献上物等相

納候、退出、直ニ御老中方牧野備後守様・太田備中守

様・松平伊賀守・喜多見若狭守様御出、三人ニ而致

御供候、

島津家歴代制度卷之三拾五

天明ヨリ
万治

(以下二行、本文より補)
供定之事

御家老以下諸御役人自他国旅先御定

供定之事

二三三六

写

①「朱書」とあり
一今度御出生之御若子様、島津兵庫殿・島津周防殿・島

津玄蕃殿同格ニテ、御草リ取衆・御中間刀指之儀、御

挟箱・御^②箱御紋付候儀、御二男様ヨリハ不罷成事之

由被 仰出候、然者於御国元御一門之曆々^(歴)ニテモ草リ

取・中間供ニ召列候節刀指之儀、挟箱・蓑箱紋付ヲ用

③候之儀、堅不罷成筈ニ候、先年被仰渡趣ナトモ段々為有

之由候へトモ、頃日ハ猥ニ有之由モ相聞へ候、此節御

出生之御二男様サへ右通被 仰出候へハ、誰ニテモ草

リ取・中間刀指之儀、挟箱等^④ハ紋付候儀不致遠慮ニ不

叶事之由、此節江戸ヨリ申来候、此段者銘々不案内ニ

テ取違候人モ可有之事候間可被相改候、自然此已後猥

ニ候儀モ有之候テハ不可然事候間、向後ハ堅可被致遠

慮候、以上、

宝永四年亥五月廿一日

二三三七

御家老座端書ニ、御一門・一所・組頭へ可申渡覚ト有之、

一老万石以上之人并寄合以上、其外之面々、年頭又者屹

ト立候折目ニ供廻リ多過候、依之来年頭ヲ始、自然屹

ト立候折目ニテモ若党召列候儀、左之通被相定候、

一老万石以上、先供・馬廻リ都合拾人、

一老万石以下、大身分・大御目付以上之御役人、右同^⑤、

一独礼格并大身分之嫡子、右^⑥同、

一組頭・御番頭已上之御役人、右同四人、先供無用、

一御用人以下、平日鑓為持候御役人、右同三人或ハ式人、

一平日體不為持者、御役人ニテモ右同式、或ハ老人、

一大身分之外者①所持、一所持格・寄合・寄合並ニテモ無役之

者ハ、千石以下右同式人、千石以上ハ三人迄②はモ不苦候、

一小番・大番、無役之者ハ右同老人、右格ニテモ御役人

ハ式人迄③は、不苦候、

右之通被相定候、当時之儀者從 公義茂供廻等之儀都

テ御減少之時節ニ候間、此旨ヲ存、右供定之上、若党

相重召列候儀堅無用候、勿論、尤、供定之人數ヨリ減

候④て召、列候儀勝手次第ニ候、御役人之内与力有之者ハ右

若党之外ニ可召列候、尤、兼テ被仰渡置候通年頭之外

家来へ上下着セ供ニ召列候儀無用可仕候、此旨不洩様

ニ可被致通達候、已上、

享保九年辰十二月

(伊集院久矩
藏人)

二二三三八(の1)

一島津玄蕃殿・島津兵庫殿・島津左衛門・島津大学・島

津筑後、右妻女并嫡女屹立候節、長刀等為持候儀勝手

次第候、供廻等之儀當時之砌候故、輕可被致候、右人

數嫡女之儀、縁付無之内右之通ニ候、縁付有之候テハ

夫之格ニ可被準候、且又挑灯紋所之儀、右人数之内本

十文字被用候人妻女・嫡女之儀者、本十文字被用候儀

不苦之⑤候、嫡女縁付有之候節ハ夫之紋所ニ可被準候、

右之通可申渡候、屹ト申渡儀ニテ無之候間、無心得ニ

テ可申渡候、

寛保三亥十二月

(島津久矩
大藏)

(二三三八の2)

⑥により補、行間朱書
一本文ニ付、年頭供廻上下ハ正月者七日迄着用被為致事

候得共、本文人数者勿論、寄合已上之妻女者、正月ハ

七日過又者間ニも屹立候節、供廻り上下着用被為致候

儀不苦旨被仰渡候、

寛保四年子正月七日

二二三三九

写

安永二年

一年頭 先供七人

一五節句 先供五人

一月次 先供三人

右、大身分先供、此節ヨリ右之通被仰付候、

朱書 一先供九人 年頭并屹立候節 一同七人 五節句

一同五人 月並登城

右、御一門

安永二巳五月

二三四〇

一年頭 先供三人 一若党四人 一对挟箱 一手鐘

一長柄 一乘馬 一沓籠 一合羽籠 一押兩人

一五節句 先供兩人 若党四人 对挟箱 手鐘 乘馬

合羽籠 押兩人

一平日 若党四五人 御挟箱但、御礼日記 手鐘 長柄

合羽籠但、天氣次第

右、御家老

一年頭 先供兩人 若党四人 对挟箱 長柄 手鐘

乘馬 沓籠 合羽籠 押耆人

一五節句并平日 若党四人 片挟箱但、御礼日記 長柄

乘馬但、五節句計 手鐘 合羽籠但、平日、天氣次第

右、若御年寄・大御目附

一年頭 若党三四人 片挟箱 長柄 手鐘 乘馬勝手次第

雨道具天氣合ニ付テハ勝手次第

一五節句並平日 若党兩三人 長柄勝手次第

片挟箱右同但、五節句計 手鐘 雨具天氣合ニ付テハ勝手次第

右、寺社奉行ヨリ寄合迄

一年頭 若党三人 片挟箱 長柄 手鐘

雨具天氣合ニ付テハ勝手次第

一五節句并平日 若党兩人 長柄勝手次第 手鐘

雨具天氣合ニ付テハ勝手次第

右、御用人ヨリ御近習役・寄合並迄

一年頭 若党兩人 片挟箱勝手次第 長柄右同断 手鐘

雨具天氣合ニ付テハ勝手次第

一五節句并平日 若党耆人 手鐘但、五節句計、物頭之儀ハ平日可為持候

右、御留守居ヨリ納殿役人迄

一年頭 若党耆人

右、六人賦以上御役人

但、五人賦ヨリ以下御役人之儀者若党召列候儀無用

イタシ、草り取迄可召列候、尤、平日之儀者都テ草

り取耆人、

右者供廻リ、先達テ被定置候へドモ、此節ヨリ右之通被仰付候条、此旨致通達、御側方・御勝手方へハ写ヲ以可相達候、

安永二年巳五月

(喜入久福)
主馬
(島津久健)
仲

三三四一

一 島津玄蕃殿へ

此程中間刀指馬牽ヨリ聞得ニテ、御沙汰之趣有之候処、

中間差支、足輕ニ馬為牽候故、刀指候旨申出、縦足輕

ニ牽セ候共刀指セ申間舖旨申渡有之、右ニ付、兵庫殿・

周防殿・玄蕃殿中間・草履取刀差之儀無用可仕旨、先

年 総州様被 仰出置趣有之候処、同様相心得候哉、

中間・草履取刀差候儀ハ於江戸モ此御方様ナラテハ、

外ニ差テ無之候、左様成訳ヲ以、無用之筋ニ為被仰

渡事候間、此旨ヲ存、刀指之儀堅無用可申付候、

一家来共へ肩衣為致着用召仕候由候、此儀モ国持御大名

之外ハ城主迎モ不罷成事候、左様成 思召ヲ以、但

州様御隠居被遊候以後、平日被召仕候者ニハ肩衣御着

セ被成候処、為倍臣家来共へ平日為致着用候、無案
内心得違ニテ可有之候得共、我儘之仕形ニ相見へ候間、
堅無用可仕候、

一 中間・草履取刀指候儀、他国又者江戸往来、御領内ニ

テモ田舎へ差越候節、供ニ召列候時分中途刀指候可申

候、尤、先キニテ中間・草履取之勤イタシ候砌ハ一

本指候テ可被召列候、余事ニ召仕候節者当分之通刀差

候儀者其通可有之段被仰渡候、島津左衛門・島津筑後

へ茂右通被仰渡候趣為心得申渡候、

享保九辰閏四月廿日

三三四二

写

「朱書」
明和五子年御儉約ニ付供定朱書之通大同小異

一年頭

一 若党六七人之間、上下三迄

但、右之内先供三人被列候儀者御一門方計、右外先

供無用、方石以下大身分独礼之儀者若党五六人之間、

一對挾箱 一長柄 一手鐮 一乘馬 一沓籠
一合羽籠

右、五節句并平日

一若党四五人之間

但、

〔朱書〕
万石以下大身分独礼之外者三四人勝手次第、

但、御一門方外者三四人勝手次第、

一片挾箱 一長柄但、天氣合ニ付テハ勝手次第

一手鐮 一乘馬勝手次第 一沓籠右同断

一合羽籠但、天氣合ニ付テハ勝手次第

右、御一門方・大身分其身独礼万石以上、島津左衛門

一列、右之内ニテ茂供廻相減之儀者勝手次第、

年頭

一若党五人四人之間勝手次第 一片挾箱

一長柄但、天氣合ニ付テハ①ては勝手次第 一手鐮

一乘馬勝手次第 一沓籠勝手次第

一合羽籠但、天氣合ニ付テハ勝手次第

五節句并平日

一若党三四人之間勝手次第

一片挾箱但、平日持セ候ニ不及、五節句計為持候儀勝手次第
一長柄但、天氣合ニ付テハ勝手次第

一合羽籠但、同断

右、御家老供廻

年頭

一若党四人 一片挾箱 一手鐮

一長柄但、天氣合ニ付テハ勝手次第 一乘馬勝手次第

一沓籠但、右同断 一合羽籠但、同断

五節句并平日

一若党三人式人之間勝手次第

一片挾箱但、平日持候ニ不及、五節句計為持候儀、同断

一長柄但、天氣合ニ付テハ勝手次第 一手鐮

一雨具但、天氣合ニ付テハ勝手次第

右、若年寄・大目附

年頭

一若党三人式人勝手次第

一長柄但、天氣合ニ付テハ勝手次第

一片挾箱但、平日持セ候不及、五節句計持セ候儀勝手次第

一乘馬 一手鐮 一雨具箱天氣合ニ付テハ勝手次第

五節句并平日

一若党耆兩人勝手次第

右、寺社奉行ヨリ寄合迄、大番頭ヨリ寄合迄

年頭

一若党式人耆人勝手次第 一手鐘

一雨具天氣合ニ付テハ勝手次第

五節句並平日

一若党耆人 一手鐘 一雨具前条同断

右、御用人ヨリ御側役・寄合並迄

年頭

一若党耆人 一手鐘 一雨具前条同断

五節句並平日

一若党耆人勝手次第 一手鐘ニ不及

但、物頭之儀者当番之節計鐘為持、又ハ何^④、依勤^⑤

方屹立候節者有来通其通、其外御役々右体之節者総

テ有来通、

右、御留主居ヨリ納殿役人迄、小十人頭迄

年頭

一若党耆人勝手次第

右、六人賦以上御役人

但、六人賦以下御役人之儀者召列候儀可致無用者草

履取迄可召列候、平日之儀者草履取召列候儀モ勝手

次第、

右之通、当年ヨリ七ヶ年ヲ限リ被仰付候、采女^(妻カ)供廻之

儀モ右ニ可準候、御儉約年限中被仰付供廻之内ヲモ減

候儀勝手次第可致候、妻女供廻之儀モ右ニ可準候、

右之通被仰付候条、向々へ可致通達候、

明和五年子八月

左京

藤馬

久馬

伊織

縫殿

伯耆

(西^マ六月)

二三四三

一ヤツレ^②テ罷出候節、家来共へ股立為取候モ相聞得候、

家格並御役格供廻外、右体ヤツレ之節者、若党シユス

モ、立、

但、^{②聖堂}稽古場杯へ為稽古罷出候面々、^{②聖堂内}股立為取候

儀ハ勝手次第、

一御一門内ヲ初、諸士妻並家中之人ニ至、平日迎モ若党

半股立又者シヌス股立之間、先私並供押^{②押}ハ有来通股立、

右之通、無屹ト寄々可致通達旨被仰渡、

天明元丑六月

(島津久健)
仲

二三四四

御城内供家来左之通

一御家老 侍四五人・小者老

一若年寄・大目附 侍四人・小者老

一右番頭ヨリ当番頭迄 士三人・小者老

一御側御用人ヨリ御側役迄 士三人・小者老

右之通相心得、無役之面々モ右振合ヲ以可召列、其外

ハ下馬下乗ニ可差置候旨被仰渡、

天明八申八月

(島津久邦)
和泉
(菱刈実祐)
大炊

委曲下馬之部ニ入、

二三四五

一大御目附格已上

右、年頭・節句日乘輿被仰付置候へトモ、向後年頭計

乘輿被仰付候、

一御役々召列候若党、向後年頭・五節句計羽織為致着、

平日者勝手次第可致候、

但、年頭上下為着候面々者有来通、

右之通被仰渡候条、不洩様可申渡候、

安永四未九月

(小松信香)
帯刀

二三四六

一大身分

右、御名代勤之節迄乘輿ニテ相勤候へ共、以来屹ト立

候節者乘輿御免被仰付候、

安永二巳五月

二三四七

一大御目附身分格以上^{②ナシ}

右、年頭・節句日計乘輿被仰付候、

一寄合以上

右、御一門之所ヲ初、同輩相互ニ馬・駕籠ニテ見舞之
門之地幅迄、乘輿・下馬・下乗可致候、

安永二巳五月

二三四八

一御一門・大身分・御番頭、御礼使被仰付於江戸勤^{①方}之
節者、御取立被仰付事候間、向後左之通手廻ニテ被差
越候様被仰渡候、

御一門・大身分

一弓台一肩 具足箱一竿 刀箱 馬印对鐘之間 对挟箱

打物 乗物 士拾五人計・与力𠵼人

手鐘 草り取 長柄 茶弁当 両掛挟箱二荷

馬^{①厨} 料桶 合羽籠五荷計 足輕中間九^{①人}

御番頭

一具足箱一荷 挟箱一荷 家来七人計・与力𠵼人

手鐘 長柄 草り取 合羽籠二荷

右之通被仰渡候、

安永三年午十二月

二三四九

天明元丑五月

一大御目附格以上、登城之節其外自分事ニテモ屹立候節、

对之焼灯^{①挑}一对、供挑灯見合、定紋付可相用候、

一御側役並以上同断之節、对之挑灯可相用候、

一御用人以下御側役並迄家来𠵼人ツ、召列来候ヘトモ、

諸節句^{①平日②夜} 者兩人之内勝手次第可召列候、

引札^{①行間朱書} 本文ニ付而も、平日兩人召列候而も不差支程之

人者其通ニテ、依所帯相調人ハ𠵼人召列候而も不苦候、

宜方可致儀者主人見合次第可有之候、△

一御側役並以上、諸節句片挟箱可為持候、

一右同以上、平日長柄勝手次第、

▽^{①行間朱書} 本文、平日長柄為持候而も不差支人者其通ニても、依

人柄者不為持候而も不苦候、

本文ニ付而も前条供廻り引札之通準可相心得候、△

一諸御役々、右御代参其外勤事並自分事ニテモ屹立候節、

応場所柄不見苦候様、供廻勝手次第可召列候、

丑五月

二三五〇

一大目付以上、台輪・駕籠相用來候へ共、一往歩行乘馬
駕籠勝手次第被仰付、供廻等モ右之考ヲ以相減、年頭・
節旬日計当分ノ通相心得候様被仰渡置候へ共、成丈ケ
台輪・駕籠馬相用、依事而者歩行茂可有之候旨、此節
御沙汰之趣江戸ヨリ申來候条、可承向へ可申渡候、

文化六巳三月

(顯桂久翁)
信濃

二三五一

一御当地ニテモ草履取・鍵持・中間黒染兵次為致着用來
候得共、何レモ不^{①勝}手之次節候間、自今以後之儀者屹
御出之節御供相勉候者之草履取・鍵持・中間迄茂何色
染ニテモ為致^{②着}用候様可相心得候、他所ニテハ格別之
事候間、以前之通黒染着用致サセ候様被仰渡、

享保十五年戊十月三日

二三五二

一御一門・大身分

右、妻女並嫡女屹立候節長刀等被為持候儀勝手次第候、

供廻リ等之儀當時之砌ニ候故、輕可被致候、右人數嫡

女之儀、縁付無之内右之通ニ候、縁付有之候テハ夫之
格ニ可被準候、且又挑灯紋所之儀、右人數之内本十文
字無用ニ候、右妻女嫡女之儀者本十文字被用候儀不苦
候、嫡女縁付有之候節者夫之紋所ニ可被準候、

一寄合並以上

右者、年頭又者身ニ付屹立候節、女中之供之若党、且
又生子男女共ニ宮參之節、供之若党麻上下可為致着用
候、婚姻之節モ供之若党上下可為致着用候、乍然聲舅
之内小番已下之人有之候節ハ其人供之若党者上下着用
ニ不及候、尤、寄合並已上之人若党者上下可為致着用
旨被仰渡、

延享二丑二月十三日

(島津久純)
大藏

二三五三

写

一島津^(久柄)但馬守殿、御当地滞在中供廻別紙之通ニテ登城可

致旨、不洩様可致通達候、

安永七戌九月

(小松清書)
帯刀

二三五四

寺社奉行已下無役之一所持ヨリ寄合迄

一若党三人 一片挾箱 一長柄 一手鍵

一乘馬勝手次第 一合羽籠

御用人ヨリ寄合並御留主居迄

一若党式人 一片挾箱 一長柄 一手鍵

一合羽籠

御納戸奉行ヨリ聖堂奉行迄

一若党老人 一片挾箱 一手鍵 一雨具

右之通召列、若党之儀ハ羽織着用可被申付候、

安永七年戊九月十九日

取次^⑨△久連
桂左右衛門

二三五五

寺社奉行已下御番頭迄

一若党三人 一長柄 一合羽籠

御用人ヨリ御近習役迄

一若党式人

御留主居以下

一平日之通

右之通、但馬守殿滞在中、供何レ羽織着用、見苦敷無之様可被申付候、登城之節又ハ客屋へ見廻之人者昨日被仰渡候通可被相連候、

右者、此節但馬守殿御越ニ付、供廻之儀昨日被仰渡候へ共、右之通被相替候、

戊九月

取次
顯娃^(久連)
波江

二三五六

御城近火之節、御城内供定

一御一門

若党四人・草り取・弓張挑灯四張

但、若党持之、

一島津左衛門・島津美濃・島津図書・島津筑後・島津出

雲

若党三人・草り取・弓張挑灯三張

但書同断、

一御家老・若年寄・大目付

若党三人・草履取・弓張挑灯三張

但書右同断、

一大番頭已下御側役已上

若党式人・草履取・弓張挑灯式張

但書同断、

一大身分・寄合並

若党式人・草履取・弓張挑灯式張

但書同断、

一右之二男三男

若党老人・草履取・弓張挑灯一張

一御留主居ヨリ小十人頭迄

右同

一用達之儀者勝手次第、右外供廻ハ下乗下馬ヘ可残置候、

右之通、向々ヘ可致通達候、

天明七年未八月

(參川東祐)
大炊

二三五七

落穂集

一大玄院様御子様禰寝仙十郎殿(清雄)
(網實男、島津久洪養子)

(久当)
將監殿
御養子
島津権七殿
御養子

御下リ脇者、先供六人・駕籠廻リ六人・御牽馬・対挟

箱・蓑箱・立笠・合羽籠五荷・供押式人ツ、被召列、

殊之外結構成御手廻ニテ候、(網實男、島津久洪養子)
又之進⑧函書殿ハ尚以之儀

ニテ、是ハ先ヘ対挟箱・先鑓御先持セ、御先供モ八人

計ニテモ可有之哉、六人ヨリハ多キ様ニ覚申候、御駕

籠廻リ已下之行列御舎弟様ヨリ宜敷様ニ有之、別テ賑

カナル世上ニテ候ヘ共、後者右之御仕出者相止申候、

一其以後程過、供定有之、万石以上若党十人、万石已下

大身分若党七人、御家老衆同断、万石以上之部屋栖独

礼之面々若党六人、組頭・番頭四五人、御用人二人三

人、其已下諸士等ハ若党式人ト被仰渡候、是者將監

殿御首尾之由為承事候ヘ共、久敷事ニテ候間、員數違

為申儀モ可有之候、

一其後、島津備前殿⑦御城、島津筑後殿、乘輿御免被仰

付候、依之備前殿者上方駕籠之者御抱下、毎日⑧御出

勤ニモ先供三人ツ、被召列、片挟箱・手鑓・立笠・惣

ヤツコニテ、御屋敷ヨリ千石馬場小路ニ御下リ、行列

ニテ御出仕有之候、右通御役人駕籠御免ト被仰渡候已

後者、花岡之周防様・垂水之玄蕃様定御駕籠ニテ有来

候ヘ共被成御遠慮不被為召下、⑨兵庫様者無御構被為召

候付、何方ヨリ之御沙汰ニ候哉、何様成訳ニテ被為召候哉ト御尋有之候へ者、我等儀ハ、(綱忒)泰清院様御子之故

前々ヨリ乗来候ト被仰上、重テ御沙汰被成方無之由、

一御乗物之儀、御子様方者 殿様御乗物同前ニ網代輿ニ

テ有来候処ニ、宝永三丙戌之年、都テ網代輿被成遠慮、

腰板春慶塗ト被仰出、皆其通相改候、網代輿之儀者江

戸ニテハ御大身ニテモ固持以上御免之事候へハ、御遠

慮可有之処ニ、大形之儀ニテ有之候、

一右之 仰出ハ、(吉兼男)忠五郎様御誕生之年ニテ、忠五郎様

御乗物モ腰板春慶ヌリニ出来申候、

御家老以下諸御役人自他国旅先御定 道中之場可

見合

二三五八

朱書

一御家老・大目附以上御用ニ付近在通行之節、庄屋為案

内可罷出候、

右同

一右同断、諸所船路之所へ被差越候節者、⑧津畑へも町役共可罷

出候、尤、右外出役等是迄心入ヲ以仕来候儀者其通可相心得候、

右之通申渡、尤、右式之節者前以向々御用人へ可承向

へ可申渡候、

天明七未十一月

二三五九

一御家老・大目附以上、御用ニ付諸郷罷⑧通候節者郷士兩

人ツ、是迄之通可相心得候、自分通行之節逆モ案内

等差出、輕者共参逢候節失礼無之様ニ制可罷通候、

一大御番頭・御側役以上右同断、御用ニ付罷通候節郷士

罷出ニ不及、村役、町ニ者町役罷⑧出先立致案内等⑧候

様可相心得候、

右之通相心得、私領之儀モ右ニ可准旨被仰渡、

天明六年七月

二三六〇

⑧朱書とあり

一御領内勤方等ニ付諸郷へ差越候節、行キト唱来候へト

モ、何方へ差越又ハ相越ト相唱、何事モ行キト申儀ハ

可相除旨被仰渡、

天明五巳十二月

(島津久起)
近江

二二六六

一 御領内旅行之節、是迄者角取紙之鍵印用來候へトモ、

向後不及其儀候、尤、倍臣之儀ハ其家々ニテ相究候鐘

印可為持之候、他領へ罷出^①節者是迄之通可相心得候、

天明七未六月廿九日

(市田教國)
勘解由

二二六二

一 江戸詰付テ御家老間之道中二本道具・弓台一肩相持セ、

其外手廻ハ右ニ準^①召列管候、御役々之面々間之道中

之節心得ニモ可罷成^①候間、可承御役々へ此段寄々可

相達候、以上、

享保十七年子七月

(樺山久初)
主計

二二六三

一大御目附格已上之面々、湯治・墓参・私領御暇等其外

公私共右類遠近外城へ差越候節ハ、為持道具具有来通ニ

テ、於旅宿ニハ幔幕打セ候様被仰付候、

但、幔幕打候儀者勤方ニ付テ被差越候節ハ屹ト打セ、

湯治其外自分事ニテ差越候節ハ勝手次第可被仰付候、

乍然先御国内ハ右之通有^①儀者人々ニ相心得、往々

不取違可成長ハ幔幕打セ候様可致候、

一 寄合並已上並物頭御役已上、右同断之節ハ手道具為持

差越、於旅宿ハ幕打セ候様被仰付^①候、

一直触以上御役、右同断之節者手道具為持可差越候、

一 御普請奉行以下御役之面々、勤方ニ付テ差越^①節ハ手

道具為持差越、自分事ニテ差越候節ハ勝手次第、

一 勤方ニ付テ諸外城へ差越候面々、於旅宿ニ宿札出候儀

者先達被仰渡置候へトモ、間ニハ無其儀趣相聞得候間、

御役人ハ勿論、諸士其外公私共都テ宿札出候様被仰付

候、

一 他国へ罷出候節幔幕并マク打セ候家格・御役格之儀者

間之道中逆モ有来通可相心得候、

右者、畢竟輕々敷相心得候故、身分不相応、猥ケ間敷

趣モ致到来候間、以来公私共諸外城へ差越候節ハ屹ト

相慎、嚴重有之候様、右通被仰付^①旨於江戸被 仰出

候段申来候旨被仰渡、

安永八亥二月廿九日

二二二六四

(二三六三行間にあり、^②「本書」にあり)

一 御家中之面々、頃日別テ難統之由、於旅召置候家来

右モ心御賦召置事候ヘトモ、向後者心次第勝手宜様ニ

可相減之、外勤イタシ候砌、同役同格之供廻ヲ兼同格

ニ不召列候ヘハ不成合之様ニ存、並候様ニ召列候儀ハ

不入事ニ候、其人之心次第可召列候、尤、相応ニ不召

置候テ難成者ハ其人ノ勝手次第也、左様成者迄モ強テ

減少被仰付儀ニテハ無之候、右不洩様総達可致候、以

上、

但、私領ヘハ申渡ニ不及候、

享保五亥二月十八日 (鳥津久兼) 本

二二二六五

一 諸御奉公人、御当地並外城行共何程輕キ品迎モ進物並

馳走ケ間敷儀、総テ所中之造作致受用間敷旨、先年申

渡置候趣有之候条、弥其旨可相守候、早朝ヨリ遠所ヲ

掛、終日相勉候節者輕キ昼飯出候様受申渡置候ヘトモ、
向後昼飯差留候、
右之通、奉行・頭人ヨリ得其意、支配中ヘ可申渡候、

一通リ申渡置候迄ニテハ程経候ヘハ自然ト緩ニ相成候

条、奉行・頭人代合之節ハ同役ヨリ申知、筆者・小役

人代合之砌又ハ諸檢者其外役々田舎ヘ差越候節者時々

可申渡候旨被仰渡、

享保廿卯八月

(振興旨) 四郎太夫

(種子鳥久基) 弾正

(鳥津久兼) 本

(鳥津久純) 大藏

二二二六六

一 諸御用又者諸御奉公人諸所往来之節、差越候前以送人

馬寄方之儀、先状ヲ以宿場ヘ申渡置候事之由候処、其

当日ニ相成立日限相延候歟、又ハ天氣合等ニテ出立相

延候節者、早々其趣宿場ヘ致問合管候処、間ニ者其成

ニテ差置、或ハ遅方ニ致問合候ニ付、於宿場者余多之

人馬ヲ寄置、終日相待、掛役々ニモ其通之由、其当日

遅方ニテモ出立延引之問合申越、タトヘハ来ル何日ト

申来候節者宿場ニハ其考ヲモイタス筈候処、何々問合^{⑨之}

モ無之砌者於宿場者其翌日モ^{⑩前日}同前寄人馬致手当置候、

間ニハ兩日茂相掛候ユヘ諸百姓至テ及迷惑由薄々相問

得^{⑪候}、不可然事候、近年諸郷相劣、百姓共致困窮、御

高格護モ難成体成立候所ノミ有之候間、郡奉行ヘ茂毎々

取シラヘ方等申渡事候、依之何ソニ付往来候節ハ致問^{⑫之}

合候上、出立日限相延候節ハ其段先方宿場ヘ早々申渡、

重テ^{⑬之}日取等考合、夫費ニ不及方ヲ人々心掛、右之旨

趣不取違様可相心得候、自然大形打過候^{⑭者}有之、跡達

テ相聞候ハ、屹可及沙汰旨被仰渡、

天明六年八月

(川上久金)
頼母

二二二六七

一 近年夫仕並諸出錢米相重候故、諸百姓相劣、依所御高

格護茂難成体成立候ニ付、左之通申付候、

一^{⑮御奉公ニ付}御国行之節、奉行・頭人者有来通、御法之人馬クリ

替ヲ以、駕籠乘候儀勝手次第可有之候、其外御役人以

下駕籠乘候儀停止申付候、雖然老人又者兼テ持痛等ニ^{⑯所}

テ馬上難成人者医師証文ヲ以申出、尤、頭役有之人ハ

其頭役ヨリ医師証文相添申出候ハ、時々吟味之上可

差免、容易ニ者申付間敷候、右之趣御規帳^⑰モ張紙ヲ

以可仕付置候、

一 諸御奉公人田舎ヘ差越候節、水夫不入付筋被仰付候、

御用ニ付諸書付為持遣候節者其所庄ヤ方ヘ時々申遣候

ハ、支無之筈候、

一 他国ヨリ腕具其外小間物類持越、諸所入込居商賈被差

留候、右外夫仕減方之儀共段々被仰渡、

安永七戌十一月

二二二六八(の1)

一 御上下并御光越先御國中御休泊之御用宿、且御鷹方御

用ニ付諸外城相廻候節者、御用宿又ハ諸御奉公人同断、

御用宿々札、以来別紙之通被仰付候、其外之儀モ右準

シ其節之御用筋之訳相分候様相認、名前等書認候様可

致旨被仰渡、

安永六酉五月十四日

(島津久金)
左中

(喜入久福)
主馬

(三三六八の2)

一 御上下并御光越先ニテ御休泊所々御用宿左之通、

御鷹宿何カシ 御馬宿何カシ 御鉄砲方宿何カシ

右之通可相認候、其外右体之儀都テ右ニ準シ候様可相心得候、

御鷹方御用并諸御奉公人諸外城相廻候休御用宿左之通、

御鷹御用宿宮内源内殿 何某殿 御馬御用宿何某殿

御鉄砲方御用宿何某殿 検地方御用宿何某殿

何方御普請御材木御取下方御用宿何某殿

此外右体之儀都テ右ニ準シ宿札等出候様、以来無間違様可相心得候、

二三六九

一 諸郷へ差入之御奉公人三人賄料以下旅宿へハ水夫入付来候得共、一往無用申付、朝夕調旁之儀宿主家内ヨリ取計候様可致候、右ニ付テハ出役之面々向ニヨリ不如

意之儀モ可有之候得共、勘弁ヲ加へ、宿主迷惑無之様可致候、

一 野菜・薪

右、是迄水夫ヨリ入付来候振合ヲ以免役、庄屋之間ヨリ夫費無之様取計可入付候、

一 御用ニ付無抛儀ニテ夫不召仕候テ不叶節ハ、宿主ヨリ郡見廻・庄屋方へ申出可召仕候、左候テ、詰中何御用ニ付何程召仕候段、罷帰候節郡方へ書付ヲ以届可申出候、

一 勤場へ差越候節、弁当着替等持越候儀モ有之、差支候ハ、名役方ヨリ持越方可取計旨可申付候、左候テ、態々夫役申付不為持越、夫立之内ヨリ可成候程可召仕候、

一 普請之場所ニヨリ木屋掛ニテ役々相詰候儀モ有之、①候由候、左様之節一人宿ハ是迄之通ニテ、其外ハ両三人相中ニ水夫可召仕候、

一 郷士役旅宿之儀モ前条同断申付候、
一 諸郷役々用夫召仕候儀、前々ヨリ依郷老人ニテモ可相济向之所へ両三人モ召仕、其郷人夫之儀ハ郷役々①より取

計候仕向、古来ヨリ致来候ニ付テハ、勝手次第召仕候

儀者最安キ方ニ自然相考候テハ甚以如何之至候、百姓

公役之儀ハ別テ大切成事候間、容易ニ不召仕、可洩程^{②成}

減少之方ニ可相心得候、

一 夫仕之儀、一ヶ月分ツ、用夫高夫々名前帳認置、星前^{③別}

イタン、夫数総立、半年分ツ、正月七月両度ニ便宜ヲ

以郡方へ届書可差出候、

一 前条之通、御奉公人旅宿相付候者ハ、日数三日一日分

之公役差引可申付候、

一 内々ニテ其郷錢持合之者へ致借用、隙^{④ヌ}相勉候者モ有

之由ニテ、右之者ハ公役相除候仕向モ依郷有之由相聞

へ不可然候、右体之者有之、夫役相除候テハ、脇々へ

差障候間、右通之儀有之候ハ、借付置候者ハ勿論、

右之百姓迷惑相成候様可申付候、
不之字落敷

一 諸郷へ差越候三人賄料之諸奉公人其外逆モ夫々相当之

賄料御規ヲ以被下置事候間、諸郷差迫無拗訳ヲ以夫仕

減方前文之通申付候条、右之趣汲受、諸事可致勸弁候、

尤、寺社門前・町・浜浦々共ニ、右之振合ニ準可取計

候、

天明六年八月

(川上久島 頼母)

二二七〇

一 御奉公ニ付田舎へ参候者、鉄砲ヲ持参致認等候儀モ有

之由候、御用ニ付テ被差越候事候得ハ、御奉公一篇ニ

仕筈之儀候間、向後鉄砲持参候儀無用ニ候、此旨表方

支配之御役人へ不洩様申渡、尤、与中へ被致通達候様、

与頭へ可申渡候、

享保五子三月二日

(島津久兼 本)

二二七一

一 御家老・御側勤・若年寄、在江戸之節ハ、御定通乘馬

二疋ツ、相立置筈候へトモ、猶又其通相心得候様、先

達テ御内沙汰有之候段被仰渡、

天明七未四月十四日

二二七二(の一)

一 御奉公ニ付田舎行之節、御役人以下駕籠乗候儀停止ニ

テ、持病又ハ馬上難成者ハ医師証文ヲ以申出、尤、頭

役有之人ハ頭役ヨリ醫師証文相添申出候ハ、時々吟味之上可差免候、容易ニ者申付候間數旨去ル戌年申渡置候得共、向後病症之次第、頭役有之者ハ、其座々ハ醫師罷出演説之上、証文医師ヨリ直ニ可差出候、御國人ヘ差出程之者ハ右同断之首尾ニ申付候、左候テ、藏役・津口番所詰諸檢者ヘハ馬線カヘ自分雇申付間數候、為差知極老・持病之者等ニテ馬上難成者ハ、是又前文同断之首尾ニテ申出候ハ、吟味之上自分人足ニテ駕籠乗候儀迄ヲ可差免候間、於宿場人馬手形等見届、自分人足ニテ罷通候者ハ所役之^④右人足方ヘ一切不差構様、郡奉行ヨリ堅可申渡置旨被仰渡、

安永九子八月

(二階堂行且)
主計

(三三七二の2)

別紙之通、去ル子年申渡置候処、漸々緩セ相成、至頃日駕籠乗候者多、如何之儀ニ候、依之頭役有之者ハ其座々ハ醫師罷出演説之上、証文医師ヨリ直ニ差出候様申渡置候ヘトモ、以来之儀ハ、何方御座ニテモ御勝手方御用人座ハ醫師罷出、病症之次第委敷致演説、証文差出、御用人承届候様申付候、依願御奉公方申付候者、

痛所等有之、馬上難成者ハ、於勤先モ其勤方存之儘不相成筋合候間、依時宜者其節之吟味之上勤方可差免候、駕籠御免之内分等申出候節者奉行・頭人委敷承届、医師ヨリ証文等差出候様可申渡候、右ニ付テハ御規模帳^⑤モ張紙ニ^⑥付置候様被仰渡、

天明六年十一月

頼母

三三七三

一江戸詰之御家老 与力三人ツ、
一江戸詰之若御年寄・大御目付 与力兩人ツ、
一江戸詰之御番頭御用人 与力老人ツ、
一江戸・京・大坂御留主居、与力^⑦三候士ニテ候ヘトモ、向後足輕ニ被仰付候間、於京都・大坂欠落者捕者有之節ハ、京・大坂詰之足輕右与力モ可相加候、
一拾人御賦^⑧之、御刀番被仰付候節足輕老人、此外合羽籠持・挟箱持被下候、六人御賦之人ヘ被仰付候節者足輕兩人、此外挟箱持・合羽籠持人足可被下候、右被召付候足輕与力ト申者ニテ者無之候間、時々被召附答候、道中之儀ハ不被仰付候、

一從 公義被仰渡候通、此比モ被仰渡候儀有之候ニ付、^⑧道中人多無之様ニ被成事候、近年者相替候へトモ当年ヨリ若御年寄・大御目附ハ道中鍵四本、御番頭ハ先例之通道中鍵三本、御用人ハ鍵式本被仰付候、

一江戸御供帳御近習役之筆者ハ此内之通候処ニ書、御徒目付ハ若御年寄之与力之次ニ書可申候、左候テ、片書ニ何某支配之何某ト書可申候、其次御用人与力書可申候、

一御近習役ニ不相付御徒目附者、御近習役之支配之御徒目付ト可申候、御近習役へ老人ツ、相付^⑨御徒目付之儀ハ、右之通何某支配之何某ト可申候、

一諸御奉公被仰付候砌、前以其者之シラベ、此間大御目付・御近習役相シラへ候へトモ、大御目附計之シラベニテ御近習役シラベニ不及候、

享保三戊四月

二三七四

一御供立間之上下、道具印・小荷駄印、此度被相改之、

向後ニ自分調ニ被仰付候間、本形之通可相調候、小荷

駄印・駄荷印此節ヨリ一樣ニ被仰付候、木綿布・絹類其外同様之物ニテモ、色サへ不相替候得者不苦候、程比大小ニ御構無之候、

一御家中荷駄^⑩札者薩州何某ト可相記候、宿札ハ松平薩摩守内何某ト可相調候、

一武器馬具其外衣類等異様之儀仕間敷候、就中武器馬具之儀者夫々之用方之道理ニ不相叶、見分迄之内数寄ヲ調候儀不可然候条、常々其旨ヲ存知相調可申、馬具輕房之儀無用ニ可仕候、

右之通、於江戸被仰出候間可申渡之由ニテ、道具印・小荷駄印本形被差下候間、右本之形通相渡候条、得其意可被申渡候、

一二疋龍之紋所之儀、御由緒有之候ニ付、^⑪向後致遠慮可然之由御沙汰候条、此段寄々可申伝之由江戸ヨリ申来候間、右道具印・衣類等之儀申渡候序ニ可被相伝候、右之通被得其意、支配中儘可被申^⑫者也、

享保二酉六月六日

御家老座印

二三七五

一 御參勤・御下国共、御道中御供之面々宿札、御名内何某ト書記来候得共、向後御関札内者不及肩書姓名迄ヲ相記候様被仰付候、尤、御関札外間道中同前、薩州何某ト可相認候、

明和四年亥十月十八日

二三七六

一 御上下之節大里御乗船并御船卸之節、兼テ袴・野褌致着用候者、都テ野褌可致着用候、其外之所者去ル戌年被仰渡置候通可相心得候、

明和六年丑十二月

二三七七

一 御着城、其外何ソニ付御国元被差立候御礼使、羽織袴致着用来候ヘトモ、向後羽織・野袴着用ニテ罷出、勿論道中筋并江戸御国元へ着当日迄モ同様相心得候様被仰出候、且又御上下之節御供之面々野袴着用之儀ニ付テハ、去ル戌年被 仰出置候、

一 間之交代ニテ致上下候面々、御国元江戸出立之当日又

者御国元へ着当日モ野袴着可致候、都テ他国へ出候者右同断野袴可致着候、併長崎御附人ナトノ儀者脇々致方ニ可準候、将又御上下之節、徒ニテ御供之面々股引・脚半着用之儀、去々年被 仰出置候、足輕・御中間・御駕籠之者等、夏冬共脚半相用候様被 仰出候、

明和六年丑八月

二三七八

一 就 御上下御船奉行御供被仰付候節者野袴致着、尤、相付役々ニモ褌致事候ハ、是又野袴可致着用候、右之通、御船奉行へ可申渡候、

明和七寅六月

(鳥津久健) 仲

二三七九

一 諸御奉公人田舎へ差越候節、旅道具当用相弁候迄手輕ク取仕立可被差越候、間ニ者荷数多ク、定^①人馬ニテ負兼、助人馬等差出、及迷惑候段相聞得、不可然候条、向後右体無之様申付候、尤、駕籠ニテ差越候人モ四ツ

手駕籠ニテ罷通、台輪・駕籠等一切不相用、宿送彼是

ニ付テモ何篇百姓不隙取方取計候様申付候、

右、支配中へ申渡、奥掛・表方へ茂可相達候、

文化五年子二月

縫殿

高田猛太夫

寛政十一年未九月廿四日 川上九戸

二三八一

一以来、御供立幕宿之面々、刀筒式ツツ、為持候様被仰

付候旨申来候条、向々へ可申渡候、

寛政三年亥三月

(島津久親)
求馬

二三八〇

一諸郷へ被差越候御役々・諸檢者等、逗留中在役等御用

向無之迎モ旅宿へ相詰候諸所モ有之由候間、向後御用

之節計為相詰候様、所役々へ可被申渡旨、諸地頭へ申

渡候間、右之趣旅行之面々へ可申渡置候、

寛政十一年未二月

(川上久致)
久馬

二三八三

一俄ニ江戸上方詰其外他所へ被差越候人、老体ニテ介抱

又者差当之稽古事並家来不得求ニ付、悴・親類之内自

分ニ召列度旨願申来候ハ、無抛候間、吟味之上御免可

被仰付旨被仰渡、

宝永六丑十二月

二三八一

一御上下之節、御供之面々且諸御奉公人他国往来其外御

国旅行之人送人馬受取ニ何勤之訳不相記候受取多ク有

之、不用立、百姓共甚及迷惑候旨、郡奉行ヨリ申出候

条、以来何勤之訳且御用物等才領之節者其訳ヲ書記候

様、向々へ可申渡旨(高橋權次)縫殿殿ヨリ致承知候、以上、

二三八四

▽本文道中之場ニ入筈、誤而此場ニ入、△

一荷物之儀、御定之貫メヨリ少々テ茂過上仕候間敷候、

御定ヨリ重キ荷物ハ於問屋場改筈候、可有其心得候

旨被仰渡、

正徳二辰四月

但、貫目之御定左之通、

一 耆駄荷四拾貫目

一 乘掛人共ニ四拾貫目

一 輕尻五貫目迄之荷物ハ不苦、夫ヨリ重ク候ヘハ本駄賃

罷成候、

一人足耆人持五貫目

一 長持耆竿三拾貫目、五貫目持賦人足六人掛リ、

二三八五(の1)

一 大坂詰横目之儀者、破船等有之候節者他所へ罷出儀ニ

候故、手鑓為持可相勉候、右之通被仰付候テモ六人賦

之格ト申ニテハ無之候条、此旨承知仕、時々見合ヲ以

申付候条被仰渡、

元文三年午正月

(二三八五の2)

別紙之通、大坂詰横目之儀、勉方ニ付テハ場所ニヨリ

道具為持相勉儀候間、自分手鑓持越置、道具為持相勉

候節者自分手鑓為持相勉候様、可申渡旨被仰渡、

元文五年申二月十八日

二三八六

一 所持並諸地頭へ被仰渡候覚

一 外城ニ諸奉公人差廻候節、不依何色馳走ケ間敷儀仕間

敷旨、以前ヨリ段々申渡置候処、所ニヨリ料理吸物等

ヲ出、又ハ旅宿へ酒ナト致持參候儀有之由候条、此已

後之儀、輕キ品ニテモ馳走進物一向無用可致候、

一 諸奉行並附役人、早朝ヨリ遠所ヲ掛候テ押テ相勉候節

者格別候条、附役人へ有来候通可成程輕キ昼飯出可申

候、勿論酒ハ曾テ無用候、

正徳二辰三月廿六日

二三八七

一 諸奉行・小役人・筆者迄、御当地並外城行之節、諸人

ヨリ遣候進物輕キ物トテモ曾テ受用イタス間敷候、若

受用仕候者於有之者屹可及沙汰候条、堅可相守之候、

右之通、不洩様ニ可被致通達候、以上、

正徳三年巳八月

(種子島久基)
弾正

▽取次△(②により補)
御目付猿渡八左衛門

二三八八

写

一 諸御役人並小役人、御当地ニテ御奉公ニ行候節、其段申出候事候へ共、田舎ニテ病氣有之候儀ハ、此内不相知候ニ付、向後行之節病氣有之、同役兩人之内一人同役へ勤ヲ頼候節者、行之内幾^{②日}病氣ニテ同役へ頼候ト書出可申候、忝人^{②役}ニテ相勉候内病身ニ有之、勉ヲ欠候ハ、其訊書付、向後御近習役へ可申出候、

一 江戸御供立ニ罷上候者、往来於道中病身有之節者、当人ヨリ幾日病氣之訊、書付ヲ以、江戸御当地共御近習役へ可申出候、

一 小役人之儀者、江戸御当地共ニ、御側方支配之者ハ中通御目付、表方支配之者ハ表御目付へ書付ヲ以可申出候、

右之通相究候間、支配之面々へ如例可申渡也、

享保三年戊四月十六日

(島津久兵)
内膳

二三八九

写

一 御書面之趣拝見仕候、此儀、二月朔日ヨリ十八日迄宇治瀬之大明神之祀場中ニテ、江戸御参勤難成ニ付、承応年中ニ京都大昌殿へ御尋被成候処、吉田殿ヨリ御返事、

一 薩州鹿兒島氏瀬之祭、正当二月十八日也、則自朔日於

祀場中者縦雖 太守他国出行往古依社例神慮之制戒也

之由、此段者則前後齋之間氏子中限神事人者禁足之法

依例也、余人者其例稀也、向後雖祀場中於茲者江戸参

勤不可有其憚、是則君臣礼義之法也、神者不受非例可

礼義、則可有寛有免許歟、

右之通ニ御座候故、承応四年ヨリ江戸御参勤御出行被

遊候、

右者、御私公義御用物ニ候ハ、同前ニテ候間、十八

日ヨリ内ニモカモヒナク 御出船可有筈ト存候間、右

之儀、諸船頭落着仕候様ニ被仰渡可然ト存候、以上、

享保三年戊二月十四日 井上出雲

御船奉行宛

道中並他所心得之事

旅行之行⑧部可見合、

一道中於泊心得之事

泊之宿へ致着候ハ、宿之亭主へ可申断趣ハ、長途ニ付召連候者迄モ草臥候ニ付、荷物之始末難成候、亭主ニ預ケ候、無紛失様ニ預候由可申断置候、右之通預置候上、モシ致紛失候ハ、亭主へ可致沙汰候、一往致穿鑿、亭主モ可致様無之次第ニ候旨承得候ハ、無理ニ致穿鑿間敷候、荷物預置候へトモ件之次第ニテ致紛失候誤亭主ヨリ書付ヲ取、其所之名主へ致其届、左候テ、其旨江戸御国元へ致着候節可申出、穿儀手間取不致滯留様相心得、早々埒明可罷立候、

一 近年道中へ下御目付罷出置事

一道中宿々へ当分御目付兩人宛被差置、諸荷物貫目等之儀並往還之者作法惡敷儀ナトヲ被改届候間、江戸往来之人へ其意ヲ以相慎、就中召連候者共へ時々右之旨可申付候、若荷物貫目御定ヲ過候歟、又者宿之亭主馬方日傭之者ニ至強儀ヲ申掛、又者無作法之儀ナト有之事立候へ者、何程末々⑨之者共之⑩形ニテモ早速諸方へ御

名之聞得有之事候間、此段忘却不仕、諸事可相慎候、

一 乱心者計様之事

致乱心、人ニ疵付候時ハ、乱心ニテ如此次第候由、同道之人ヨリ其所之役人中へ申付置、則致警固罷在、乱心之様子委細書付ニテ江戸御屋敷へ飛脚ヲ以早々可申越候、右式之儀者道中御奉行様へ其所ヨリモ申出、御屋敷ヨリモ被仰出、御差図之上片付之御法ニ候間、所之者持無構候間、罷立候様ニト申候得共、所人ヨリ道中御奉行様御下知之由慎申候歟、又御屋敷ヨリ御差図無之内者、曾テ出足致間敷候、人ニ疵ナト不付候テモ乱心之者ト相頭候ハ、御差図無之内ハ於其所致看病罷在、性付候ハ、其趣其所之役人へ則申断、尤、江戸へモ早々可申越候、看病人・警固人之儀ハ其節之相談次第可附居候、乱心者御関所罷通候儀者御留守居様御切手無之候へハ不差通御法ニ候、

但、大勢罷通候節、右体之儀有之候ハ、残候ニ者不及候、其一立出⑪之頭取並警固・看病相調候程之人敷迄附居、其外之面々ハ可罷通候、同列之医師有之候ハ、勿論附居可申候、

一於道中家来等堪忍難成訳ヲ以打果候節計様之事

家来打果候節者何様之不屈有之打果候トノ訳、其所之役人中へ口上書ヲ以申断、打果候者可取置候、左候テ、其所罷立候儀者所之役人へ申談候上、手形取カワシ罷立、其趣早々江戸御屋敷へ飛脚ヲ以可申越候、

一手ヲ負セ候迄ニテ不打果儀可有之時者、打果候者同前之次第ニイタシ、其所へ令滞在^①、其旨江戸御屋敷へ申越、御差凶次第可罷立候、総テ疵付候者御關所罷通候儀者江戸御留守居様御切手無之候得ハ不差通御法ニ候、

一傍輩中致喧嘩候節之事

傍輩致喧嘩、相手ヲ打果、其身則時ニ致切腹候テモ、道中御奉行様御差凶無之内者、死体取置候事不罷成事候間、同道之人ヨリ喧嘩之次第江戸御屋敷へ飛脚ヲ以早々可申越候、

但、大勢同列之節者其頭取ハ必留居、其外相応之人兩三人モ残居、其外之人ハ可差通^②、

一於他国人ヲ打果候者成行之事

於他所者何程末々^③者ニテモ人打果候へハ、縦道理有之儀ニテモ乱心之外ハ喧嘩之御沙汰ニテ、下^④人ニ被

仰付御法ニ候間、自然非道之儀ヲ申懸候者有之、不打

果候テ不叶儀有之候共致堪忍、追テ其訳ヲ其主人又者其支配人又者所之役人中へ可申断候、末々之者ヲ士手ニ掛打果候儀者、却テ士之格式ヲ不存筋ニ相聞へ、第一御家中之士格式不吟味之及批判事候、乍然堪忍難成

訳ニ付テ事ヲ破、人ヲ打果候ハ、無是非次第之間、件之訳ヲ申届置、早速切腹可仕候、
一為牽候乘馬病馬ニ成、又者致頓死、又者致怪我候時計様之事

怪我馬又者病馬有之時ハ、其所へ人ヲ付置、保養為致、尤、快氣之節其所可罷立候、乍然病氣急ニ可致快氣體ニモ無之、弁々ト附置候様難致事候ハ、飼料養生料為取請取候テ可致養生者ハ有之間數哉ト、其所之御本亭又者宿主へ申談、可預ト申者有之候ハ、其者ヨリ病馬並飼料養生料慥ニ受取候、入念養生可致候事、手形ニ印形致サセ、其上宿主へモ右之旨承届候趣之書付ニ

印形致サセ候上ニテ病馬相渡可罷立候、

一於泊休馬死之時者、其宿之御本亭又者宿遠キ所ニテ死時者、其辺村里之名主・庄屋等へ申断、互ニ証文取

カワシ、取納メノ儀⑧ヲ右体之役人へ申談、納場へ家来等附遣、丁寧ニ納サセ可申、右ニ付致世話候者ニ者金百疋又者青銅百疋ナトノ恰合ニ可遣候、此段右員數ニカキラス、尤、其節之成合ニ致了簡、多少之見合セ可有之、死馬ニハ深ク堀埋候様ト相附遣候家来共へ堅可申付候、

一 生類疵付候時之事

生類疵之儀ニ付テハ以前ヨリ段々被仰渡趣有之候間、弥以其旨ヲ相守、家来・下々へモ堅可申付候、途中へ鳥獸居候ハ、縦隙取候共不障取様ニヨリ候テ可罷通候、就中犬之儀者途中へモ居候⑨、随分ヨケ候テ可罷通候、相慎候上、不凶怪我ニテ相障痛候ハ、則其所之御本亭へ致相談、致養生候様ニ類入、左候テ、其所之名主又者役人抔へ其届致可然様子ニ候ハ、件之次第ニテ致怪我、何共行当致迷惑候、何分ニモ差凶次第ニ可致旨申断、可応差凶、養生料受取可致養生ト申者有之候ハ、其趣御本亭又者其所之役人中へ申断、其通イタシ可然ト申候ハ、養生料相渡、右之訳証文取候テ可罷立候、病候生類受取可致養生ト申者無之候

ハ、其所へ留リ居、委細書付ヲ以飛脚江戸御屋敷へ早々可申越候、

右之趣⑩可注其意候、総テ致喧嘩候者 公儀及御沙汰候へハ何レノ筋ニテモ相手被仰付御法ニ候間、可成程ハ致堪忍、乍其上不打果候テ不叶儀可有之節ハ、其覚悟致候上事ヲ破、則時ニ可埒明候、道理ヲ以打果候抔ト存命ニテ罷在、公義御沙汰罷成、其上ニテ御法様之通、下⑪人被仰付候へ者、不幸之上之及恥辱、第一御名ヲ出候事候間、兼テ此旨ヲ致得心、諸事相嗜可申候、以上、

月日年号可糺事、

二三九

一 御供立之外御家中之面々江戸致往來候者、京・大坂・東海道、尤、美濃路・木曾路共罷通候節ハ、向後宿札ヲ張可致一宿旨被仰出候付テ、此元之儀ハ段々申渡候、其元ヨリ被差越候者共へ不洩様可被申渡候、宿札之恰合等此節手本差遣候、大底右之通、此節被仰出候宿札ヲ張候へハ雜人等与風入籠候儀モ無之、又ハ其身慎モ

能候付テ、頃日ハ諸家之御家中モ其通候故、此節ヨリ

御家中之儀モ宿札張置候様被仰付事ニ候、以上、

宝永五子六月廿一日 イ七月 ②二 島津帯刀 (忠雄)

島津大蔵殿 (久朝)

島津中務殿 (久朝)

新納市正殿 (久珍)

種子島蔵人殿 (久時)

二二九二 (御触書天明集成 二四四七号)

一道中往来之面々於宿々不法之儀無之様可致旨、先年ヨリ度々相触候処、近年猥ニ相成、道中宿々御定之外人馬多差出、其外旅人不法之事共有之、宿々助郷村々迄及難儀候由相聞候間、先年ヨリ度々被仰出御書付之趣弥相守、以来者諸荷物買目者御定通り急ト被申付、何人持ト銘々致付札、差出可被申事、

一 継人馬之儀者、前日歟前々日ニテモ宿刻之家来差出、宿々へ印鑑考枚ツ、渡置、先触外之馬・駕籠・人足等右印鑑無之者へハ決テ差出間數旨申渡置、召連候家来雇モノへモ其旨兼テ申聞置、通行之節差懸リ病氣又ハ

痛所等ニテ馬・駕籠・人足等入用ニ候ハ、役人へ申達

馬・駕籠等之訳印鑑へ認入申請、右印鑑ヲ宿役人へ差

出、宿方へ渡置候印鑑ニ引合、馬・駕籠・人足等為差

出、跡ヨリ致出立候賄方之家来、右印鑑ヲ取上ケ賃錢

急度相払候様可申付候、尤、右之趣宿々へモ道中奉行

ヨリ申渡置候間、其旨相心得、往来之度々無間違様可

被申付候事、

一出立刻限者朝七ツ時ヨリ泊者夜五ツ時迄ヲ限、往来有之宿々泊之儀ハ、無抛子細有之練替候儀ハ格別、為差

儀モ無之、兼テ定置候泊リ宿猥ニ練替候儀ハ被致間數、

可成丈夜通之飛脚差立候儀モ相止可被申事、

一 以来町人へ絵符貸渡、公家衆・門跡方並武家之荷物ニ

為致候儀、急度為止可被申事、

一人馬賃錢宿次ヲ以先達テ払置、致通行候面々モ有之候

ヘドモ、右之内ニハ賃錢不足イタシ、先宿迄不行届モ

有之由相聞候間、向後右体之儀無之様取計ヒ、万一不

足之節者通行当日急度相払候様可被申付候事、

一向後宿駕籠長持等持人足、御定之通急度不相減、人馬

賃錢旅込代等迄無間違相払、陸尺並通人足宰領之者共

ニ迄急度申付、自分ニ可持道具ヲ人足ニ持セ、其身ハ無賃之馬・駕籠ニ乗候儀不致、金錢等ネタリ取候儀者勿論、人足共ヨリ酒代等取之、差戻候儀ハ決テ致間敷段、召連候家来並受負人共迄急度可被申付候、右之趣ハ兼テ宿々ヘモ申渡置、右体之取計有之節ハ道中奉行ヘ訴之、詮儀之上家来並請負人等迄急度可相答条、其旨可被相心得事、

右之趣、向後急度可被相守候、縦与中支配並家来之不法有之候トモ、其番頭・御役人・主人之越度ニ可相成候間、其旨可被存モノ也、

右之通、從 公義被仰渡候段被仰渡、

天明四辰九月

二二九三

一道中筋荷物貢目等之儀ニ付テハ、公義仰渡モ有之候ニ付、江戸其外交代之面々権柄等敷儀共無之、被定置候法様之賃払等イタシ、泊宿又者問屋場其外ニテモ無作法之会尺無之、万端相慎罷通候様ニトノ趣ハ度々申渡置通候処、頃日御用物才領之面々、間ニハ持夫等相

減、御威光筋ヲ以駆々於問屋、権柄等敷申掛罷通候者モ候段、聞得之趣有之、別テ如何ニ候、万一モ公辺ヘ相聞ヘ候テハ第一御外聞ニモ相掛事候条、以来右式心得違等無之、御定法通之賃払等イタシ可罷通候、若不相當之賃払ニテ罷通候敷、権柄等敷聞得モ候ハ、急度可及札方候条、人々取違之儀共無之様相心得、家来下人等ヘモ右之趣ヲ以主人ヨリ敷敷可申付旨被仰渡、

天明四辰六月

(二階奉行目主計)

二二九四

一江戸其外他所ヘ被差越候面々道中筋之儀者、公義御大法モ有之儀候故、万端可入念旨兼テ段々被仰渡置事候ニ付、取違者無之筈候ヘ共、今般江戸表御恐悦付テハ猶以諸事一涯相慎可罷通候、自然存違少候テモ都合又者権柄等敷儀^共モ有之候テハ、第一御外聞ニモ相懸不可然事候条、此旨人々堅可相守旨不洩様可申渡候、

天明二寅二月

二二九五

(御触書天明集成 三一八八号)

一諸國関所女手形之儀、貴賤之無差別、其女之身分引受候者并其筋々之主人・支配頭頭支配ヨリ証文差出、御留守居之手判可申受儀ニ知候、近来ハ其女之身分ニ不拘、他之者ヨリ自分之親類縁者又ハ妻或ハ召仕之親類ト相認、其女之身分引受候者ヨリハ証文不差出候類モ有之由相聞聞ヘ候、左候得者、其女実之身分難難相分候間、何れニも其女之身分△引受候者並其主人支配頭頭支配ヨリ証文可差出候、

但、他国之女江戸表等へ奉公等ニ出居、身分引受候者並其頭支配ハ彼地ニ罷在候類ハ、江戸身寄之者或住居之者又ハ旅宿之者ヨリ証文可差出候、若難相分儀者其時々御留守居へ可承合候、

右之趣、心得違無之様可相心得候旨被仰渡、從 公義、

安永四未五月

二二九六

一於他国鉄砲打候儀不相成候処、去冬於筑前領鉄砲打候者有之、此御方御家中之由、於江戸彼御方御留主居ヨ

リ此御方御留守居迄為掛合由候ニ付、已来鉄砲為持候御役柄迄、他領ニテ鉄砲打候儀、猶又稱數停止被仰付候条、屹ト可相守旨被 仰出、 下略、

寛政二戌九月

(島津久親) 求馬

二二九九(の一)

(御触書宝曆集成 一〇二二号)

一大目付へ道中奉行定

一御用ニ付道中往来之面々、御朱印人馬之外添人馬多キ相立之由相聞候、前々ヨリ申達候通、無用之添人馬出サセ候儀堅可為停止候、御朱印員數之外ニ可入人馬之分ハ、御定之賃錢無相違急度相払ハセ可被申事、

一御用ニ付往来之面々、或ハ在番或者諸大名、総テ道中往来之輩、人馬割之役人有之事ニ候間、御朱印人馬並賃人馬可入程相立サセ、賃人馬之分ハ賃錢無相違払候様、人馬割役之者問屋場ニ相残シ、委細逐吟味候様可被申付候、其外之家来又ハ雇之者共私ニ人馬・駕籠出候様申掛候共、役人之断無之候ハ、一切差出問數候、問屋場ニテ相断候様可被申付候、道中之者共ニモ右之通可心得旨申渡候事、

一 往来之面々其家来並未々雇之人足共ニ、近年者主人之權威ヲ以、道中ニテ非分之仕形等有之、或ハ狼ニ手替り之人足ヲ取、其人足之方ヨリ銭ヲ出サセ候テ指ユルシ、或ハ自分ニ可持道具ヲモ人足ニ持セ、其者馬・駕籠ニ乘リ、賃銭ヲモ不払、又者宿ぐ之者ニ対し非分之儀共申掛、若宿々之者申分有之候旨ハアタラナシ候由相聞、不届之至リ候、向後ハ江戸・京・大坂ニテ雇人足受負之者ニ申渡、人足受負ニ付度々人足共ニ急度申付、右之通く之不届不仕、若無抛子細有之、手替リノ人足取之、又者馬・駕籠等ニ乗候節者、御定之賃銭無相違ナシ、旅籠銭等之儀モコレニ同シク、少モ非分之儀仕ラス間敷候、自今已後不法之族モ有之候ハ、於在之は道中宿々ニテ改之、家来并雇之者たりとも、其所ニ留置、早速△道中奉行へ相渡候様申渡候間、詮義論議之上、当人ハ不及申、受負人迄急度可相答目条、其旨ヲ可被存候ナシ事、

一 往来之面々家来並雇之者ニ至迄、駄賃旅籠銭等無相違様ニ払候様急度可被申付候、旅籠銭等、或ハ不相応ニ減シ候テ相渡、或ハ無相違受取候由証文仕ラセ相払サ

ル輩モ有之由相聞候、向後右之通之儀共於有之者は又早速道中奉行へ可申訴之由、宿々へ申渡候間、可有其心得事、

一 諸荷物實目之儀、御定之通無相違様ニ可被申付候、尤、荷物買目於改所若御定ヨリ重キ荷物有之於有之はニ於キテハ、積送積送ヘカラサル旨申付、其外宿々へ申渡候間、其心得可有之、且又在番之面々、京・大坂・駿府三度飛脚荷物近年尅買目重ク、カサ高成荷物有之、夜通しモ往来之由相聞候、飛脚受負之者其外商人之荷物不更様キレハス堅く被申付、尤、在番之面々自分之荷物モ御定之通ラ以、狼ニ貫目重キ荷物差出間敷候、古来ヨリ夜通く之飛脚者狼ニ相通ラサル事ニ候間▽向後無抛子細ニテ夜通シノ△飛脚出し候ハ、番頭へ其旨ヲ達シ、番頭之証文ヲ以差出サルヘク候、飛脚受負之者共ニモ此等之趣急度可被申付候、道中ニテモ其心得ヲ以改之、若買目重キ荷物有之歟又ハ証文無之夜通シ相通候ハ、押置、早速道中奉行へ可訴之、詮義論議ノ上、飛脚宰領之者ハ不及申、右受負人迄可為曲事旨申渡候間、可有其心得事、

一 江戸・京・大坂其外国々ヨリ、町人受負ニテ令往来候

諸荷物、近年貫目茂重ク荷数モ多ク、道中人馬大分相立、其上御用之儀ヲ申立、人馬賃錢不足ク相払、其外不埒之仕形共在之由相聞候、向後御定之外貫目重ク不仕、其荷物貫目ニ随ヒ相立候人馬之賃錢無相違払之、少モ非分之儀仕間敷候旨、其外御用達之面々ヨリ念ヲ入被申付、向後右之類之儀無之様可被申渡候、道中ニテモ改之、若貫目重ク候歟又者猥ニ荷数多ク不審之儀モ候ハ、不繼送繼送ラス其所ニ留置、早速道中奉行へ可訴之、詮議之上怪敷儀於有之者、荷物宰領者不及申、請負人迄可為曲事候、

一道中宿々之モノ不埒之儀有之候節ハ、旅人ニヨリ其所之間屋・年寄等二日路・三日路モ召呼ヒ、又ハ訴訟之為シ、付添付添ヒ參候儀モ有之由相聞候、タトヒ宿々之者不届之仕形有之候共、向後年寄召呼候テ者其宿人少ニ成、御用モ差支申事ニテ候間、向後ハ問屋・年寄等召呼ヒ候儀ハ不及申、訴訟之為シ、付添付添參候事モ相止サセ、其趣ヲハ道中奉行へ被申達、奉行所ヨリ詮議議之上急度可申付候条、可有其心得事、

一旅人之内、定ヲ破リ、不法成儀有之候ハ、觸書之趣

ヲ以相改、若不相用候ハ、其所之領主之役人へ達シ、役人其段旅人へ申聞、其上ニテ及異儀儀候ハ、差留置、道中奉行へ可訴旨、并御代官所之儀モ右之趣ニ準シ可取計旨宿々へ申渡候間、是又其旨ヲ可被存事、

一町人へ給符ヲ渡シ、武家之荷物ニ為致候儀有之由相聞候、自今堅ク可為無用儀事、

一御用ニ付往来之面々又者在番之衆中泊リ休之儀、前広ニ日限相究置候処、宿方致異変候節者、宿場之者不届之至ニ付、吟味之上嚴科可申付事ニ候へ共、川留又ハ異変候儀有之、右定之日限ニ至着不致、二三日モ過着候テモ、右定之宿ニ休泊イタシ候節、先達テ究置候本陣・旅籠屋差合候節ハ、外相応之旅籠屋へ可致休泊事ニ候処、近年ハ其儀無之、宿場不届之様ニ取計候趣モ有之哉ニ相聞候条、以來者右体之儀無之様ニ可被心掛事、

右之条々可被相守候、尤、先達テモ度々相触候処、近年道中宿々御定之外ニ人馬差出、其外旅人不法之事共有之、宿々者不及申、助郷村々迄モ及困窮候由相聞候ニ付、穿鑿之上被仰出候条、向後書面之趣急度可被

相守之候、タトヒ組中・支配并家来之不法有之候トモ、
其番頭・御役人・主人之越度ニ可罷成候間、其旨可被
存者也、

宝曆八寅^年三月

右之通可被相触候、

(二二九七の2)

右之通、從 公義被仰渡候条、此旨与中・支配中・地
頭所・私領・明所之外城・寺社家中・町中へ可被申渡
者也、

五月十一日

御家老座印

二二九八(の1)

一 御家老其外諸御役人等、於他所持高答振、是迄不同有
之候ニ付、以来押並候様被仰付、答振別紙之通候条、
向々へ可致通達候、

寛政七卯三月

(島津久昶)
求馬

(二二九八の2)

別紙

一 五千石高 御家老

一 四千五百石高 御側詰若年寄

一 四千石高 大目附

一 三千石高 大番頭・寺社奉行・御勘定奉行

一 貳千五百石高 御番頭

一 一千五百石高 御側御用人ヨリ町奉行迄

一 一千三百石高 御側役

一 一千石高 御留守居

一 九百石高 御納戸奉行ヨリ物頭迄

一 七百石高 御船奉行ヨリ御小納戸頭取迄

一 五百石高 御広敷御用人ヨリ小十人頭迄

一 三百石高 拾人賄料之面々

一 貳百石高 六人賄料之面々

一 一百五十石高 五人四人賄料之面々

一 一百石 御小姓与

一 五十拾俵 諸与与力

右、已上之知行高有之面々ニハ其通相答可申候、

寛政七卯三月九日

二三九

一 中山道筋通行之儀ニ付テハ去ル酉年從 公義被仰渡置候処、此節猶又心得違之儀共無之様、分テ仰渡之趣有之候ニ付、更代之面々中山道並甲州路通行願出候テモ⑧文容易取揚マシク候、格別訳合モ有之、不能通候テ難叶儀モ候ハ、其節者吟味次第可被仰付候、

一 爰元ヨリ出府之内、木曾路相願候人、於江戸 公義へ願書サシ出、願通相濟候上通行之事候間、万一願不相濟節心得違通行等有之候テハ別テ不宜事候ニ付、御用向外者木曾路通行之儀容易御免被仰付間敷候、右之通、可承向々へ不洩様可申渡候、

寛政十一年未十一月 (川上久致) 久馬

二四〇

一 中山道通行之儀ニ付テハ兼テ被仰渡趣有之候ニ付、出府ニ付木曾路於爰許願申出候者吟味可有之候条、江戸同役抔へ向願越候儀者致間敷候旨、向々へ可申渡候、

寛政十二申六月 (兼刈東祐) 大炊

二四〇一

一 御側・表御用人・御側役、江戸詰・間⑧文之更代之節モ乗物ニテ道中罷⑧通来候得共、以来者乗物・台輪・駕籠之間勝手次第、右ニ付テハ陸尺六人ツ、⑧渡来候へトモ、間道中ニハ四人相渡候、依訳乗物ニテ罷通候節、其届申出候ハ、六人陸尺可相渡候、

但、御側役以下之儀者猶以本文之通可相心得候、右、御用人其外定式更代之儀、右之通有之候様、於江戸申渡有之候条、此旨可申渡候、
(兼刈東祐) 下総
享和元酉十月

二四〇二(の1)

(御触書天保集成 五五六九号)

一 道中川筋出水ニテ川留有之候節、前後宿々逗留之面々、川明候へハ一統落合越立方差急候故及混雜、品ニヨリ候テハ不束之儀等モ有之間敷トモ難申、無左候テハ各不安心之事ニ有之、及混雜候へハ却テ越立方モ延引⑧争及候、畢竟先ヲ角候故之儀ニテ如何之事ニ候、既ニ享保年中相触候通、参勤交替之面々一日三人程ツ、不落合様旅行可致事ニ候へハ、川場之儀ハ別テ心得可有之

事候条、已来御用道中之外(外)、随分宿泊到着順ヲ以川役

人取計、順々越立有之候様申渡候間、其旨相心得、銘々
家来下々ニ迄心得違無之様堅可申付候、尤、為改其
所々支配々ヨリ出役之者差出、相改ニテ可有之候、尚
心得方之儀者道中奉行可相談候、

右之通可被相触候、

三月

(二四〇二の二)

右之通、從 公義被仰渡候条、此旨与中・支配中・諸
郷へ不洩様可被申渡候者也、

享和三亥六月五日

御家老座印

二四〇三

一木曾路通行之儀、上下人数並人馬書出ヲ以、道中御奉
行衆へ御願被下、御免之上被差越事候処、去年ヨリ宿
場書出ニテ御取調有之候①共、過上之分段々有之趣、
其上御免無之名前モ相見得、右之内ニハ御家中之名前
ヲ以致不届候者モ可有之候之趣、旁以此節道中御奉行
衆ヨリ御糺有之候、依之以来右体之儀及度々候テハ何

様之御沙汰ニ歎可及モ難計候条、此後前件体之者モ候

ハ、其面々御咎メ向、依時宜者不被②御差図候テハ
難相成儀共可有之、左候へハ御取締不行届筋相当、甚
以不可然事候間、右様之儀共能々致勘弁、木曾路通行
御免無之者心得違ニテ自仕候被通候儀共一切無之様、
向々へ可申渡候、

但、甲州道中ハ願出候テモ御免無之御法ニ候、

文化元子十一月

市正

(赤松則英)

二四〇四

一江戸詰被仰付候面々、同立ニテ被差立候者共、応人数
小倉船何艘之賦ヲ以金相渡事候処、間ニハ一列ヲ相離
自儘船借人差越候聞得有之、如何ニ候条、右体之儀一
切無之様、向々へ可申渡候、

文化元子十一月

市正

二四〇五

一諸向江戸其外更代之面々、是迄出立日限勝手次第申出
来候へトモ、已来八年々出立日定置間、出立日限申出

候儀者差留候、左候テ、当年中者別紙日割之通申付候、

但、右通ニ候ヘトモ、御用等ニ付別段不被差立候テ

難成節ハ可得差図候、

一同日出之内、小倉着遅速有之趣等ヲ以、外船借受、其

賃銭於大坂申受候向モ為有之哉ニ候ヘトモ、以来ハ別

段相渡間敷候、

右之通、向々へ可申渡候、

文化二丑十月

(菱刈実祐)

下総

(川田佐實)
伊織

二四〇六(の1)

一伊達遠江守様其外様、当四月廿五日御暇之御礼之節、

(村松)

殿中大目付桑原伊予守殿へ別紙之通御達被置候旨、彼

(盛員)

御方御留守居ヨリ通達有之候段申来候条、可承向々へ

可申渡候、

寛政四年子五月

(島津久親)

求馬

(二四〇六の2)

別紙

一同席之者共道中ニ於テ 勅使 奉幣使等出会候節、途

中行過候節、先供落シ下座イタシ、平伏者不仕、駕籠

者行違候時計駕籠之者へ肩ニ掛置、立留リ、 勅使駕

籠過候ハ、罷通候、駕籠供之者共者下乗イタシ、平伏

者不仕候テ致下座罷在候事、

右之通先格ニ御座候ヘトモ、兎角ト先方ヨリ申タカリ

申候^①間、万一先方ヨリ無理成儀共申掛候時分如何ニ

御座候ニ付、此段御聞置被下候様ニ申達候処ニ、大目

附イツレモ承知ニテ、万一之儀御座候ハ、大目付へ達

シ右之通可致旨相答候様ニ桑原伊予守申聞候ニ付、此

段同席中不殘可申達旨申答候事、

寛政五丑六月

二四〇七

一御上下御供并間上下之面々、道中為持候具足箱其外諸

荷物兩覆紋所、是迄朱紋相用候向モ有之候へ共、以来

朱紋差留、外色勝手次第相用候様被仰付候条、此旨向々

へ可申渡候、

但、地廻并御領内旅行等之節ハ是迄之通、

文化元子九月

(菱刈実祐)

下総

取次
相良兔毛

ニテ相廻り可申候、左候ハ、其段旅中ヨリモ可被相届候、

右之通可相達候、

二四〇八

一道中荷物貫目御定之儀^②之付、正徳二年辰四月被仰渡趣

有之、誤テ旅行之場ニ入、可見合、
(二三八四号参照)

(二四一〇の2)

右之通、從 公義被仰渡、

享保廿年卯正月十二日

(島津入書)
左

二四〇九

一 公義ヨリ被仰渡候通、頃日ニモ被仰渡儀有之候ニ付テ、

道中人多無之様被成事候、近年者相替候ヘトモ、当年

ヨリ若御年寄・大御目付ハ道中鐘四本、御番頭者先例

之通道中鐘三本、御用人ハ鐘式本ニ被仰付候旨被仰渡、

享保三年戊四月

二四一一

一 参勤交代其外道中往来之節、本陣ニテ被相究候旅込錢

等ニ、タトヘハ百錢^②極候内ヲ於下陣ハ引錢ト申、三

十錢或四拾錢程ツ、減渡ニ付、旅込屋共不致承引候ヘ

ハ脇宿替可申ナト、申掛、其支度費ニ成候故無是非引

候ヲ受取、旅込屋共致迷惑由相聞得候、畢竟末々之者

イタシ事ト存候、自今右体之儀無之様ニ、道中迄被召

列候末々之者迄急度可被申付候、

右之通從 公義被仰渡候間、此旨与中・支配中・地当^(頭)

所・私領・明所之外城ヘ可致通達候、以上、

元文二年巳九月

(島津入書)
主殿

二四一〇(の1)

(御触書寛保集成 八九三号)

写

松平伊豆守殿御渡之書付写
(信祝)

一 東海道本坂通り之儀ハ先年相達候通無用ニ候、併参掛

風雨・急病等ニテ渡海難成儀出来候ハ、其節ハ格別

ニ候、尤、人馬者不出答候間、若被相廻候ハ、手廻計

二四二

一替駕籠為持候儀、勝手次第被仰付候、御供立之節ハ、ユタン掛持人足カンハン為致着用、行列之内ニ可為持候、間之上下之節ハ、カンハン着用荷作ニテ為持候儀モ勝手次第被仰付候旨被 仰出候条、此旨不洩様可致通達候、

安永七年(1792)申十二月

(山岡久澄)
市正

二四一三

(御触書天明集成 二四四一號)

一東海道往來之輩、桑名宿ヲ追越、熱田ヨリ四日市宿へ直渡海有之分、以來ハ登リ下リ共其詔先触へ書載可申旨、宝曆十二年午年道中奉行ヨリ諸向へ令通達候処ニ、其詔無之先触之分モ直渡海致シ候趣相聞候、直渡海之分ハ其詔急ト先触へ書載可申、直渡海之詔無之、先触差出候分ハ、登リ下リ共急度桑名宿ニテ継合可申候、右之趣不洩様向々へ可申達候、右之通、從 公義被仰渡候、此旨与中・支配中・諸外城へ不洩様可被申渡者也、

安永六年酉二月三日

御家老座印

二四一四(の1)

(御触書天明集成 二四四二號)

一道中宿々之モノ不埒之儀有之候節者、旅人ニヨリ其所之間屋・年寄等二日路三日路モ招呼、又者訴訟之タメニ付添参候儀モ有之由相聞候、縦令宿々之モノ不届之仕形有之候トモ、問屋・年寄招呼候テハ其宿人少ニ成、御用モ差支申事候間、向後ハ問屋・年寄招呼候儀ハ不及申、訴訟之タメニ付添参候事候モ相止サセ、其趣ヲハ道中奉行へ被申達、奉行所ヨリ詮議之上急度可申付候条、可有其心得事、

右之通、度々相触候処、近來猥ニ相成、宿方ニテ聊之不念等有之、其節可相濟儀ヲモ六ヶ敷申懸、或宿役人等ヲ招呼候輩モ有之趣相聞、不埒之至候、已來道中往來之面々右体之儀無之様急度相心得可申候、

寅十月

(二四一四の2)

右之通、從 公義度々被仰渡候間、屹ト相守候様、与中・支配中・諸外城へ不洩様可被申渡者也、

天明二年寅十月廿九日

御家老座印

二四一五

写

一御用物荷札、薩州^⑧物ト認来候得共、

薩州預リ何某

右之通相認候様被仰付候段申来候条、此旨可承御役々

へ可致通達候、以上、

天明二年寅十月

(島津久健) 仲

別達テ申渡候、右ニ付^⑨ハ何ソニ付 公辺其外へ書出

候儀モ候ハ、右唱ニテハ難成モ可有之候ニ付、九州

筋日州筋杯ト其節吟味次第可相記候、此旨可承^⑩御役々

へ可申渡候、

巳四月

仲

令条記卷第十九

二四一八

遠州新居御関所条目

(令条記卷十九 二三九号)

定

一 小倉筋之事

出水筋 大口筋

一 東目筋之事 高岡筋

右之通、向後唱書附等ニモ可仕旨被仰出候、

右之通、表方へ致通達、御側方御勝手方へ^⑪可相達候、

明和十巳四月 (島津久健) 仲

一 往還之輩、番所之前ニテ笠頭巾ヲヌキ可通事、

一 乗物ニテ上下之人ハ乗物之戸ヲヒラクヘシ、女乗物ハ

番之輩^⑫差図ニテ女ニ見セ可相通、公家・門跡・諸大名

往還之節ハ、前廉ヨリ其沙汰可有之候^⑬、改不可及、

但、不審之儀有之者可為各別事、

一 鉄砲^⑭之儀、以相定証文可相通事、

右、可相守此趣者也、仍執達如件、

寛文七年五月廿五日

奉行

二四一七

一 小倉筋之事 出水筋 大口筋

一 東目筋之事 高岡筋

右之通、向後唱書附等ニモ可仕旨被 仰出候、其段ハ

二四一九

(令条記卷十九 二四〇号)

今切御閑所改次第

一与力式人・同心六人宛、五日代り勤之、從先規勤来候奉行家来之者式人与力番所へ指加事、

一女并鉄砲ヲ第一改申候、欠落者等ハ先規ヨリ構無之、

但、品ニヨリ候事、

一関東・西国渡海之舟、今切ニ掛候分ハ可改事、

一登下之者、脇々ヨリ舟之出入致サセ間敷事、

一渡舟之儀、一日ニ水手頭注一人・同組頭四人・水主百廿人宛、三番ニ相勤事、

一夜中者一切不通之、

但、御定之面々ハ各別之事、

一下リ之鉄砲ハ総テ御老中御証文ニテ通申候、登者構無之事、

一長三尺以上之下リ荷物計改之、長持類ハ登ヲモ改之事、

一鉄砲置手形並夜通之事、両鑑板之面ト之通可改之事、

一女之上下共ニ改之、坊主並前髪有之モノハ比丘尼小ニ女

ニ紛候故、見明ニテ改通候事、

一御番所長屋之内ニ妻子有之者在兩人差置指、乗物ニテ参候

女ヲハ右く女房出之、見セ改申候、町人之妻女等ハ御

番所前ニテ乗物之戸開之、同心共改見候テ可通事、

一歴々之女中ハ宿改ト申候テ町屋ニテ改申候事、

一登下之女、新居・舞坂辺ニテ出産、依之証文ニハ出産

之女子載不申候トモ、右之産仕候宿請人ニ立候ハ、可相通之、

但、他所ニテ出産、証拠等不分明候ハ、奉行中へ

伺可申事、

一登女手形帳ニ仕、二月八月御留守居衆へ可返事、

已上、

二四二〇

(令条記卷十九 二二六号)

覚

一手負並女其外不審成モノヲ手形ナクシテ一切越ヘカラ

ス、若猥ニ相渡ニ於テハ、縦後日ニキコヘ候共、船頭

舟宿等之事ハ不及沙汰、其在所之者迄可為曲事、欠落

之者ヲトラヘ指上候ハ、其人ニヨリ御褒美之高下有

之テ、急度可被下之、自然礼物ヲ出シ可渡ト申族アラ

ハ、トラヘ置可申上之、米錢金銀米錢何ニテモ其約束之一倍可

被下く者也、

寛永八年未九月廿一日

右者、根府川・箱根・関宿・モクリ橋・小仏

小岩 新江 大戸 柴 金町 房川
市川 川俣 碓氷 五料 松戸 中田

証文有之レ、不寄夜中可通之、注文之旨趣於分明者穿
鑿之上可被通之、此外夜中一切不可通之者也、

寛文二年三月十二日

(福業正則)
美濃守判
(阿部忠秋)
豊後守判

二四二二

(令条記卷十九 二三七号)

覚

一箱根 今切 気賀

右之所々、上使並繼飛脚之外者夜通一切通ハシ申間敷事、

一桑名・熱田渡海

右者、不限昼夜往還之者クルシカラス、

但、不審成モノハ夜通之渡海可相留事、

慶安四年十二月廿日

二四二三

(令条記卷十九 二三八号)

覚

一京都又ハ從江戸以人馬御朱印、急相通輩者不及沙汰、

大坂御定番衆・両町奉行証文、急可罷相通子細於載文言

者夜中可被通之、其外所々守護人・所之奉行人、慥成

令条記卷第二十

二四三三

(令条記卷二十 二四五号)

定

一從江戸品川迄上下駄賃、荷物壹駄四拾五貫メ付京錢廿

六文、同板橋へ三拾文タルヘキ事、

附、人足賃ハ馬之半分タルヘキ事、

一馬番ヲ定、荷物ヲツクル事一切停止タルヘシ、馬ハヤ

ク出次第荷物付ヘキ事、

一駅之所ニテ馬遅ク出スニ於テハ、右之荷付馬直ニ通シ、

先ノ駄賃定ノコトク出スヘシ、日暮泊ニ付テハ荷主ヨ

リ馬かたに旅籠錢ヲ出スヘキ事、

一帰馬ニ荷物ツクル事、荷主馬カタニ相対次第タルヘシ、

難波申モノ於有之ハ其町之年寄可為曲事事、

一通荷物之事、御上洛之節ハ何方之馬モ不改、ツケ通ス

ヘシ、常ニ通馬可相留事、

右条々、堅相定之訖、若於違背之輩者速可処殿科者也、

仍如件、

慶長十六年亥七月日

(板倉勝重)

伊賀守

(木津清勝)

清右衛門

(大久保長安)

石見守

切不可相立事、

附、御伝馬之駄賃荷物ハ馬持次第タルヘキ事、

一駄賃馬多入候時者、其町ヨリ所々在々ヘヤトヒ、荷物

遅々無之様ニ風雨之時モ可出事、

右、可相守此旨者也、仍執達如件、

寛永二年八月廿七日

二四二五

(令条記卷二十一 二四七号)

条々

二四二四

(令条記卷二十一 二四六号)

定

一御伝馬並駄賃之荷物、沓駄ニ付四拾貫目之^{ナシ}事、

一江戸ヨリ品川迄上下之荷物、沓駄ニ付^錢三拾四文、▽

板橋之三拾九文、帰馬之駄賃右同前、△

附、人足賃者馬之半分タルヘキ事、

一御定之外、増銭取モノ有之者、五十日籠舎タルヘシ、

並其町之年寄過料トシテ五貫文、其外家一軒ヨリ百文

宛可出事、

一夜通シ立ル人馬之義、奉行所ヨリ手形無之ニ於テハ一

大豆高直たるの間

一今年洪水付、八木高直、大豆モ其通之由、道中駄賃錢

御定之外沓里拾文増、カラ尻ハ五文増ニ当年中可取事、

一往還之輩、次馬次人足、近年甚多ニ付^て、宿々令困窮

之間、縦雖為国持大名、家中共ニ一日ニ次馬廿五疋・

次人足廿五人不可過之、此外人馬入ニ於テハ、其日之

外、跡先へ順々ニ可遣事、

附、人馬共ニ伝馬次ニハ^ト御定之如ク可次之、若追通

ス輩アラハ、御穿鑿之上、人馬不出之町之年寄可行

曲事^{ナシ}事、

但、廿五疋之外モ馬有合候ハ、其所之勝手次第出之、

駄賃錢可取事、

一 乗物一丁ニ次人足六人、山乗物ハ四人ニテ、御定之人足賃ヲ取可相送事、

一 長櫃耆棹三拾貫目ヲ限ルハシヘシ、夫ヨリ重キ荷物ハ持ハコフヘカラス、人足老人五貫目之荷積ニテ三拾貫目ハ人足六人、夫ヨリカロキ荷物ハ貫目ニシタカヒ人数減少スヘシ、此外何レノ荷物モ可準准之事、

一 耆駄荷之重目不可過四拾貫目、乗掛之荷物五貫目迄ハ荷ナシニ乗駄賃錢同前タルヘシ、夫ヨリ重キ荷物ハ本駄賃錢可取事、

右条々、可相守之、若違背之族於有之者、縦雖後日相聞、糺料糺之輕重、或死罪或籠舍ケ或可為過料者也、仍如件

万治三年十月日

▽右御高札、翌四年丑三月廿五日重て被 仰出之、

但、去年洪水付と有之外、御文言同前、△

二四二六

(令条記卷二十 二四八号)

覚

一 御高札之趣其外御法度被 仰付候品々違背之族於有之

ハ、道中宿々年寄・其日之月行事可被行曲事之旨、可存其旨事、

一 今度御法札札之通宿々難有可存候、弥以道中往還之衆、風雨之時分も、縦何様之儀候共、公義御用者不及沙汰、下々之義タリトイフトモ不存疎略、人馬無滞出シ可申事、

一 博突ウチ其外イタツラモノ、宿中無油断相改之可申候、勿論遊女置申間敷候、若置候ハ其女其所之守護人・御代官ヘ可申出候、從此方改出候ハ、彼女モ可被行曲事候、其所之庄屋・年寄・名主・五人組迄悉可被行同罪事、

一 川越錢之儀、其時之間屋所ニテヤトヒ賃ヲ相究、高直ニ無之様ニ急度可申付候、水出、川越候時者、問屋ヨリ川ハタニ人ヲ付置、近所之村々ヨリ川越出候トモ、問屋其日相定候ヤトヒ賃之外オホクトラセ申間敷候、自然於致違背者、後日ニ相聞候共問屋・年寄・月行事可被行曲事、別テ人通りオホキ時分又ハ風雨之節、昼夜共油断仕間敷事、

一 荷物之上ニ葵ノ御紋立札ニ不仕様ニ、常々往還之輩ヘ

宿々ニテ可申渡事、

附、町人之荷物、国大名之似セ札仕ヘカラサル事、

右条々、道中宿中ニテ急度可^被申渡者也、

万治三年十一月八日

下枝忠兵衛殿

落合三郎左衛門殿

二四二七

定

(令条記卷二十 二四九号)

一御伝馬並駄賃之荷物、宍駄四拾貫目タルヘシ、

但、四拾貫目ヨリオモキ荷物ハ秤ニカケ、重分可除之旨荷主ヘ可申断、若除間數ト申輩アラハ幾度モ申断、其上ニモ於無承引者、馬ヲ出スヘカラサル事、

一人足之荷物、宍人ニ付テ可限五貫目、ソレヨリ重キ荷物者荷主ヘ断之、重分相除ヘシ、自然除マシキト申ニオヒテハ、可為如先条事、

附、人足賃者馬ノ半分タルヘキ事、

一江戸ヨリ品川迄駄賃錢、宍駄ニ付四拾三文、無荷物シテ令乗者廿七文、板橋ヘ四拾八文、荷ナンニ乗者三拾

宍文、千住ヘ四拾六文、荷物無之時ハ三拾文、帰馬之駄賃同前タルヘシ、

但、夜通シ急相通輩者、荷ナンニ乗トイフトモ、夜ノ分ハ一駄荷之積駄賃錢可取事、

一人馬之御朱印ヲ伝馬次之所^ニオヒテ^被拜見イタシ、御書付之外、一疋一人モオホク不可出事、

一人馬ノ賃、御定之外増錢ヲ取モノ有之者、卅日可為籠舍、并其町之年寄為科料鳥目五貫文、其外者家一軒ヨリ百文宛可出事、

一御伝馬駄賃之荷物、馬ヲ持次第可出之、

但、駄賃馬オホク入時者、其町ヨリ在々所々^{ナシ}ヘヤトヒ、荷物遅々無之様、風雨之時モ可出事、

一往還之面々^ニ、高札之面ヲ相背、理不尽儀不可申懸之、又往還之者ニ対シ非分申ニオヒテハ可為曲事事、右条々、可相守此旨者也、仍下知如件、

寛文五年十二月廿二日 奉行

二四二八

定

(令条記卷二十 二五〇号)

一 近年八木・大豆高直成ニヘ、江戸ヨリ品川へ駄賃錢、
尅駄ニ付テ六拾四文、乗掛荷者人共ニ同前、荷ナシニ

乗者四拾尅文、人足賃者尅人ニ付テ三拾一文、千住へ

尅駄ニ付テ七拾文、荷ナシニ乗者四拾六文、人足賃者

三拾五文、板橋へ尅駄ニ付テ七拾三文、荷ナシニノラ

ハ四拾七文、人足賃者三拾六文、下高井土へ尅駄ニ付

テ百拾五文、荷ナシニ乗者七拾四文、人足賃者五拾五

文、小松川へ尅駄ニ付テ五拾三文、荷無ニノラハ三拾

五文、人足賃者廿六文可取事、

附、乗懸之荷物者、五貫目迄ハ荷ナシニノル駄賃錢

同前タルヘシ、ソレヨリオモキ荷物者本駄賃錢可取

事、

一 乗物尅丁ニ次人足六人、山乗物者四人ニテ、御定之人

足賃ヲ取可相送事、

一 長櫃尅棹三拾貫目限ヘシ、夫ヨリ重キ荷物者持ハコフ

ヘカラス、人足尅人ニ五貫目之荷積ニテ三拾貫目者人

足六人丈、ソレヨリカロキ荷物者尅貫目ニシタカヒ人

数減少スヘシ、此外イツレノ荷物モ可準之事、

右条々、違背之族於有之者、縦後日相聞トイフトモ、

糺科之輕重、或死罪・籠舎或可為過料、在々所々ニテ
モ此条数之趣ヲカンカヘ、堅可相守者也、

延宝二年二月日

二四二九

定

(令条記卷二十 二五二号)

一 御朱印伝馬・人足之員数、御書付ノ外多不可出事、

一 御伝馬并駄賃之荷物者尅駄四拾貫目、人足之荷物者尅

人ニ付テ五貫目ニ可限事、

一 江戸ヨリ品川迄駄賃錢、尅駄ニ付テ五拾三文、乗懸荷

物人共ニ同前、荷物ナクシテ令乗者三拾四文、人足賃

ハ尅人ニテ式拾七文、千住へ五拾八文、荷ナシニ乗者

三拾八文、人足賃者廿九文、板橋へ六拾文、荷物無之

時者三拾九文、人足賃ハ三拾文、下高井土へ九拾三文、

荷ナクシテ乗ハ六拾三文、人足賃者四拾七文、

但、夜通シ急相通ル輩者、荷ナシニ乗、トイフトモ、

夜分者尅駄ノ積ニ駄賃ヲ可取事、

附、五貫目迄之乗懸荷物者荷ナシニ乗駄賃同前タル

ヘシ、夫ヨリ重キ荷物者本駄賃錢可取事、

一人馬之儀、御定之外増錢ヲ取モノ有之者可令籠舎、並其町之間屋・年寄為過料鳥目五貫文宛、人馬之役之者ハ家一軒ヨリ百文ツ宛、可出事、

一御伝馬駄賃之荷物ハ其町之馬不殘可出之、若駄賃馬オホク入時者、在々所々ヘヤトヒ、荷物遅々無之様ニ、風雨之節トシニモ可出之、往還之輩無子細子細なくシテ、理不尽之儀申懸者可為越度、又往還之者ニ対シ非儀非儀成儀有之者可為曲事事、

一道中次人足・次馬之員數、縦国持大名タリトイフモ、家中共ニ東海道者一日ニ五拾人・五十疋ニ過ヘカラス、此外ノ伝馬者廿五人・廿五疋ニ限ヘシ、

但、江戸・京・大坂者各別タルヘシ、勿論道中ニテ人馬共ニ追通スヘカラサル事、

附、泊々ニテ木賃、主人疋人ハ拾二文、召仕之者疋人ニハ六文可取之、馬疋疋モ可為拾二文事、

一乗物疋丁疋ニ次人足六人、山乗物者四人ニテ、御定之人足賃取之、可相送之、長櫃疋棹三拾貫目を限ヘシ、夫ヨリ重キ荷物者持ハコフヘカラス、人足疋人ニ五貫目之荷積ニテ三拾貫目ハ人足六人、ソレヨリカロキ荷物

者貫目ニシタカヒ人数減少スヘシ、此外者イツレノ荷物モ可準準之事、

右条々、可相守之、此旨若於相背者速可被処嚴科者也、仍下知如件、

天和二年五月日

二四三〇

(令条記卷二十一 二五四号)

覚

一頃比日道中筋火事繁候間、弥火之元可入念候、総總テ例年九月ヨリ翌三月迄者宿々ニ於テ最前モ相触候通、自身番一町ニ一ケ所宛標宛懈怠懈怠ナク相勉勸、一町切ニ夜番ノモノ度々相廻可申事、

一最前モ相触候通、クモスケ堅吟味可仕候事、于今宿々ニ相見得得ヘ候由、其聞有之候、縦脇々ノ者タリトイフトモ、出所相知知候者ハ日傭人足等ニモ可用候、何方ノ者トモ髓ニ不知モノ其宿ヘ集リ、日傭人足ニ可罷出ト申候共、トヒヤ・年寄並肝煎細ニ致吟味、宿々ニ徘徊一切イタサセ間鋪事、

一江戸ヨリ目アカシ折々遣之、且又御代官並領領ニヨリモ、

前方致惡事、唯只今クモスケニ成、渡世送候者共捕候筈

ニ候、一夜宛ノ宿ハ不苦存知ト存、雲助トシレ候モノ留置

候儀可有之候、其宿度々往行イタシ候モノ、ハヤク心

附吟味可仕、若乍存知、一夜ノ宿ハ不苦ト存、相對ニ

テ差置指、以來穿鑿之上、其モノ致白狀於相知者、当人

者勿論、問屋・年寄可為越度事、

一宿ハツレノ茶屋、或ハ駕籠昇ナシ迄、其外カロキ者トモ罷

在所ニテ、クモスケノ類疑敷モノニ構ナク宿イタスノ

ヨシ相聞得候間、其所支配之間屋・名主・年寄堅吟味

可仕事、

一所々海道筋ニ於テ商人之荷物附送之時分、宿々ニ有之

馬ヲ隱置、馬無之ト偽、荷物留置、庭錢取候由相聞候、

自今以後左様之儀於有之者、問屋・年寄並肝煎可為曲

事事、

一最前モ如申触候、川越之所クニテ舟賃・川越賃並木錢實、

前々相定員數之外多取候所々有之旨相聞候、不届ノ至

候、向後定ノ通可取之、若過錢取候段アラハル、ニ於

テハ可為曲事事、

一今度於程ヶ谷町、宿次之御用御荷物、宿次之証文ト歩

行持之荷物別々ニ成、致江戸着候付テ穿鑿之上御仕置

申付候趣、宿々之者為意得、左ニ記之、

但、右ニ付、程ヶ谷町帳付九兵衛、関東八州追放之

上、田畑家並諸道具關所、問屋次郎左衛門義、程ヶ

谷町廿里四方追放之上、田畑家關所被仰付、文長

キユヘ略之、

右之通堅可相守之、總総テ前方相触候通、輕キ旅人ニ至

迄無滞様ニ仕、御用之儀者勿論、輕キ下々迄附送、次

合之節、問屋・年寄其外之役人急度立合、裁配可仕候、

帳付肝煎等計ニマカセ置間鋪候、此廻状披見之上、宿

付之諸所問屋老人致印形、順々遣之、留之宿ヨリ宿次

ヲ以可相返候、已上、

貞享三年十二月廿八日 高木守勝 高 伊勢在判

品川ヨリ守口迄六拾式ヶ所宿々 問屋・年寄

二四三一

(令条記卷二十 二五五号)

覚

一貞享之年号ヲ元祿ト改元之義、當月六日當月六日 仰出候間、

一今度於程ヶ谷町、宿次之御用御荷物、宿次之証文ト歩

其旨相意得、尤、宿々支配之場所へモ相触可申事、

一生類アハレミノ義ニ付、前方被 仰出候御書付之趣、

其御道中筋如申触候、今以無懈怠カタク相守可申候、

勿論牛馬相煩、用ニ立不申候共、生ナカラ捨候儀御停

止之申候、用ニ不立、養カネ候モノ、義ハ、早速其所

之御代官並私領者地頭へ申達候得者、ヤシナヒ候筈ニ

候間、其段可相守可申候、若令違背、株鹿末ニ仕段相聞

候ハ、急度可為曲事、

一 比日道中ニテ旅人或ハ物參相煩旅行難成旨申モノ有之

候得者、宿送リニイタシ候由、タトヒ其身望申候テモ、

向後此方へ一往届無之送、問敷事、

一 旅人之病人有之候者、随分入念業等用サセ、其者之固

所・親類縁者委細 早々我等方へ宿次ニテ可致注進候、

其上ニテ此方ヨリ可致差送候、若指図無之内病氣得快

氣、独旅行罷成程ニ候ハ、心次第何方へ成トモ遣可

申候、左候ハ、其所罷立候刻、其モノニ為致証文、親

類縁者国所ヲ書付サセ、早速宿次ニテ可申越事、

一 自然指図無之内、右之病人相果候ハ、御代官所者手

代、私領ハ其所之役人ヲ招、問屋・年寄立合、死骸相

改、其上ニテ埋置、雜物等書付、此方へ注進之儀、宿

次ニテハ無用、其所之御代官或ハ地頭ヨリ此方へ被相

達候ヤウニ可仕事、

一 先達テモ相触候通、宿々ニテ宿ナシ雲スケ類一切不可

指置之、クモスケハ捕置之、可致注進候、若不念ニイ

タシ置候ハ、其宿可為越度候、此段ハ委細前々相触候

トイヘトモ、比日少々右之類ノモノ相見得候ヨシ風聞

付、可申遣事、

右之通堅相守可申候、若相背者有之ニ於テハ、其所之

問屋・年寄其外役人可為曲事、尤、面々支配之内委細

申触、証文取置可申候、此廻状披見之上、宿附、下ニ

到着之刻限並問屋老人宛判形イタシ、順々遣之、留之

宿ヨリ宿次ヲ以可相返候、已上、
元禄元年辰十月九日 高 伊勢在判

品川ヨリ守口佐屋道中 宿々問屋・名主

令条記卷第十八 (九カ)

二四三二

定

(令条記卷十九 二三〇号)

一 割印ナキ船ニ商買ノ荷物不可積事、

一 渡舟之事、商人荷咎駄ニ四拾貫目附京銭拾文可取之

乗掛モ馬人共ニ拾文ナリ、

但附、富士道ハ舟賃右可為同前、

但、参詣之步者ハ五文可取事、

一 舟賃相定候上者、往還之者無忌様ニ舟ヲ可渡事、

右之条々於相背族者可為曲事者也、

慶長十七年子五月廿七日

板倉 伊賀守
米津 清右衛門
大久保 石見守

二四三三 (令条記卷十九 二二二二一)

舟渡定

一 白井渡 一 厩橋 一 五料 一本本末

一 葛和田 一 河侯 一 古河 一 房川渡

一 栗橋 一 世喜宿ノ内大船渡境 一 七里ヶ渡

一 厩川府 一 神崎 一 小見川 一 松戸

一 市川

一定船場之外脇々ニテ猥ニ往還ノ者不可渡事、

一 女人・手負其外不審成モノ、イツレモノ船場ニテモ留置、早々至江戸可申上之、

但、酒井備後守手形於有之者無異儀可通事、

一 隣国里カヨヒノモノ、前々ノ船渡所可渡之、其外女人・

手負不苦者ヲ者、其所之給人又者代官之手形ヲ以可相渡事、

一 酒井備後守手形雖有之、本舟場之外ハ女人・手負又者

不審成モノハ一切不可通事、

一 総別江戸へ相越モノ不可改事、

右条々於相背族者、可致刃敵科者也、

元和二年辰八月日

对馬守 (安藤重信)

大炊守 (大炊頭、土井利勝)

備後守 (酒井忠利)

上野守 (上野介、本多正純)

雅楽守 (雅楽頭、酒井忠世)

二四三四 (令条記卷十九 二二二二二)

覚

一 過書船上米之事、百石付テ銀子六匁宛ニテ相定上者、

為兩人請取之、木村惣左衛門・角倉与市右へ可納之、
并ナシ船數兩人次第數多可申付事、

一從伏見下船乘人荷物之上米之事、如先規右兩人方へ可納之、舟數同前、

附、舟賃可為如先規者也、

元和二年辰

以上、公義仰渡、

二四三五

安永元年

一目附役之面々、江戸詰等之節於中途何ソ支有之、致滯

在候ハ、本亭又者役人証文受取へ其段申出趣、大御

目付衆被仰渡、

安永五年申八月

二四三六

文化十四年

一江戸詰トシテ致往來候面々、於中途人馬繼立方之儀、

以來左之通、

一繼人足式拾五人

一繼馬式拾五匹

右者、何ゾニ付御札使並御用物才領、其外間々交代等

ニテ東海道致通行候節、一日分右之通繼立候ニテモ不苦

候、右外者老疋共人タリモ公辺へ御伺無之候テハ通行

不相成候、

一繼人足五六人之間

一繼馬式三疋之間

右者、美濃路之儀、一日分右人馬數ニテ罷通候儀ハ不

苦候、過上ニ及候へハ前条同前、御伺無之候テハ通行

不相成候間、可成丈伊勢路可罷通候、

一中山道・木曾路儀者被究置候通、猶又無間違樣可心得

候、

一江戸致出立候節人馬數届申出置候外ニ於途中臨時相雇

候節ハ、何月何日何方於宿、幾人何疋相雇候、於大

坂御留主居へ届可申出候、最初申出置候通無相違候テ

モ其段可申出候、尤、爰元ヨリ致出立候節ハ、於大坂

届申出候儀ハ是迄之通ニテ、増減等之儀ハ於江戸可申

出候、左候テ、右届申出候節者、役目等肩書ニ相記、
名々名前相立、一紙ニ可申出候、

右者、道中人馬(繼)鑓立等之儀ニ付テ者先年ヨリ度々申渡
趣モ有之候処、間ニ者不行届向茂有之、不可然事候条、
以来右之通相心得、聊大形之儀有之間敷候、乍此上不可
守之者モ候ハ、屹可及沙汰候、此旨不洩様ニ向々へ
可申渡候、左候テ、出立之届申出節者、向々御用人ヨ
リ当人又者支配人頭等へ、本文之趣無間違様、時々可
相違旨、是又可申渡候、

右之趣於江戸申渡有之候段申来候条、猶又向々へ可致
通達候、

文化十一年戊四月

(新納久命)
内蔵

二四三七

一(繼)鑓人足五拾人

一(繼)鑓馬五拾疋

右ハ、太守様御上下之節、東海道被遊御通行候硯、
人馬一日分、右之通(繼)鑓立之儀ハ是迄之通、右外者走疋
老人タリトモ公辺へ御伺無之候テハ不相成候、御子様

方御通行并女中立ニテモ、右人馬類(繼)ト候へハ御伺無之
候テハ不相成候、尤、美濃路之儀ハ一日分式拾疋拾
人(繼)鑓立ノ場所故、時々御伺無之候テハ是又御通行之不
相成候、

但、朝夕仕等之儀、是迄之通可相心得(繼)、

右者、御上下等之節人馬(繼)鑓立方、以来右之通相心得、
無間違様可取計候、

右之通於江戸申渡有之候段申来候条、可承向々へ可申
渡候、

文化十一年戊四月

(新納久命)
内蔵

二四三八

諸国御本亭

東海道

品川 岩田(繼)義兵衛

川崎 田中兵庫

神名川(奈) 鈴木源太左衛門

程ヶ谷 刈部清兵衛

戸塚 沢辺九郎右衛門

藤沢(繼) 前田源右衛門

平塚

大磯 小島三三郎

小田原 清水伝左衛門

畑宿 畑畑右衛門

箱根	柏屋佐五右衛門	三島	樋口伝左衛門	関	川北休左衛門	坂之下	若林加兵衛
沼津	清水助左衛門	原	渡辺平左衛門	土山	土山喜左衛門	水口	藪下伝兵衛
吉原	長谷川八兵衛	岩渕	常盤弥兵衛	石部	三代寺小右衛門	草津	田中九藏
神原	平岡休兵衛	油井	岩辺郷右衛門	大津	大坂屋嘉右衛門		
興津	市川新左衛門	江尻	寺尾与右衛門	木曾路並美濃路御本亭			
府中	泉屋平右衛門	丸子	横田三左衛門	板橋	豊田孫右衛門	大宮	内倉新右衛門
岡部	内野九兵衛	藤枝	青島次右衛門	鴻巣	小池山太夫	本庄	内田七左衛門
島田	置塩藤四郎	金谷	山田三左衛門	熊谷	竹井新左衛門	倉ヶ野勅使河原八左衛門	
日坂	片岡清兵衛	掛川	沢野弥三左衛門	坂元	亀井三郎左衛門	板花	木島喜兵衛
袋井	田代八郎右衛門	見付	神谷三郎左衛門	松井田	松元勘兵衛	輕井	佐多市兵衛 ^{①右衛門}
浜松	梅屋市左衛門	舞坂	宮崎伝右衛門	追分	大屋市左衛門 ^{①上}	小田井	安川清兵衛
荒井	疋田八 ^{①郎} 兵衛	白須賀	大村庄左衛門	望月	大森休左衛門	塩灘	丸山善兵衛
二川	後藤五右衛門	吉田	清須屋与右衛門	長窪	石倉平次郎	和田	永井権左衛門
御油	鈴木半左衛門	赤坂	赤坂彦十郎	下之諏訪	岩波太左衛門	塩尻	吉江市左衛門
藤川	天野九郎右衛門	岡崎	中根甚太郎	洗馬	西瀬伝左衛門	本山	小林吉左衛門
池鯉鮒	永田清兵衛	鳴海	西尾伊右衛門	藪原	寺島勘右衛門	奈良居	龜子九郎右衛門
宮	森田八郎右衛門	桑名	大塚与六郎	宮之越	村山総兵衛 ^{①勘}	上ヶ松	藤田九郎右衛門
四日市	清水太兵衛	石薬師	岡田市左衛門	須屋	木村平左衛門	福島	白木郷右衛門
庄野	柳屋兵左衛門	龜山	樋口太兵衛	中津川	市岡七右衛門	妻籠	島崎市右衛門

大井	中口宿助	大湫	保土長左衛門	廣島	客屋	海田市	御茶屋
御岩 ^(兼)	磯部伊左衛門	鶴沼	桜井長兵衛	西条四日市	御茶屋	沼田本郷	御茶屋
加納	森与次右衛門	美江寺	山元宇兵衛	三原 ^(大膳寺)	寺有	尾之道	笠岡屋作右衛門
樽井 ^(垂)	井上伝右衛門	関ヶ原	古山与吉	今津	大庄屋所	神名辺	藤井数右衛門
今須	伊賀六左衛門	柏原	南部辰右衛門	高屋		七日市	佐藤 ^(友) 右衛門
醒ヶ井	松井新助	スリ針	田中九郎右衛門 ^(左)	矢掛	石井源次郎	河辺	塩尻源大夫
^(島居本) 鳥本	南部勝兵衛	高宮		板倉		岡山	丸屋源八郎
愛知川 ^(②)	西俣甚五左衛門 ^(灰)	武佐	下川七左衛門	藤井村	安井八之丞 ^(②)	八兵衛	
守山	宇野仲右衛門	起	加藤右衛門七	片上	長岡五郎左衛門	一日市村	難波孫太郎
清須	林総兵衛 ^(②)	大垣	沼波喜知助	片島	山本半右衛門	有年	柳原与三左衛門
	中国路御本亭			鷓村	五百井十兵衛	正条村	
赤間関	佐甲伝兵衛	長府		御着	天川休兵衛	カコ川	中倉三左衛門
小月		吉田	御茶屋	大久保	安藤助大夫	明石	
厚狭市		船木	御茶屋	兵庫	小豆屋助左衛門	西之宮	松村儀右衛門
小郡	御茶屋	宮市	児部与右衛門	大坂			
福川	福田宇右衛門	徳山		小倉路御本亭			
花岡	御茶屋	^(高) 宮森	相川新五郎	水俣	水俣市左衛門	^(堀) 場之浦	
玖珂	御茶屋	関戸	村尾甚兵衛	佐敷	薩摩屋伊兵衛	田之浦	
玖波	平田七三郎	廿日市	山田善左衛門	日奈久	問屋彦兵衛	八代	

小川 御茶屋

高田 高田新右衛門

松橋 松田九郎左衛門

宇都

川尻 木村源兵衛

熊本

植木

山鹿 山鹿七郎左衛門

南之関 南之関治右衛門

宿之町

府中 原助左衛門

松ヶ崎

原之町

野町

瀬高 松崎安左衛門

⑨ 宿之町△

府中 原助左衛門

⑩ 松ヶ崎△

山家 山田弥助

⑪ 内野 大久保弥一兵衛

飯塚 宮崎徳左衛門

木屋之瀬

⑫ 早崎 薩摩屋仁兵衛

小倉 村屋新蔵

大里 細屋彦兵衛

一 豊前小倉 近藤万五郎

右者、御^⑬入被仰付、以来御休泊等モ被遊筈候間、御

家中往来之面々、向後村屋新蔵方同前致止宿之儀^⑭勝手

次第可致候、此旨致^(通達方)通候、

寛政元酉四月

(島津久邦) 石見